

平成25年9月那賀町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成25年9月4日（水）

招集場所 那賀町役場本庁舎3階議場

出席議員 14名

1番	柏木 岳	2番	古野 司	3番	田中 久保
4番	前 耕造	6番	植田 一志	7番	熊原 廣幸
8番	植北 英徳	9番	株田 茂	10番	吉田 行雄
11番	連記かよ子	12番	福永 泰明	14番	新居 敏弘
15番	久川治次郎	16番	大澤夫左二		

欠席議員 なし

5番 清水 幸助

欠 員 1名

13番

会議録署名議員

12番 福永 泰明 14番 新居 敏弘

議会事務局

局長 福多 士郎 書記 司 るり

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	坂口 博文	副 町 長	稲澤 弘一
教 育 長	尾崎 隆敏	総 務 課 長	峯田 繁廣
出 納 室 長	大下 雅子	相 生 支 所 長	中田 昌一
上那賀支所長	横山 尚純	木 沢 支 所 長	井本 和行
木 頭 支 所 長	蔭原 秀一	教 育 次 長	鵜澤 守
税 務 課 長	後藤 交峰	住 民 課 長	岡川 千歳
健康福祉課長	吉岡 敏之	建 設 課 長	平川 恒
農業振興課長	檜本 正史	林業振興課長	森 久男
企画情報課長	湯浅 卓治	環 境 課 長	岡川 雅裕
地域防災課長	森下 藤夫	ケーブルテレビ課長	岩本 泰和
商工地籍課長	新居 宏	森林管理受託センター準備室長	山本 賢明

議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 6 3 号 那賀町長期継続契約に関する条例の一部改正について

議案第 6 4 号 那賀町工場立地法地域準則条例の制定について

議案第 6 5 号 那賀町観光施設条例の一部改正について

議案第 6 6 号 那賀町奨学金条例の一部改正について

議案第 6 7 号 那賀町学校給食センター及び共同調理場設置条例の一部改正について

議案第 6 8 号 那賀町公民館条例の一部改正について

議案第 6 9 号 那賀町立幼稚園条例の一部改正について

議案第 7 0 号 那賀町営残土処理場条例の一部改正について

議案第 7 1 号 町道路線の変更について

議案第 7 2 号 海部消防組合からの脱退について

議案第 7 3 号 海部消防組合からの那賀町の脱退に伴う財産処分について

	議案第 7 4 号	平成 2 5 年度那賀町一般会計補正予算（第 2 号）について
	議案第 7 5 号	平成 2 5 年度那賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
	議案第 7 6 号	平成 2 5 年度那賀町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）について
	議案第 7 7 号	平成 2 5 年度那賀町集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について
	議案第 7 8 号	平成 2 5 年度那賀町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
	議案第 7 9 号	平成 2 5 年度那賀町立上那賀病院事業会計補正予算（第 1 号）について
	議案第 8 0 号	平成 2 5 年度那賀町工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）について
日程第 4	議案第 8 1 号	物品購入契約の締結について （平成 2 5 年度町単独丹生谷消防署救助工作車購入事業）
日程第 5	諮 問 第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 6	認 定 第 1 号	平成 2 4 年度那賀町一般会計歳入歳出決算の認定について
	認 定 第 2 号	平成 2 4 年度那賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認 定 第 3 号	平成 2 4 年度那賀町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認 定 第 4 号	平成 2 4 年度那賀町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認 定 第 5 号	平成 2 4 年度那賀町集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

	認定第6号	平成24年度那賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第7号	平成24年度那賀町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第8号	平成24年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第9号	平成24年度那賀町財産区事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第10号	平成24年度那賀町立上那賀病院事業会計歳入歳出決算の認定について
	認定第11号	平成24年度那賀町工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
日程第7	陳情第2号	「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について
	陳情第3号	国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書
	要望第2号	T P P 断固反対に関する特別決議について
	要望第3号	生命と権利を守り、核のない平和な社会の実現を求める要請書
	要望第4号	道州制導入に反対する意見書について
日程第8	報告第8号	平成24年度株式会社二十一わじきの経営状況について
	報告第9号	平成24年度株式会社もみじ川温泉の経営状況について
	報告第10号	平成24年度株式会社アイエフの経営状況について

- 報告第 1 1 号 平成 2 4 年度あじさい木工株式会社の経営状況について
- 報告第 1 2 号 平成 2 4 年度株式会社四季美谷温泉の経営状況について
- 報告第 1 3 号 平成 2 4 年度株式会社きとうむらの経営状況について
- 報告第 1 4 号 平成 2 4 年度健全化判断比率について
- 報告第 1 5 号 平成 2 4 年度資金不足比率について
- 報告第 1 6 号 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について（専決 1 5 号）
- 報告第 1 7 号 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について（専決 1 6 号）

本日の会議に付した事件 議事日程に同じ

午前 10 時 00 分 開会

○大澤夫左二議長 おはようございます。ただいまの出席議員は 14 名であります。

ただいまから、平成 25 年 9 月那賀町議会定例会を開会いたします。

午前 10 時 00 分 開議

○大澤夫左二議長 これより、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

監査委員から、定期監査、随時監査、財政援助団体等に関する監査並びに例月出納検査の結果について、議長宛てに報告書が提出されておりますので御報告いたします。

本日、定例会に欠席したい旨、清水君から申出がありました。

次に、町長から、お手元に配付のとおり議案等の提出通知がありましたので、報告いたします。

報告は以上のとおりであります。

これより本日の日程に入ります。議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、議長において福永泰明君、新居敏弘君の 2 名を指名いたします。

日程第 2、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から 9 月 20 日までの 17 日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から 9 月 20 日までの 17 日間と決定いたしました。

日程第 3、議案第 63 号「那賀町長期継続契約に関する条例の一部改正について」から、議案第 80 号「平成 25 年度那賀町工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）について」までの 18 件を議題といたします。

以上、18 件について、町長に提案理由の説明を求めます。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 那賀町長、坂口博文君。

○坂口博文町長 おはようございます。

本日、平成 25 年 9 月那賀町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私とも御多用のところ御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

まず、提案理由の説明に先立ちまして、先般、議会運営委員会では御説明もさせていただきましたが、議会の皆様方、また町民の皆様方に御心配をおかけいたしました丹生谷消防署署長人事について、これまでの経過及び今後について御説明を申し上げます。

議員の皆様方には、お手元に資料をお配りいたしております。それを御参考にさせていただきたいと思っております。また、ケーブルテレビを御覧の町民の皆様には、ボードにて御説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

〔パネル提示〕

まず、海部消防組合は、海陽町、牟岐町、美波町そして那賀町、この 4 町で構成されております。そして消防本部が牟岐町にございます。そして各消防署が、海南のほうに海南消防署、それから丹生谷の消防署がございます。そして出張所が牟岐と日和佐にご

ざいまして、那賀町には先般設定しました、救急隊のあります那賀上流支署がございます。

消防の本部には消防長、そして各消防署には消防署長を置かなければならないことになっております。そしてこの消防長、消防署長につきましては、「消防組織法」というのがございまして、第12条に消防長、これは消防本部の長になります。それから13条に消防署長ということで、消防署の長ということになっております。それぞれの消防長、消防署長の任命につきましては、第15条に「消防長は、市町村長が任命」を行うことになっておりますが、海部消防組合については、先ほど申し上げましたように4町村で構成されておりますので、そこに管理者を決めております。それが現在、影治美波町長が管理者としておりますので、影治美波町長の管理者による消防長の任命ということになります。

そして、消防署長以下の職員、消防署の職員です。これは、任命されました消防長が任命をすることになっております。この消防長が任命するわけなのですが、これには市町村長の承認が必要ということで、管理者である影治美波町長の承認を得ることになります。消防組織法というのがあって、「消防長及び消防署長は、政令で定める資格を有する者でなければならない」とされております。

その資格、まず消防長の資格です。これにつきましては、政令第1条で、これは消防職員、今の消防署員さん、署に勤められておる方が、消防司令といった職、行政で言えば課長さん以上ということになります。

すみません、消防長の場合は違います。消防長の資格の場合は、消防署にいる方については、消防署長さんになられた方とかが消防長の資格があるのですが、これまで丹生谷消防署では、この第1号から第11号まで項目があるのですが、ほとんど第9号、この第9号を適用しております。「市町村の行政事務に従事した者で、市町村の内部組織の部（部を置かない市町村にあっては、課）の長の職その他市町村におけるこれと同等以上とみなされる職にあったもの」で、「その職にあった期間2年以上」あった人を、消防長として市町村長が任命することになっておると。消防長はそういったことで、行政から出向する場合でも、可能性としては行政職の方でもかなりおいでだと思います。

次に消防署長さん、これが今問題になっている点でございます。この消防署長につきましては、現在であれば「消防吏員として消防事務に従事した者で消防司令以上の階級にあったもの その階級にあった期間1年以上」という方なら、どなたでもその職員から格上げすることができます。その署長に向けた能力がある方であれば、そういったことが可能になります。ただやはり、これは消防署を最初に設立したというような状況の場合は、非常に難しい状況です。よその消防署から署長に来ていただくというような場合があると思われまして、出向していただくのは非常に難しいということで、これまで大概の消防署の方が、この第3号にあります「消防団員として消防事務に従事した者で」ということと、そして「（略）その他消防団におけるこれと同等以上とみなされる職にあったもの その期間が3年以上（略）」と、ここまでの項目を採用して署長に就任をさせていたというのがほとんどでございます。また、消防団長さんの経験をされておる方もあろうかと思えます。ただ、この団長さんにおきましても、このあとに規定が

ございまして、「常備部の長」ということで、消防団で常備をしているところはほとんどないと思います。那賀町、旧 5 か町村で非常備ですから、常備部の長というのはございません。

そして、最後の下の方、もう 1 つ、「かつ」というのがございます。「かつ、消防大学校において消防庁長官が定める教育訓練を受けたこと」、これはほとんど消防大学校には入校していないと思います。これはできないのです。消防大学校に入校する規定がございまして、これにはまず消防署長さんの受ける消防大学校での科といいますか、それが上級幹部科——昔は 1 か月だったらしいのですが、現在 1 2 日になっているそうです。そして、ここの学校への入校資格が、消防吏員、この方しか入校できない。消防の団長さんや副団長さんの場合の入校できる科は、消防団長科というのがございまして、そこには入校できます。そういう要件がございまして。そして年齢が 55 歳を超えると、入校できないという規定がございまして。

そういったことで、これまでの御指摘も県からも受けたのですが、そういったことをもう既に職員さんの中に該当される方もおいでという状況の中で、できるだけ早く海部消防組合の消防長さんと協議をして、丹生谷消防署におきましてもそういった是正をしていただきたいと、県からはそういう御指導を受けたわけです。一応御指摘があつて、早急に県のほうにも御相談に行き、対応を協議した結果、そういう処置をできるだけ早くしてくださいということで、海部消防組合の消防長さんと御協議をさせていただき、9 月 1 日付で人事案件を発令していただいております。

なお、今後 4 月 1 日以降、那賀町が独立をした場合においては、4 月 1 日はまだ私の任期がありますので、これは私の責任で消防長を任命することになるかと思っております。そして消防長によって、消防署長についても職員についても、全て新しい消防長からの辞令になるかと思っております。そのときは長の任命権、そしてまた署長以下の任命についての承認権、承認をすることについても、私のほうでそういう対応をしていかなければならないと思っております。

また、上流の救急隊におきましても、これも現在は海部消防組合の管轄ということになっております。これも一部、県から御指導を受けている点がございまして、これにつきましては、将来的にそういった方向についてもできるだけその対応をしてまいりたいということを申し上げてございます。

以上、海部消防組合丹生谷消防署の署長人事についての御報告を終わらせていただきたいと思います。

それでは、本題に入らせていただきます。

今回御提案申し上げます平成 24 年度の決算認定につきましては、決算認定審査特別委員会においてその詳細を御報告申し上げますが、これまでの財政の健全化と行政改革の推進に努めてまいりました結果、財政状況は地方債残高約 169 億円、基金残高約 103 億円、経常収支比率 74.1%、実質公債費比率 3 年平均 11.3%、単年度で 8.7%と、著しく好転をいたしております。

しかし、今後、ごみ処理施設の改築、分庁・支所の耐震化事業などの財源を推測しますと、依存財源に頼る那賀町としては厳しい状況が想定されます。補助金や交付税の減少が予想される中で、本町としては、より一層の効率的、効果的な財政運営を図る必要

があると思われます。

そうした中で、森林管理受託センター準備室の運営状況につきましては、これまで御報告してきましたとおり、生産量の拡大と流通・需要拡大策について、約1年間センター準備室において試行錯誤を続けてまいりました。その中で特に人材確保、また搬出コスト高による森林所有者への還元額等、課題がまだまだございますが、先般も林野庁及び長野県庁より本町に来庁し、森林管理受託センター準備室の取組状況等を含め、状況視察にられました。こうしたことから、森林林業の再生・活性化には、各県、各自治体それぞれ真剣に取り組んでおられますことから、競争が一層激しくなってくることが想定されます。那賀町としても、今後、吉野地区において、進めている特定地域再生計画の早期策定を進め、林業再生の拠点としてマスタープランの実現に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

また、高齢者・障害者対策と震災・災害対策としての買物支援、足対策、障害者施設等につきましては、宅配サービスの開始及び過疎集落等自立再生緊急対策事業によるボランティアタクシー用自動車の購入等、関係機関の協力を得て進めております。関連する施設整備及び耐震改築施設ほか、分庁舎、また下ノ内住宅、わじき保育園跡の住宅につきましては、設計の発注を進めておりますので、現時点の状況につきましては、今議会において御報告をさせていただきたいと思っております。

それでは、今回の提案理由の御説明を申し上げます。

9月議会に御提案いたします案件は、条例の制定・改正が8件、平成25年度補正予算7件、契約の締結1件、その他の議案3件、諮問1件、決算認定11件の、合わせて31件について御審議いただくものでございます。そのほか報告が10件ございます。

以下、議事日程の議案番号順に御説明を申し上げます。

日程第3、議案第63号は「那賀町長期継続契約に関する条例の一部改正について」であります。これは契約期間の改定や文言の整理、修正を行うものであります。

議案第64号は「那賀町工場立地法地域準則条例の制定について」であります。これは工場立地法の規定による条例の制定により、面積要件などを定めるものであります。

議案第65号は「那賀町観光施設条例の一部改正について」であります。これは木沢地区の出合トイレの移転によるものであります。

議案第66号は「那賀町奨学金条例の一部改正について」であります。これは現状に合わせて対象となる学校の範囲を改正するものであります。

議案第67号は「那賀町学校給食センター及び共同調理場設置条例の一部改正について」であります。これは同条例から「上那賀東学校給食共同調理場」、「上那賀西学校給食共同調理場」及び「北川小学校給食室」を削除するものであります。

議案第68号は「那賀町公民館条例の一部改正について」であります。これは同条例から「日野谷公民館」及び「川成公民館」を削除するものであります。

議案第69号は「那賀町立幼稚園条例の一部改正について」であります。これは同条例から「わじき幼稚園」を削除するものであります。

議案第70号は「那賀町営残土処理場条例の一部改正について」であります。これは同条例の請ノ谷残土処理場の地番の改正、また「蔭谷残土処理場」を同条例に加えるも

のであります。

議案第 7 1 号は「町道路線の変更について」であります。これは町道徳ヶ谷口線の起点終点を変更するものであります。

議案第 7 2 号は「海部消防組合からの脱退について」であります。これは本年度末をもって本町が同組合から脱退することについて、議会にお諮りするものであります。

議案第 7 3 号は「海部消防組合からの那賀町の脱退に伴う財産処分について」であります。これは脱退に伴う財産処分案を議会にお諮りするものであります。

議案第 7 4 号は「平成 2 5 年度那賀町一般会計補正予算（第 2 号）について」であります。既定の予算額に歳入歳出それぞれ 3 4 6, 6 1 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 9, 6 7 8, 0 9 8 千円とするものです。

歳出の主なものは、民生費であすなろ作業所改築工事費など 5 5, 7 1 5 千円を追加、農林水産業費で森林整備加速化・林業飛躍事業費 2 0, 8 7 3 千円、バイオマスタウン推進事業費 1 5, 8 8 4 千円など、合わせて 1 0 3, 6 7 6 千円を追加しました。土木費では、残土処理場管理費 2 9, 1 4 2 千円、下ノ内地区住宅等移転対策費 3 7, 4 3 9 千円など、合わせて 8 9, 2 4 1 千円を追加しました。教育費では、相生小学校校舎屋根改修工事 9, 7 0 0 千円などを合わせて 2 8, 0 7 4 千円を追加しました。災害復旧費は林道災害復旧費 2 1, 0 0 0 千円を追加しました。

財源としては、地方交付税 5 1, 3 6 3 千円、使用料及び手数料 2 7, 8 8 8 千円、県支出金 7 1, 3 1 3 千円、諸収入 1 0 8, 2 8 4 千円、町債 6 6, 1 0 0 千円などを充当しました。

地方債の補正では、臨時財政対策債、合併特例債、災害復旧事業債の借入限度額を補正いたしました。

議案第 7 5 号は「平成 2 5 年度那賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について」であります。既定の予算額に歳入歳出それぞれ 1 4, 6 9 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1, 1 8 8, 5 0 6 千円とするものです。

歳出の主なものは、諸支出金で国庫支出金の精算による還付金 1 4, 6 3 3 千円を追加しました。財源は繰越金を充当いたしました。

議案第 7 6 号は「平成 2 5 年度那賀町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）について」であります。

既定の予算額に歳入歳出それぞれ 6, 3 9 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 4 7 1, 2 7 6 千円とするものです。

歳出の主なものは、総務費で医療職員用パソコン 3, 4 7 9 千円、医業費で日野谷診療所での医療機器購入 2, 3 1 0 千円などを追加しました。財源は繰越金を充当いたしました。

議案第 7 7 号は「平成 2 5 年度那賀町集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について」であります。既定の予算額に歳入歳出それぞれ 7, 5 4 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 4 4, 1 2 3 千円とするものです。

歳出の主なものは、鷺敷地区における攪拌ポンプ^{かくはん}取替え工事 7, 5 4 2 千円を追加しました。財源は繰越金を充当いたしました。

議案第 7 8 号は「平成 2 5 年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）につい

て」であります。

既定の予算額に歳入歳出それぞれ600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を156,667千円とするものです。

歳出の主なものは、諸支出金で過年度保険料還付金600千円を追加しました。財源は繰越金を充当いたしました。

議案第79号は「平成25年度那賀町立上那賀病院事業会計補正予算（第1号）について」であります。資本的収入及び支出に24,150千円を追加しました。

支出は、同病院におけるエックス線CT装置の購入費であります。収入は出資金及び県補助金を充当いたしました。

議案第80号は「平成25年度那賀町工業用水道事業会計補正予算（第1号）について」であります。資本的支出で、中央監視システム構築に係る事業費11,502千円を追加しました。

以上、上程いたしました議案18件につきまして御審議をいただき、全議案とも御承認を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

どうかよろしくお願いいたします。

○大澤夫左二議長 この際、議事の都合により休憩いたします。

午前10時28分 休憩

午後01時46分 再開

○大澤夫左二議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議案第63号から議案第80号までの一括質疑を行います。

なお、これらの議案は各常任委員会へ付託の予定となっておりますので、各委員として所管分以外の議案について理事者への質疑を行っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

質疑のある方はどうぞ。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 海部消防組合から脱退の議案も出ておりますので、当初、冒頭に町長が説明なされた消防署長の件について質疑をいたしたいのですが、先ほどの説明も、フリップを御用意いただいたのですけれども、非常に分かりにくいんですね。

どういったことで問題があったかというのをちょっとまとめてみたいと思うのですが、一応事前に配られた書類で、消防署長を任命する場合ですが、これが5項目ぐらいありますけれども、ずっと行政職の中から派遣をしておったような状況の中で、第3号の「消防団員として消防事務に従事した者で、消防団の常備部の長の職又は消防団の副団長の職その他消防団におけるこれと同等以上とみなされる職にあったもの」で、その方が「その職にあった期間が3年以上」である必要があって、「かつ、消防大学校において消防庁長官が定める教育訓練を受けたこと」ということ、2点必要条件ということでされております。

これは、まずはどこで引っかけたのかということをお聞きしたいのですけれども、消防団員として消防事務に従事していたことは間違いありませんが、そのあとの消防団の長、これは常備部ですから、今的那賀町の消防団は当たらないということなのです。

で、長と「同等以上にみなされる職にあったもの」というところに関して、これは防災関係の課長であったことは、この同等以上とみなされる職にあったかどうかということの点については、これは間違いないということによってよかったのでしょうか。まずそこをちょっとお聞きします。

〔岩本泰和ケーブルテレビ課長、退席〕

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 柏木議員さん御指摘の同等ということについては、地域防災課、ここは消防団そして消防署と常に連携をとりながら、災害時の対応といったことも全てやっているということで、消防係という名目ではございませんが、内容はこれまでの各旧町村で行っておりました消防係とか、そういう担当よりも、私は消防署との連携といったことについても、かなりこの同等ということについては、その意味からして十分可能性はあると、私は思っております。その点についてはそういうことです。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 ちょっとまとめて質疑すると分かりにくくなりますので、1つ1つさせていただきますが、この「同等以上にあったもの」ということの認定はどなたがされるのですか。これは町長の判断でいいのか、どこかの確認を得ないといけないのかというのはどうなのですか。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 これは先ほど申し上げましたように、私も県のほうでも詳しく消防担当、県の担当課長さんにも確認したのですが、これは確認というか、それを任命する消防長と思っております。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 分かりました。

それで確認をした上でということですので、その立場はまずは認められたわけですが、その方であって、それで消防大学校において消防庁長官が定める教育訓練を受けなければいけないということですが、これに関して、議会運営委員会のときには消防大学校において訓練を受けるその資格がなかったという説明でした。署長でなければいけないということは聞きましたけれども、資格がないとその訓練を受けられないわけですから、その方をその立場に持つていくこと自体がまずは無理があったのではないかという点に関する質疑に関してはいかがでしょうか。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 その点については、新聞でも報道されたように、私どもも認識が不足していたということです。これは県のほうにも確認させていただきましたし、先般も海部消防の署長さん、これまで務められております次長や総務課長さん、そこらとも十分その点についてはお聞きをした上で、確かにその詳細、入校規定とかそういうも

の確認させていただいた時点で内容をよく見せていただくと、やはり入校をするには順序というものと入校資格という点で、一般行政職から即そういった消防大学校に行くということについては、結論は、入校が不可能ということになります。やはり消防大学校に行く前提に、まず県の消防学校、これをクリアしなければならないという点もございました。

そういったことで、我々としても、この点についてはこれまでの丹生谷消防署署長の人事配置、そういった点から、それで今まできたということから、今回の分についても可能なであろうということで、そういった調査ができていなかったということも事実です。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 はい、これについては、今回の方だけではなくて、やはり過去からそういう資格不足だったという話ですので、安直な流れの行政事務がそういうことになってしまったというところの反省はお認めいただけているのだろーと思いますけれども、1つの方法として、先日伺った点からいきますと、一旦は課長として出向させた上で、課長補佐でも結構ですが、その上で、訓練を受けていただけたあとに署長に昇格をさせるという点で、クリアできた方法があったという話でしたから……

(坂口博文町長「それはないです。」と呼ぶ)

それはないのですか。

(坂口博文町長「ないです。」と呼ぶ)

駄目、署長だけですか。これは署長だけですか。ちょっとこれ正確に答えていただいてよろしいですか。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 消防の担当する総務課長とか、消防長の次長、今度、今、西本前署長は消防長の下で次長ということで行っておりますが、署長のほうにいくためには、まず消防吏員にならなければ、なかなか今の規定ではなれないということです。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 ちょっとすみません、申しわけないです。課長と次長はどう違うのですか。吏員と課長の違いも、すみません。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 お手元にお渡ししたこの資料の8ページに、上級幹部科に入るための上限の年齢と規定が書いてございます。

そういったことで、学校へ入るにはその点もありますし、それから先ほど申し上げました署長の資格、この第3号にあるそういった期間が3年以上とか、そういう部分についての消防署への派遣、これについても、これは消防吏員として採用して、それから消防学校に入ることになります。ですから、総務課長とか、先ほど御指摘ありました次長とか、そういうことで県消防学校が受け入れないということになるわけですから、そ

うなりますと消防大学校には入れないということになるわけです。

この消防大学校が受け入れるためには、県消防学校を卒業といいますか、消防学校に一旦入っていないければ受け入れないというのが条件になっております。県消防学校は消防吏員でないと受けないと。ということは、例え消防署へうちが事務職として配置したところで、署長になるためには、やはり消防学校、そして消防大学校という経過をたどらなければならないということは、事務吏員的に消防署に派遣したのでは署長にはなれないということになるのです。これは先般も、海部消防でもそういうことを確認させていただきました。

では、それだったら、消防署を最初に立ち上げた自治体はどうするのかと、どういう対応をするのかということになるのですが、我々としては、それだったら地方分権の時代だから、いろいろ法律なり政令を改正してくれと言うて行こうかという話もしていたのですが、先般、そのことについても議員さんから御指摘があったということなのですが、これについては、先ほど申し上げましたように今年の6月にそういう改正もされたのですが、その内容を見せていただいたのでは、なかなかそれではそれもクリアできないというような状況です。たちまちそれと、それに併せて町が条例を制定するにしても、今の段階では、この4つの町がそういう形を承認していただいて、一緒にそれをして、なかなかうちだけでその点をやっても駄目ということになります。

ですから、それを可能な中の条例改正で対応ができる状況かどうかについては、今後県とも相談をさせていただきますが、それについてはやはり4月以降、那賀町が独立した時点で、町独自でそういう対応をするかどうかということについては、この内容についてもう少し詳しく調査をした上で、条例で対応できるのであれば条例の制定について議会の御承認を得たいと思っております。

以上です。

○吉田行雄議員 議長。

○大澤夫左二議長 はい。

○吉田行雄議員 議長、先ほど再開したときに、議案第63号から議案第80号までの内容の質疑ということでおっしゃったと思うのです。その中には議員が言よる件は2議案ほど関連ではあるのですが、私を感じますには、ちょっと内容が一般質問みたいな議論、問答になっていってあるので、議長、どうお考えですか。

○大澤夫左二議長 議長としては、冒頭町長が、これは今御指摘があったように、この議案第80号までの直接の議案でないけれども、非常に町民に対して分かりやすい説明と同時に、御迷惑をかけたということもあって、非常に分かりにくいという指摘なので、その内容が分からんのであれば、議員の質疑によって少しでも内容が理解されることがここで必要ではないのかという判断で、今ちょっと発言を許しております。

(何ごとか呼ぶ者多し)

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 だから、ちょっと僕が議会運営委員会でお聞きしたと少し違うので、それを副町長が説明いただく話なのかなと思っていたのですよ。違うのですか。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 今も副町長が横から言ったのですけれども、それは私も海部消防で確認してきたのですよ。やはり消防吏員として、前年度なら前年度の採用とかそういうので採用すれば、那賀町の職員さんあるいは一般の人を、その署長に適当な年齢、年齢制限で55歳までには行かないといかんのやけれども、40歳とか42歳で消防吏員として海部消防組合が採用してくれて、そしてその消防吏員として消防事務に当たって、消防学校へ行って、それから消防大学校へ行くと、この道を踏むのだったら行けますよ。

ただし、一般行政事務職員的な名前で出向しておって、消防学校へ行かせてくれるかといったら、受けてくれるかといったら、受けてくれんのですよ、徳島の消防学校が。ここに問題があるし、やはり消防吏員として採用してくれるのならいいですよ。行政事務に行っておって、消防署の給料とかそういう事務にうちが派遣して行っておったのでは、なれないということなのです。そういうことです。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 ちょっとこれは複雑なので、またあとで聞きます。ただし、非常に複雑だということは分かりました。

しかし、指摘の過程で、これは4月に1人の住民の方が確認をして、こういう問題があると確認をして、国のほうにも確認をしたという話なのですね。そこで、やはりこれはおかしいという指摘が国からあったというのと、県にも確認をしたらしくて、そこで首をかしげられたという話があって、それである議員の方が町長にお伝えをされたという話なのです。

そのお伝えをされて、町長が書面で回答をいただいたと思うのですけれども、その回答はどういう内容だったのですか。5月ぐらいだったかと思います。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 私は書面では回答はしておりません。はっきり申し上げます。いろいろこれまでの経過で、3名の議員さんから問い合わせがあったとお聞きいたしております。私は清水議員にお聞きしたのが初めてです。そして、いろいろこれまで担当といえますか、そういった対応をしていただいております副町長以下、それまでの方に確認して、こういうことで可能ということで出向させておりますということで、そういう内容のお返事をさせていただいたのが最初です。

その後、今の状況になってから、ではもう私が直接徳島県庁のほうに確認に行って、そこでそういう内容を確認したというのが事実です。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 今ちょっとこれは、要は危機管理の問題として、そういう指摘があって、そのあとどのように対応したかということをちょっと問うておりますので、それは5月かそこらだったというような話の調査を僕はしたわけなのですけれども、書面のやりとりはちょっと分かりませんので置きますが、そのあと県に確認されたのはい

つごろの話ですか。

（「ちょっと小休してだ。」と呼ぶ者あり）

○大澤夫左二議長 小休いたします。

午後02時07分 休憩

午後02時08分 再開

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 ……（録音漏れ）……朝日新聞が22日、徳島新聞が23日ですね。この何日か前だったと思うのですけれども、今ちょっと手帳を自室に置いてありますので、それには書いてありますが、8月末だったと思います。私が県庁に出向いて最終確認したのは末だったと思います。

それから、海部消防組合に行って、それもいろいろそういう協議をして、9月1日付ということで決めたのが、県庁から早急に海部消防と協議をなささいということで帰ってきて、副町長と担当課長に行っていたいただいたのが翌日だったと思います。県庁から帰って翌日だったと思います。そのあと、私自身が御迷惑をおかけしたこと、いろいろ御配慮いただいたということの御礼と、今後の4月以降の対応策について協議に行ったのが、先週だったかな。副町長に対応してきていただいたあと、2～3日後にすぐお伺いして、そういう方向に、今後においても、4月からについては私のほうでそういう対応をしまいますという話をしてきたところです。

そういったことで、いろいろ確かに危機管理上から言えば、私は——ただ元地域防災課長の西本が那賀町の町民に対してのいろいろな対応策については、吏員と同等以上の仕事はしていただいていたと思っております。ただ、制度的に政令に合わなかったということについては、これは今後、県からも指導を受けましたが、県のほうからでもできるだけ早期に是正をしてほしいということを受けて、10月1日付ということもあったのですが、やはりそういったことについては早急に対応をすべきと、海部消防との協議の中でそういう結論に至り、9月1日付ということで早急な対応をしたという状況です。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 先ほどの危機管理の話ですが、だからこれはさっき5月に町長の耳に入れたという話で、結局最終的に確認いただいたのは8月になってからというお答えだったと思うのですね、今の話からいくと。3か月ぐらいそのままの状態にしてあったというのが——それは署長が現場としては頑張っていたいただいたのは間違いありませんけれども、やはり行政というのは、遵法主義というか、法律や政令も含め、条例にのっとって行っていかなければいけないということですから、やはりそこはどうしてもこだわるところなのですよね。立場がどうのこうのとか、非常に難しいやりくりがあったとかいうことも含めて、これは酌量すべきところがあるのかもしれないですけども。

それで、半年前にもやはり高度医療器の議会を通さなかったという件があって、それもお叱りをいただいたということもあるわけなのです。遡って言うと大事件もありましたし、これで数えるにかなりの数、こういったことが起こっているという状況と、先ほど配られた監査の指摘事項も一切減っておらないという状況ですから、やはり行政上

がりの町長としては、もう少しやはりここをしっかりとっていただきたいなということを非常に感じるわけなのですよね。

実際は、これは消防組織法ですけれども、消防組織法及び政令の条件に合っていないという話ですから、その状況からいくと、これは違反状態にあったということになるわけですから、早期の是正を求められたということなので、ある程度の申しわけないという言葉はいただきましたけれども、やはりその部分に関してそういった認識を持っていただかないといけないのかなと強く思うわけなのです。

細かいところに関してはもう少し精査をしていく必要もありますし、この会期内でまだ10日以上ありますので十分なお調べはしたいと思っておりますけれども、こういったことが繰り返されているとやはり信頼が揺らぎますので、是非きっちりとした対応をいただきたいというふうに思います。ちょっとこの質疑で準備をしておりましたので、また、あとの質疑をさせていただきます。

以上です。

○大澤夫左二議長　ここで、午後2時25分まで小休いたします。

午後02時14分　休憩

午後02時25分　再開

○大澤夫左二議長　会議を再開いたします。

他の質疑のある方、どうぞ。

○連記かよ子議員　議長。

○大澤夫左二議長　連記君。

○連記かよ子議員　説明資料11-1の平成25年度とくしま集落再生プロジェクト推進交付金事業の中の3項目めの農業防人の設置で、これは480千円の補助金がついているわけですが、この「農業防人」というのは、具体的に言えばどういうことをするのか、またどんな人たちに委託するのか、どんな人たちがこれに関わっていくのか、ちょっと具体的なことをお知らせください。

○樫本正史農業振興課長　議長。

○大澤夫左二議長　樫本農業振興課長。

○樫本正史農業振興課長　お答えします。このとくしま集落再生プロジェクト推進交付金事業、説明のときも申しましたように、事業主体であります株式会社四季美谷温泉が、じかに県に補助金を申請して交付を受けるものでございます。それで、ここに書いてありますのは、そのときのプレゼンテーションの作文を私のほうで借用しまして、説明書きとして書かせていただいたので、「農業防人」という言葉も平井支配人等のプレゼンテーションのときの言葉でございます。

それで、ジビエ料理の普及ということ、シカ肉の確保ということがまず第一の目的でございまして、平成25年6月議会でも議員さんから質問されたこともありまして、シカ肉加工処理に対する人的確保を、半年間ではあるが本年度確保しようということで、猟友会の方との連携をとれるような方を選んでいただけたらと思っています。もちろんこれは四季美谷温泉の従業員の方です。新しく臨時雇用を四季美谷温泉がされるということで、そこに対して補助金を出すということで、立場としましては四季美谷温泉の従業員ということで、臨時の従業員です。

その方が猟友会の方と連携して、シカが捕れたらそこへとりに行くとか、そういうようなイメージを私は持っているのですが、それだけでは広い木沢地区、車で走るのもったいないということで、時間があれば一緒に高齢者世帯の安否、御機嫌伺いといったら失礼ですが、お元気かどうかを確認されたり、それから農地等の獣害に対する確認等もしていただいて、猟友会捕獲班とその辺で連携をとっていただくというような考えでおります。

以上でございます。

○連記かよ子議員 議長。

○大澤夫左二議長 連記君。

○連記かよ子議員 プレゼンテーションのための「農業防人」という造語ですね。分かりました。

それともう一点なのですが、今度下ノ内の用地を購入することになっております。イチヨウの木の下、結局これはここから車道として通行できるようにするわけでしょうか。

○横山尚純上那賀支所長 議長。

○大澤夫左二議長 横山上那賀支所長。

○横山尚純上那賀支所長 今御質問のありました町道窪田線なのですが、議案説明資料で、あそこが団地のところで行きどまりになっております。それで排水路の整備等、それと併せて前の町道とのつながり、これを考えております。つなげるように考えております。

○連記かよ子議員 議長。

○大澤夫左二議長 連記君。

○連記かよ子議員 そうすると、前々から言っていたこの農協跡の線は、今でも継続しておるのでしょうか。窪田の団地から。

○横山尚純上那賀支所長 議長。

○大澤夫左二議長 横山上那賀支所長。

○横山尚純上那賀支所長 以前計画しておりましたその農協跡地のことなのですが、一応計画はそれで今持っております。ただ農協として、これを町のほうに売却するというようなことが、農協側のほうでちょっと理事会のほうに諮りにくいというか、内部事情があるようなので、もうちょっと様子見ということになっております。

(連記かよ子議員「はい、分かりました。」と呼ぶ)

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 議案第74号の一般会計補正予算の中から3点、お聞きをいたします。

まず、17ページの前処理センター建築工事設計ということで、委託料2,500千円の計上がなされております。この説明資料、カラーできれいな資料を作っていただいを見せていただくのですが、過去に詳しく説明をいただいているのかなと、私、記憶の中で十分自信がないので、再度、前処理センターのことにに関してどのようなものかということをお聞きをいたします。

○森久男林業振興課長 議長。

○大澤夫左二議長 森林業振興課長。

○森久男林業振興課長 前処理センターについて説明させていただきます。

この前処理センターの事業につきましては、木粉を製造いたしまして、年間1,000t販売するということでございます。その木粉の原材料としましては、現在製材等で出ている製材の端材、皮のついていないものを原料として販売するということでございます。それで出資といたしましては、ここに書いてありますEJビジネス・パートナーズと那賀町、それと林業関連企業等が出資して会社を設立するということになるかと思います。

それで、事業に際しましては、事業になれば新規雇用3名ということ、それと原材料を地元の製材業者、林業事業体等から買うようになるので、山主等への資金の還元ということが図られるのではないかと思います。

事業計画につきましては、機械設備等の初期事業費としては62百万円、運転資金を除いて考えております。それで機械設備等につきましては、この新しくする会社等で整備をするということで、建屋、工場等については町のほうで建てるということで、今回その設計費用2,500千円を計上させていただいております。

収支等につきましては、説明資料12-14の2.2)に書いてありますように、売上高、木粉が1kg45円～50円、今回安いほうの45円というので見込みまして45百万円ということで、売上げ原価で木粉1,000t買うとか人件費とか、建物の使用料等をみますと33百万円、それで販売管理の5百万円を引きますと、営業利益で7百万円、それで支払利息や法人税等で3百万円引きまして、純利益4百万円という計算になってございます。原料費の購入に関しては、1kg8円～12円ということを用意しておりますけれども、今回のこの計算上では、条件の悪いほうの12円というほうで計算してございます。

次に、下に事業採算性というのがございまして、これは難しいのですが、事業の採算性を評価するための指標として、事業に対しての指標ということで、プロジェクトIRRということがございます。一般的に、事業を立ち上げるときにこういう試算をして、事業が成功するかどうかというのを判断するようです。IRRは内部収益率といいまして、この数字が高いほど収益が高いということでございます。それで横のエクイティIRRというのは、出資者にとっての採算可能性を図る指標だそうで、これも数値の高いほうがいいということでございます。この計算をする場合には事業期間を入れなければいけないということで、事業期間を平成26年～平成40年の15年間ということにしております。

先ほど言いました新しく会社をつくる資金調達につきましては62百万円ということで、株主の資本で20%、13百万円、メインのEJビジネス・パートナーズが5百万円、あと本町なり今後参入していただけるだろうという林業関連企業等で8百万円を見込んでいます。次に、融資で民間の金融機関又は政府系の金融のほうで49百万円という資金調達を見込んでございます。

スケジュール的には、先ほど説明のときにもこの木粉というのが一定量早く契約できればいい金額で契約できるということで、事業の前倒しの早くやったほうがいいという調査結果も出てきておりますので、それでこういうようなスケジュールで、できれば来年早々、早いうちに稼働して生産したいということで、このような説明資料12-

15の3. のスケジュールになっております。

今後の事業の発展性なのですけれども、木粉の需要に応じて最大生産量1,500tまで、今回導入する予定の機械で1,500tまで増産することが可能となっております。

それで、最後になりましたけれども、この木粉というのが、一番下のウッドプラスチックの需要ということで、ウッドプラスチックというものの原料、プラスチックの流体と混ぜて外構のベランダとか、自動車の内装品とかに使われている、利用されているようです。それで大体一番増えていきるのが建築外装というもので、年々需要があるということでございます。

以上でございます。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 ありがとうございます。これって、去年、大原住宅のウッドデッキの原料だということで、ここで見本を見せていただいたあの部材でよろしいのですかね。

(森久男林業振興課長「そうですね。」と呼ぶ)

○古野司議員 あれですね、プラスチックを加工された……

(森久男林業振興課長「外構で言うたら、そうなりますね。」と呼ぶ)

○古野司議員 ウッドデッキの部材の部分になったものですね。はい、分かりました。

これ、きれいにスケジュールまで含めて書いていただいたのですが、誰が調査をして結果を出して、木粉の売上げというか、契約の単価がいいというふうな結果が出たのか。どこかのコンサルか、若しくは専門業者が調査をしたのでなければ、町のおたくの担当課の課員の方がそういうふうな調査をされたのではないと思うのです。これの全体的な構図を書かれてされたというのは、どこがされたのかお聞きしてもよろしいですか。

(森久男林業振興課長「今年度当初の予算で前処理センター事業可能性調査というもので、多分当初予算で4百万円か5百万円、予算を認められていたと思います。今回それを委託しまして、委託業者に調査してもらっております。それが確かエイトコンサルタントだったと思うのですけれども、このエイトコンサルタントとこのEJビジネス・パートナーズというのが…。

EJビジネス・パートナーズというのは那賀町と以前覚書を結んでおりまして、那賀町が抱える行政課題とか実施予定の各種予定のインフラ事業を対象とした森林資源を活用したバイオマス事業とか、再生可能エネルギー事業、太陽光や小水力、風力等もあるのですけれども、それとか廃棄物資源化事業等について課題解決に向けて協力するというような覚書、昨年度まで、平成25年3月末まで覚書を締結しております。

そういうような会社で、この委託したエイトコンサルタントの調査結果、事業採算の結果がこういう結果でございます。」と呼ぶ)

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 大体分かりました。理解できんで非常に申しわけないです。詳しいことは、常任委員会のほうであとはお聞きしていただいたら。

続きまして2つ目に、戻りまして16ページのもみじ川温泉木製窓改修工事ということで出ております。これも同じような形で、町内産材を使おうかという目的のためにこういうもののスタートということかと思いますが、これは取り替えていくに関して、前も違う施設のことでお聞きしたのですが、これって私は建てた年数、建築年数を知らないので、どの程度建物に耐力があるか分からんのですが、資金を入れて改造していく中で、もとが心配ないというのはもちろん前提だろうと思うのです。まず心配ないか、先にお聞きしたいと思います。

○稲澤弘一副町長 議長。

○大澤夫左二議長 稲澤副町長。

○稲澤弘一副町長 今回木製サッシに替えるもみじ川温泉の窓に関しては、新築でない部分になるのです。ただその部分は、平成12年にもみじ川温泉がリニューアルしたときに全て耐震改修してあります。その部分で窓が一番最初、直営の町の施設として動き出したのは昭和51年なのですが、窓はそのままなので塗料がはげてきたりして、非常に見た目にも汚くなっているということで、木材の多様な利用も兼ねて、今度の事業で窓を木製サッシに替えていくということで、建物の耐震改修はできております。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 ありがとうございます。

3点目、最後になります。先ほど連記さんがお聞きをされておりました14ページのとくしま集落再生プロジェクト推進交付金というところで、県費がついて冷蔵庫の導入をして、ジビエ料理の活用を増やしていこうというふうなことで事業をされるということでございますが、これはその冷蔵庫を導入することによって、ジビエの利用が現在のところからどれぐらい増えていくというふうな設定をされておるのか、そして目指すあたりは町内で千数百頭を捕獲というか、駆除、また個体数調整をしておるシカの中でどの程度まで利用をしていこうというふうな目標を立てておるのか。多分高い目標を掲げて動きかけておると思うのですが、その目標、最終的なところというのが分かればお答えをいただきたいと思います。

○樫本正史農業振興課長 議長。

○大澤夫左二議長 樫本農業振興課長。

○樫本正史農業振興課長 この木沢シカ肉加工処理施設、当初の設立当時の目標が100頭～150頭だということを聞いております。現在のところ、昨年度実績が67頭でしたか。まだちょっと届いておりませんので、何とか100頭台に乗せられたらいいのではないかと考えております。それで、何百頭もとなってくると、今度は加工処理施設のほうがなかなか追いついていかんかも分からんので、そこらはまたどんどん目標を達成できたら、そこらもまた改修等も考えていかないといかんのかなと考えております。

とりあえず今度の冷蔵庫につきましては、安定したいい肉を提供できるようにとい

うことも非常に重要なポイントになっておりますし、ごく長期、缶詰のように長期保存は無理ですが、賞味期限もある程度確保できるので、もみじ川温泉等への販売といえますか、そういうこともできていくのではないかと考えております。

また、先ほど申しました農業防人、四季美谷温泉の従業員ということですが、そういうこと、人材を投入しまして、それによってどれくらい増えるかは、逆にこの半年間で十分検証してみたいなと考えております。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 最初の目標の100頭に近づけるように頑張るというお話でございました。これは、最初立ち上げたときに加工場も急いでされたということで、プレハブの施設でされておるのだろーと思ひます。非常に劣悪な環境の中で解体処理をしておるのが現実ではないかと思ひます。冷蔵庫が例え導入されても、最終的には加工施設自身を、もう少し県の予算をいただくなり何なりで充実した加工処理場、加工処理施設自身が冷房が効くぐらゐの程度のところであれば、数百頭の加工というのは現実的に不可能だろーと思ひます。

次はそれの充実、そしてまた望めば、本来一番頭数が確保できるはずの相生とか鷺敷地区の、山が低いところでの捕獲した分が処理場に運ばれて、捕獲班の方々の収入に少しでもつながって、それがいい巡り合わせの中でまた保護活動が促進されていくというような形になるように事業展開していただきたいと思ひます。

以上です。

○久川治次郎議員 議長。

○大澤夫左二議長 久川君。

○久川治次郎議員 2点ほどちょっとお尋ねいたします。12ページの企画総務費のもんでこゐ丹生谷運営委員会、この2,000千円につきましてちょっとお尋ねいたします。先ほどの説明では、大阪支部の設立とかいふうにちょっと聞こえたのですけれども、それとDVDを作成するというところで、この内容をもうちょっと詳しく説明をお願いしたいと思ひます。

○湯浅卓治企画情報課長 議長。

○大澤夫左二議長 湯浅企画情報課長。

○湯浅卓治企画情報課長 説明させていただきます。

まずは補助金についてであります。近畿ふるさと会というのを設立しようとしております。これは、もんでこゐ丹生谷運営委員会においての今年の目標としておるところでございます。ふるさと会と申しますのは、県で言えば県人会というのが各地方にあるかと思ひますが、ふるさと会という形で関西地区の那賀町出身者の方の会合を組織しようとしております。これを組織することによって、那賀町からの情報発信であるとか、会員さんを通じての那賀町物産品の販売とか、UターンやIターン、これらの道につながるような人脈づくりとか、そういうものを目指しております。あと、那賀町に対してのふるさと納税の足がかりになるような部分で、組織を考えております。

その組織づくりに対しての設置の準備経費でありますとか、一応めんどとしては本年度中に設立を計画しておりますので、その設立総会に対する経費、これは大きめに見

て1, 200千円を計上しております。DVDについては、もんでこい丹生谷運営委員会について、今までも諸々の活動をしておりました。それについてビデオ等で撮りためておる素材とか、これの広報用にDVDを作成するための経費として計上させていただいております。

以上です。

○久川治次郎議員 議長。

○大澤夫左二議長 久川君。

○久川治次郎議員 大阪支部とかそういったものを作って、やはりそうしていくということは大切なことだろうとは思いますが、このDVDの内容というのは、ただ行って収録しておるといような話なのではけれども、やはりこのDVDによってはふるさとをもう一遍見直していただけるというふうな、ものすごい、我々にしてみたら希望と期待を胸に抱けるようなDVDになるべきだと私は思うのですが、ただ、今までの集会でわあわあビール飲んで何しておる、騒いでダンスしようとかそういうようなDVDでは、私はちょっと問題が出てくるのではないかなと。

この内容をちょっと、どういうふうなDVDを作りたいのか、これを聞きよるのよ。今までしてきたのも、確かにこれはええところもあったのだけれども、今後このDVDを利用してこのふるさとにもんでこいのこの活動を進めていく上には、やはりそういったDVDの内容によっては、非常に期待を持てるようなことがあるのじゃないかと、そういう期待を持って質問をしておりますので、よろしくお願いします。

○湯浅卓治企画情報課長 議長。

○大澤夫左二議長 湯浅企画情報課長。

○湯浅卓治企画情報課長 もんでこい運営委員会というのを運営しておりまして、これの活動につきましては、皆さんも御承知かと思いますが、東京や大阪等でミュージカルの公演とか写真展とかを開催しております。これらの活動について撮りためております素材とか、あと今後、今も私、説明させていただきましたが、ふるさと会の設立等の経緯とか、基本的にはもんでこい丹生谷の運営……。

あとはすみません、私、ちょっと舌足らずでございますので、副町長のほうに。

○稲澤弘一副町長 議長。

○大澤夫左二議長 稲澤副町長。

○稲澤弘一副町長 課長は4月に異動で代わったばかりで、以前のことを十分把握できていない面があると思います。

そのDVDというのは、大阪や東京でもんでこいのミュージカルも含めて、来てもらってイベントしたものを映したものを流すのではなしに、一番最初、ふるさとに住んでいる人から呼びかけたビデオメッセージ、そんなものも含めて、それからそれ以後、那賀町へ帰ってきた人でこういう農業をしたり、こういう仕事をして地域で頑張っているというような、そんないろいろなことを撮って都会に発信して、それによってできるだけ帰ってきてもらいたいというような気持ちになってもらえるような映像を作ることです。

今回のもんでこいなのですが、この前のNHKのテレビで石巻市鮎川地区のことをテレビでやっておったのですが、地震もあつたり、高齢化で限界集落になったということ

なのですが、これからのまちづくりは住んでいる人、世帯は少ないけれども、家族という広い意味で言うたら、出ていった人でも間に帰ってくる人も家族という大きな考え方で、それから血のつながった家族でなくても、町を支援、地域を支援してくれる人も含めて、大きな家族でまちづくりをしていくという形を地域でとっていったら活性化につながっていくということで、そういう形で、住んでくれるのが一番なのですが、那賀町、それからその各地域を応援してくれる人が1人でも多くなるような、理解していただいて、多くまちづくりを支援してくれるような人が増えるような、そういう発信ができるようなビデオ、DVDを作りたいと思っております。

○久川治次郎議員 議長。

○大澤夫左二議長 久川君。

○久川治次郎議員 言葉では何とでも言えるようなもので、しかしながら私もそれはそのとおりだと思うのですよ。やはりもってこいのDVDを見て、那賀町はいいなと思って帰ってきてくれて、しかし現実はどうぞというようでも、これはまた困る。そこにとどまっていただけんと。やはり那賀町には那賀町のよさがある。そうしたところで、戻ってきた人もいいけれども、やはり那賀町で一生懸命農業に切磋琢磨^{せつさたくま}して頑張っておる、ユズを作って頑張っておる、そういったものもいろいろ多方面からして、そして十分検討して、せっかく作るのですから、よいものを作って発信していただきたい、このことをお願いしておきます。

それともう1点、教育委員会、ちょっと恐れ入りますけれども、保健体育総務費のところでプロスポーツ選手による生徒指導事業委託料が計上されておるのですけれども、これはどこから出てきたものですか。学校のほうから要請があったものですか。それと、これはプロ選手、私もテレビとかよく見て、それで慈善運動と言ったらおかしいのですけれども、こういった無償で来て地元の人と練習したり一緒に走ってくれたり、子どもたちとしていただけよる、こんなほほ笑ましい姿をときどき見ます。

しかし、その裏に委託料というのがあるということは、私も思ってもみない話なのですけれども、これは委託料ということは、こちらがお願いしておるということになればんのかな。プロが来てくれるのはうれしいけれども、こちらが委託するということは、これはプロですから、契約が成立するのでしょうか。私の素人考えでは。プロの人が自分で、無償で来て教えてくれるというのではないように思うのだけれども、この点、教育長、これはどうなのですか。その点、ちょっと最初に。

○尾崎隆敏教育長 議長。

○大澤夫左二議長 尾崎教育長。

○尾崎隆敏教育長 まず1点目のどこからその情報があつたのかという点ですけれども、これについては確か7月の初め頃に柏木議員さんから、プロ選手の指導を受けて技術の向上を図ったらどうだろうかというような提案がございました。その提案について、現在那賀町では少年野球、それから中学校もかなりの実績を残すぐらいのレベルに達しておりますけれども、中学校はベスト4が一番上ということで、あと一歩というところまで来ていると、その中で是非そういうようなレベルの高い野球をするために、そういう技術を身につけるためにそういう指導をしてもらえたらいいのだけれどもというような話だったと思います。

これについては、そういう提案をいただいて、それについてまたこちらでも調べさせてもらい、当然中学校の監督さんがそれについてどう思うかというように考えることも重要な課題であったというように思っております。中学校の野球部があるのが鷺敷と相生、その2つの学校の監督さんに、これについてもしそういう指導を受けられるとしたら、監督さんとしてそれを事業として実施する場合は参加していただけますか、その意義はありますかというようなことは、御相談はさせてもらいました。それについては、技術の向上につながるということで、やってくれるのであればというような話でございました。

それと、この予算面につきましては、これは事務局のほうで県下でやっている自治体は何ほかあるというようなことをネットで調べておりまして、三好市と東みよし町がやっておるということを知りました。それで事務局は三好市のほうに、どのような形でやっておるかとか、そのような調査を確か依頼したように思っております。それではやるとした場合には、具体的にやはりインディゴソックスの事務局に聞いた上でなければ、それはそれぞれの自治体でやりよることが違うのではないかなというようなことで問い合わせをして、もししてくれるとしたらどのくらいの経費がいるのか、選手が何人来て、何回ぐらいの指導を仰いだら、そのあたりの技術の講習としては効果があるのか、というような問い合わせはしておるようです。その中で大体3回ぐらい、指導者が大体4名～5名が3回ぐらい、そのくらいで経費は今回予算を計上した金額が必要というような判断のもとに予算措置はさせていただきました。技術力の向上ということがありましたし、学校としても来てしていただけるのであればありがたいというような話があったので、今回は予算を要求させていただきました。

以上です。

○久川治次郎議員 議長。

○大澤夫左二議長 久川君。

○久川治次郎議員 大体内容は分かりましたけれども、私も先日テレビを見ておりまして、やはり中学校、大変な活躍でありました。それは確かに私もいいなと思うのですが、私どもが感じておるのでは、そういった選手はやはりボランティアで来ていただいて、そして一緒に汗を流していただく、これが最高ではなからうかと思えますので、これではプロの選手を雇うということになってしまうので、私はちょっと教育上、余りよくないのじゃないかと。もっとやり方があるのではないかと。

お金ではなくて、お願いして、1人でも2人でも来て一緒に汗を流していただいたほうがいいのじゃないかと思っておりますし、360千円あれば、野球用品やったらまたかなり整備できるのじゃわの、野球の道具は。こういった、また違う道も考えられるような金額なので、これだけのことをするのであれば、子どもたちにも少しでもよい道具を与えてやっていただきたらなという気もしますので、十分検討していただきたいと。

このプロの選手に対しては何ら気持ちはありませんけれども、やはりボランティアとか、そういった方向でやっていただければ、これ以上のものはないのではないかと思いますので、なお検討していただきたいと思います。

○鵜澤守教育次長 議長。

○大澤夫左二議長 鶴澤教育次長。

○鶴澤守教育次長 今のお話、教育長とも話はしておるのですが、できるだけボランティアとか、来ていただいて教えていただけるというのは我々としては非常にありがたいなというようなところもありますので、そういうふうなことで検討、経費のかからない方法も当然考えていきたいというふうに思っております。

(久川治次郎議員「よろしくお願いします。」と呼ぶ)

○福永泰明議員 議長。

○大澤夫左二議長 福永君。

○福永泰明議員 私は一般会計補正予算の13ページ、民生費の障害者福祉費、あすなろ作業所のことでちょっとお聞きをしたいと思います。

以前に、このあすなろ作業所が汚くなって、汚れて雨も漏ったりするというので、屋根をふきかえたり、少々改修をしようかというような話があったと思います。その後、これは多分いろいろな話があったのだろうとは思いますが、急にここに委託料、工事費も含めて大方50百万円余りの予算が計上されておるのですが、これはどうしてこういうようになったのか、まず担当、お聞かせ願いたいと思います。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 あすなろ作業所の件でございますが、この件につきましては、以前から新築というお話はございました。その後において、あそこの所長さん、それからあすなろ作業所の所員さんといいますか、あそこに通われている方、代表者の方、そういった方が、まず新築ということについては町に非常に迷惑をかけるし、我々としても障害者のほうとしても、いろいろ町民から御指摘を受けると非常に肩身も狭いと。常に御迷惑もおかけしておる中で、そういったぜいたくなことは言えないということでお断りを受けた時期もございました。その後において、新築ということでもなくとも、ちょっと途中途中のところで雨にぬれるところがあるので、屋根だけでもつけてくれと。もう新築はいいから、屋根だけお願いしますということで、その分について議会にお願いして予算づけをしたところです。

その後におきまして、実は県のほうから木造の基金で、基金が今年使える分で多少余分があると。そういったところで、那賀町でどうですかという打診がございまして、その補助金をいただけるのであれば、以前から計画のあったあすなろ作業所を木造としてこの際どうですかと。以前、そういう新築についての分について、計画のときは何とかそういう希望があれば補助金を模索してみるという段階だったのですが、急きょそういったことで林業再生基金がいただけると、ではこの際でないともう補助金的なものはないですよということで、あそこの代表者の方、関係者の方に内部で協議をしていただき、そして今回、ではお願いしますということで設計に入らせていただくというような形に進めさせていただきました。

林業再生基金については、確実に、今予算計上している分についてはいただけると。それから、その間全てを取り除きますので、その間の営業については、あそこの運営は上のグラウンドをお借りしてテントを張って行うということにして、今回この予算で新築を行うと。ただしその条件としては、予算計上をして、そして実はもう既にその

屋根の計画をしていましたので、補助金と一緒に支出をしていた分については返還してくださいということで、その分は満額お返ししていただいていると思っています。確実にお返ししますと聞いておりますので、そういったことで、その分は予算を御承認いただきましたが、変更という形で今回計上させていただいたということです。

(福永泰明議員「分かりました。もう1つだけこの件で、これは予想というか、図面と、こういうことに決定はしておるのではないのだろうとは思いますが、これをちょっと見せてもらったら、平面図と何をするかというようなものです。

そしたら、これを見てみましたら、カフェそれから食堂兼作業所、物販店とか。これはこういうものをするようなことになっておるのですが、これは近くに何か、今、野菜売りよところが温泉の前にありますわね。それから、もみじ川温泉の中にもレストランもあるし、この前にも喫茶店があるし、下っていけば相生のほうにもいろいろな販売所というか、そんなものもあるのですが、これ、ここらについては、余り差し支えはないような話にはなるのだろうか、この辺について。」と呼ぶ)

○吉岡敏之健康福祉課長 議長。

○大澤夫左二議長 吉岡健康福祉課長。

○吉岡敏之健康福祉課長 御質問にお答えします。一応あすなろ作業所では木曜市というのを毎日、先ほど町長が言われたように、雨がぬれるところの屋根がないところで木曜市を毎週開催しているというような状況でございますので、当然木曜市もこの物販店でやるようになることが1点。

それから、カフェ等につきましては、ここであすなろ作業所の支援ボランティア団体の那賀川のぎくという会がございまして、そこがボランティアで、当然人件費は全てボランティアで作業して、もし売上げが上がりればこのあすなろ作業所の運営費に充てていただきたいというような内容。それから厨房ちゅうぼうに関しましても、相生若しくは鶯敷まで配食サービスをこのあすなろ作業所で、この3障害の方も含めてできることは手伝っていただきながら、ボランティアの方がお手伝いしながら、そういう事業もできないかと、いろいろ運営委員会の中で協議を重ねまして、まだまだこれは、先ほど申し上げましたように決定ではございませんが、こういった形でこれから実施設計を進めていけたらなと。

今言った中身のどういうことをするかについては、これからいろいろ協議がございしますので、御理解いただけたらと思います。

(福永泰明議員「はい、分かりました。」と呼ぶ)

○田中久保議員 議長。

○大澤夫左二議長 田中君。

○田中久保議員 私は那賀高校平谷分校跡地の設計委託料、併せて道路舗装ですか、この設計委託料というのを前に1回しておるのかな、していないのかな。それと、民有地と公有地の交渉というのか、その分離というのがきちんとできた上でこの図面が入っておるのかなと思って、ここら辺りをちょっと聞かせてもらいたいと思います。

○鵜澤守教育次長 議長。

○大澤夫左二議長 鵜澤教育次長。

○鵜澤守教育次長 資料でいいますと、15-6と16-7を御覧いただけたらと思うのですが、今回舗装する部分については、この15-6の中でこの赤い部分になります。ここは当然、町の部分になるので、この部分の舗装になります。

それと、現在この既存の道路があって、掘れ込んでおるところがこの写真で見ただくと3番のところの写真になりますが、ここの部分の舗装というか、盛って水がたまらないようにするということでございます。上那賀の担当のほうからは、話はできているということでお伺いをしております。

以上です。

○大澤夫左二議長 田中君。

○田中久保議員 これ、詳しいことは分らんのですけれども、敷地造成、これは全部解体して平地に戻した場合、あとの個人との土地の買上げ等についての交渉はきちんとできておるのかな。土地の。

○大澤夫左二議長 土地の件について、取得とか。

○田中久保議員 取得、地域との……

（「窪田地区の右のほうですか。」と呼ぶ者あり）

いえ、上の平谷分校跡地。

（「グラウンドの。」等と呼ぶ者あり）

いえ、上の分校のほう。

（「それは県有地。」と呼ぶ者あり）

それなら影響ないのやな。分かりました。

それと、相生小学校の修理と四季美谷温泉のトイレの修理、これは耐用年数はどれくらいになるのですか。ちょっと新しくないのかな、これ。

○鵜澤守教育次長 議長。

○大澤夫左二議長 鵜澤教育次長。

○鵜澤守教育次長 相生小学校の屋根の話でございますが、先ほどこちょっとお話をさせていただいたのですけれども、建ってから12年～13年ということでございます、建物は。先ほどこちょっと申しましたように、平成14年—2002年にガイドラインに基づきました棟の工法というのが確立をされております。ちょうど相生小学校が建ったのが、これよりちょっと前、平成12年～平成13年ぐらいだったと思いますので、ちょうど旧来の工法のときにこの棟が建設されておるということで、メーカーのほうにも確認をしていただいたのですが、現行の規制にある工法というものには、その時点では合っておったということで確認はさせていただきました。

ただ、確かにそれ以降の、平成14年以降の棟の建設方法については、もう少しというか、もっと頑丈な部分になっておるようなので、そこらも併せて今回、今後こういうふうなことがないようにというのと、もう1つはもし何かが起こったときにでもすぐにながって直せるような金具を取りつけるとか、そういうふうなことも考えていきたいとは思っております。

○新居宏商工地籍課長 議長。

○大澤夫左二議長 新居商工地籍課長。

○新居宏商工地籍課長 四季美谷温泉のトイレ改修なのですが、確かに写真を見ていただいたら分かるように、まだ十分使用は可能な状態でございますが、特にお年寄りというか、高齢者の方が多くなってきました、しゃがむのも非常に辛いということで、あちこち、今、洋式化しておるところですが、四季美谷温泉からも高齢者に対応するために和式を洋式に替えてほしいという要望が上がっておりますので、今回計上させていただきました。

○田中久保議員 議長。

○大澤夫左二議長 田中君。

○田中久保議員 それは分かるのやけれども、この上の天井が崩落したり、漆くいがかなりこぼれておるのを見ると、土から、屋根にしたって、これ耐用年数を十分経過もしておらんのに、壊れがちちょっと激し過ぎへんかなと思ってな。

説明資料５－４の天井にしても、この天井は写真だけ写しておるけれども、写真に映っておるよりか、この上の屋根から直さなんだからしゃあないけん、これは大きな金額になっておるでえ。この耐用年数というのは、四季美谷温泉というのはあんまり……。四季美谷温泉だろう、これ。この屋根は。

(何ごとか呼ぶ者あり)

いやいや、天井よ、説明資料５－４よ。

○新居宏商工地籍課長 議長。

○大澤夫左二議長 新居商工地籍課長。

○新居宏商工地籍課長 田中議員さんから今質疑があったように、雨漏りをしております。天井については、一応写真は撮ったのですが、ぱっと見たら防水が膨らんでおるみたいな感じで、ぱっと写真を見る限りはそんなにはないのですが、ここからの雨漏りが非常にひどくなっております。

特にひどいところは、谷になっておって、ちょうど雨がそこへ集中するようになっておって、ここの防水が傷んでおりまして、そこからの雨漏りで、この雨漏りにより、天井とかクロスとかが傷んできております。早急に屋根からもちろん直すのですが、屋根の部分はかなり防水とかで費用がかかるような感じになると思います。

写真はちょっと、屋根のほうはないのですが、防水が傷んでおります。めくれたり、そういう感じではないです。

○田中久保議員 議長。

○大澤夫左二議長 田中君。

○田中久保議員 私が言いよるのは、余りにも壊れるのが早過ぎないかと言っておるのです。業者さんとこれは契約して、受け取ってからの期間というのが、余りにもこれは壊れるのが早過ぎへんかと。この下のトイレについては、これは現代のものにかえていかないと。これは当然分かるけれども、屋根やこの修繕費については、余りにも耐用年数が短か過ぎへんかと言よるんよ。

○新居宏商工地籍課長 議長。

○大澤夫左二議長 新居商工地籍課長。

○新居宏商工地籍課長 １０年ぐらいなのです。特に不良工事ではないかとかいう部分については、特に調査して進めたいと思いますが、１０年ぐらいの経過で、雨漏りが

原因ということになっております。特に修繕については、その設計業者さんとも特にどこが悪いかというのを十分調査して、不良工事ではないかとか、そういう部分もちゃんと検証して実施に当たりたいと思います。

○田中久保議員 議長。

○大澤夫左二議長 田中君。

○田中久保議員 町長、こういう問題は、ただ直すのではなしに、耐用年数も十分計算した上で、この相生小学校の屋根にしても、この四季美谷温泉のトイレの屋根にしても、これはこういう工事というのは、業者さんがどうかというか、設計事務所がどうかという以前より、この相生小学校の屋根の漆くいの崩れておるのにしても、中のこれ、粘土を止めておる赤土というのは全く粘土質でないでえ、これ。

こういうものは直ちに町内で直すだけでなしに、やはり一応、業者さんとか設計事務所にどうなっておったのかと、ある程度のミスは認めてもらうように抗議していかんと、直ちにずっとこのまま投じておったのでは、これからの設計委託もまともに任せられんような格好になるのではないかと、こう思うので、ひとつよろしくお願いします。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 御指摘のとおりです。相生小学校の漆くいの問題、そして温泉の、これは雨漏りも全部ではないのですが、部分的な工法的なもので、そういった耐用年数にも耐えられんような方法でやられておったというような事実だろうと思います。

ですから、その件については今回、同じ工法で修繕するというようなことでなしに、やはりそういった、もっと長期に耐用のある工法、違った工法で修繕をするようにということも予算ヒアリングのときにも申し上げましたが、これにつきましては、設計業者にその点も十分注意をするようにしたいと思っております。

(田中久保議員「はい。以上、分かりました。」と呼ぶ)

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 一般会計補正予算の歳出の12ページですが、企画総務費でゆずばあちゃんの商標登録費用120千円とありますが、これは商標登録をしてどのように使っていきたいのかというのと、これは確か当初予算の段階では、ゆずばあちゃんともう一体作るといった話だったかと思いますが、その進捗状況をお聞かせいただけますか。

○湯浅卓治企画情報課長 議長。

○大澤夫左二議長 湯浅企画情報課長。

○湯浅卓治企画情報課長 お答えいたします。

ゆずばあちゃんの商標登録を受けようとする経費で、120千円ほど補正予算計上させていただいております。これにつきましては、昨今、ゆるキャラを商標登録することにより、各種の商品等に載せて地域で展開をされている地方もございます。本町におきましては、3項目につきまして商標登録をさせていただくことで計上しております。1つは人形・ぬいぐるみ・おもちゃ、それから加工野菜・加工果実、あと弁当とか寿司とかの食品類、この3項目について商標登録をする出願をしております。この商標登録をすることによって、ゆずばあちゃんの絵、キャラクターについて那賀町に帰属すると

いう形ではっきりさせていただきまして、今後の広報、パンフレット等に使用する場合、それから那賀町の物産品等に使用するために明確化させるものです。

あと、当初予算においてキャラクターの制作費ということで計上させていただいておりますが、現在、業者に見積りを取りまして、制作の依頼をかけている段階であります。詳細について今業者等と打合せをしております、制作の途中であるということでもあります。

以上です。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 熊本のくまもんというのが貼られた商品については、これは全て含めて300億円とか何百億円とか、それぐらいの経済効果がもたらされているわけなのです。

ちょっとゆずばあちゃんが、かわいいのですけれども、ちょっとかぶりものが余りにも安物過ぎるというか、下を向くと顔が落ちてしまうのですよね。僕も2回ぐらい入りましたけれども、これも作り直していただくか、2体目に期待をしておるのですよね。その2体目もどのような感じで。今阿南市もされていますけれども、募集をかけて、広く意見を募ってキャラクターを設定していくというようなやり方をとったほうが、那賀町に興味を持ってもらう方も増えますし、広がりも出てくるということを思いますので、今どのような経過で2体目を作ろうとしているのかということと、ゆずばあちゃんを改良していただきたいなと思います。

ちょっと経緯の部分だけをまずお願いします。

○湯浅卓治企画情報課長 議長。

○大澤夫左二議長 湯浅企画情報課長。

○湯浅卓治企画情報課長 経緯と申しますと。

(柏木岳議員「その2体目の。」と呼ぶ)

1体目につきましては、基本頭だけで、下のほうは普通の生身の人間みたいな形であったのですが、2体目につきましては、基本キャラクターについては、皆さん御存じかと思いますが、これぐらいの黄色い頭のキャラクターのかぶりもので、下については、ちょっとふっくらとしたような、ウレタンフォームでふっくらとしたような体形の、ちょっと丸い体形でかすりの着物を着せるような形のものを考えております。

あとは……。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 ちょっと今お聞きしたところ、募集はかけていないということなので、ちょっと残念かなとは思いますが、徳島県内でも、今、石井町はふじっちゃんとかというので、全国でかなり高い順位に入っていますし、この前も24時間テレビで美馬市のうだつまるがかなり視聴率の高いときに走っていたというところもありますので、ヒットしかけると何が売れるか全く分かりませんので、ちょっとこのあたり、力を入れてやっていただきたいなと思います。

次が、民生費の子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査事業に関してですが、子ど

も・子育て支援事業計画というのが国のほうから各自治体に義務づけられたということですけれども、この調査をどこに委託するのか。委託をしてその回答を得てどういう結果を得たいのか、またどういった計画を立てたいのかというのをお聞かせいただきたいと思います。

○吉岡敏之健康福祉課長 議長。

○大澤夫左二議長 吉岡健康福祉課長。

○吉岡敏之健康福祉課長 この調査費でございますけれども、先ほど説明で申しましたとおり、子育て支援法等の関連三法が成立したというような中で、町村の責務として地域の実態等を正確に把握して、それに対する市町村の総合的な子育て支援事業の提供の計画を作りなさいというような法律でございます。当然その中では子育て会議、国でも行っているような子育て会議を地方版で作り、その中で協議しながら計画を作りなさいというようなことでございます。

ニーズ調査ですので、0歳から小学校の保護者も対象にして、いろいろな国のほうから示されている具体的な内容等のどういう保育、どういいう子育て支援を望んでいるかというような実態をこの調査で把握することによりまして、この市町村の子ども・子育て支援事業計画に反映させていくというようなことでございます。なお、この支援事業計画につきましては、この実態調査を踏まえた上で平成26年度に作成するようなスケジュールとしております。

以上です。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君、もうそれは所属委員会の管轄……

○柏木岳議員 ああ、そうですね、すみません。管轄のときにまた。忘れていました。

次いきます。18ページの商工費のところですが、もみじ川温泉とか四季美谷温泉とか、鷲の里等も含めてですが、第三セクターの部分に修繕費等でかなり投入されている、これは毎年のことですけれども、前回か前々回の議会のときに、第三セクターとか委託管理を受けているところ、指定管理を受けているところで、どこまでを町が負担をして、どこからが管理者のほうで負担をするのかということを聞かせていただきましたが、この温泉系は毎年修繕にお金がかかっております。このあたり、お金がかかる部分はもう直していくしかないと思いますし、必要なものは買うほうがいいと思いますけれども、通常の民間事業者であれば、自分たちで頑張って売上げを上げたら、売上げの中から経費を出して修繕をしていくし、物品も購入していくということなのです。

先ほど5名、各第三セクターの代表の方が来られましたが、その決算書等を確認させていただきましたと、もみじ川温泉も3,500千円ほど、アイエフも3,800千円ほど、ちょっとあじさい木工はあとで聞きますが、四季美谷温泉に至っては6,600千円ほど補助金が投入されております。町の産業として雇用も含めて守っていかなければいけないのは当然ですけれども、どこまでの部分を町が補っていくのかという、その線引きのラインについて教えていただきたいと思います。

また、あじさい木工については、先ほどあったと思いますが、木製サッシ・玄関ドア開発委託をあじさい木工のほうで受託されるということで説明をお聞きしましたので、実質この売上げをここにいくという話かと思っておりますので、補助金の代わりにということ

なのだろうと思います。これも含めて、どのあたりまで町が保証していく、保証というのもおかしいですけれども、保全をしていくのかどうかという線引きについてお聞かせいただきます。

○新居宏商工地籍課長 議長。

○大澤夫左二議長 新居商工地籍課長。

○新居宏商工地籍課長 今、柏木議員さんから御質疑がありました指定管理者と町との契約の関係だろうと思うのですが、一応協定書等を結んでおりまして、その指定管理者との契約の中で、特に不採算の部分につきましては、あいあいランドとかファガスの森、山の家等につきましては、もちろん不採算の部分について町から助成金として負担をしております。それ以外の部分、温泉施設等につきましては、一応町からの補助金みたいなものはございません。ただ、協定書の中で施設の大規模な改修とか、大規模な備品の入替え等については、町のほうで、町と協議をしてするという事になっております。

経常的な運営をする中での修繕、リース料等については、各事業所で負担していただくということにしておりますので、施設の改修とか、大きなやり替え等については町のほうで負担するという協定の内容になっております。ただし、各温泉でも経常的な経費の中での修繕とか、そういったものは計上していただいておりますので、そこら辺のすみ分けて一応予算の要望をしているところです。

(柏木岳議員「これ、決算書の補助金についてはどうですか。」と呼ぶ)

決算書の中の補助金については、もみじ川温泉等については道の駅の運営補助とか、あと商工以外のところから出ている補助金等がありますので、詳しいことはちょっと分からないのですけれども、把握していないのですけれども、商工以外のところの補助金も全部入っていますので。今年、平成25年度についてはあいあいランドの補助金とか、そういったものが計上されてくると思います。平成24年度は入っていないのですけれども。

それから、四季美谷温泉については、山の家とかファガスの森の管理費、それから平成24年度については緊急雇用の関係で、緊急雇用の職員1名分、2,400千円ぐらいだったと思うのですけれども、それぞれの温泉に緊急雇用の暫定的な措置ということでそれぞれ2,400千円ぐらい補助金として、助成金として出しております。平成25年度は、その分についてはもう計上しておりません。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 この補助金が単なる赤字の穴埋め資金にだけはないように、是非見守っていただきたいなと思いますので、お願いをします。

次に、21ページの災害対策費で、危険廃屋解体支援事業というのが1,200千円計上されておりますが、これは当初のときも確か600千円ほど計上されておったと思いますし、この前の広報なかのほうにも解体費用を助成しますというような案内もされておりましたが、これは既に1棟600千円使ってしまった、次、2棟目や3棟目という話が出てきてこの計上になっておるのか。もしそういう話に進んでおるのであれば、どういった経緯で、それは個人の方からの要望であって、取り壊したいのだという話が

あったのか、これは町のほうとか公的な部門とかから、これはちょっと壊してくれないと危ないからお願いしますというような交渉で進んでいったのか、話の成り行きも含めてお願いをしたいと思います。

○森下藤夫地域防災課長 議長。

○大澤夫左二議長 森下地域防災課長。

○森下藤夫地域防災課長 危険廃屋解体支援事業なのですけれども、広報等でPRいたしまして、3件の追加がございました。当初1件だけしか組んでいなかったのですけれども、多分1件あるかないか心配だったのですけれども、広報の結果、3件要請がきたということでございます。

それで国の補助金としてはあるのですけれども、県の補助金が当初なかったのです。それで追加して3件ということだったのですけれども、県につきましては、今は2件分しか該当はありませんよということで補助金をいただいております。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 僕自身が地域防災課にも1件危ないところがあるという写真、渡っていると思いますので、そこかもしれないですけれども、それも是非かかっていただけたらと思います。

以上です。ありがとうございます。

○大澤夫左二議長 ほかにまだありますか。

○大澤夫左二議長 もうほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第63号「那賀町長期継続契約に関する条例の一部改正について」から、議案第80号「平成25年度那賀町工業用水道事業会計補正予算(第1号)について」までの18件は、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ各常任委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

ここで、休憩をとります。

午後03時43分 休憩

〔休憩中、岩本泰和ケーブルテレビ課長、出席〕

午後03時55分 再開

○大澤夫左二議長 会議を再開いたします。

日程第4、議案第81号「物品購入契約の締結について(平成25年度町単独丹生谷消防署救助工作車購入事業)」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 それでは、日程第４の議案第８１号について御説明申し上げます。

議案第８１号は「物品購入契約の締結について」であります。「平成２５年度町単独丹生谷消防署救助工作車購入事業」について、専門業者８者を指名し、指名競争入札を行いました。

入札の結果、株式会社藤島徳島営業所と消費税を含め４０，８４５，０００円で物品購入契約を締結したいので、地方自治法第９６条第１項第８号の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくお願いいたします。

○大澤夫左二議長 議案第８１号については、委員会への付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、議案第８１号は委員会付託を省略し、引き続いて審議をいたします。

内容の説明を求めます。

○森下藤夫地域防災課長 議長。

○大澤夫左二議長 森下地域防災課長。

○森下藤夫地域防災課長 議案第８１号につきましては、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

「物品購入契約の締結について。

次のとおり物品購入契約の締結をしたいので、地方自治法第９６条第１項第８号の規定により議会の議決を求める。

平成２５年９月４日提出

那賀町長 坂口博文

次のとおり物品購入契約を締結する。

- １． 契約の目的 平成２５年度町単独丹生谷消防署救助工作車購入事業
- ２． 契約の方法 指名競争入札
- ３． 契約の金額 ４０，８４５，０００円
- ４． 契約の相手方 徳島県徳島市津田浜之町５番５号

株式会社藤島徳島営業所 取締役所長 藤島晴三。」

内容につきましては、説明資料４をお開き願いたいと思います。

先ほど町長が申しましたように、８業者を指名して平成２５年７月２４日に指名競争入札を執行いたしました。入札の状況としましては、この説明資料４－１の入札比較表のとおりであり、株式会社藤島営業所に決まりました。請負率は９４．８６％です。救助工作車の内訳と附属品については、説明資料４－２と４－３のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○大澤夫左二議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 ４０百万円からの買物でございます。大変高価なものでございますが、

この内訳書を見せていただきますと、もちろんこういうような特殊車両はこういうふうな形になるのでしょうか、車両本体よりも艤装^{ぎそう}が高い。なおかつ、またその備品が高いと。もとの税込みで6, 300千円、税抜きで6, 000千円の車両が艤装^{ぎそう}をして最終仕上げたら40, 000千円になるというふうなことがこの内訳書の中で読みとれるのですが、これ、まず基本的なことをお伺いいたしますが、この附属品、そしてまたこの艤装^{ぎそう}関係、これというのは標準的なものがあって、先に町がこれとまず指定をして、もちろん入札ということになるのでしょうか、これを拾い出すのはどうやって、どこまで必要なのかというのを拾い出すのは、どんな条件をもってこういうふうなものを拾い出したのか、まずそれを教えていただきたいと思います。

○森下藤夫地域防災課長 議長。

○大澤夫左二議長 森下地域防災課長。

○森下藤夫地域防災課長 工作車について、工作車のⅠ型とⅡ型がありまして、工作車Ⅰ型につきましては、4 t未満の工作車でございます。それでもし工作車Ⅱ型に対しましたら、10 t以上とか、そこら大きくなってきますので、この那賀町の地域を考えれば、工作車Ⅰ型が理想だということでございまして、それで工作車に積載の資材についても定められておりますので、その分を記載してございます。

よろしく願いいたします。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 ということは、これが4 t未満のこの工作車Ⅰ型専用と書いてある、このⅠ型という分のこれが標準的な装備ということと捉えたらよろしいですね。これ、高いか安いかと聞くのも愚問やし。もとなる基準というのが、我々が車と想像するものから全くかけ離れたものなので、何とも、お聞きすることさえも難しいのですが、なぜこの辞退されるところが出たのか、それもお答えをいただきたいと思います。

○森下藤夫地域防災課長 議長。

○大澤夫左二議長 森下地域防災課長。

○森下藤夫地域防災課長 辞退、2業者ですか。

(古野司議員、「はい。」と呼ぶ)

これにつきましても、規格でないもの、この業者でできないところがありまして、ほんなら何しに入札かけるのかと。町としては、できるではないかということで出しておるのですけれども、業者としては、うちとしては購入できない取引場所があるようなところがございまして、そういうところについては辞退もしております。分かりますでしょうか。業者によって取引の会社があるでしょう。

(古野司議員「納入することができない会社ということですね。」と呼ぶ)

町としてはできると思うのですけれども、業者としてはそこまでして入札に参加できませんよというような格好だろうと思います。

よろしく願いいたします。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 それでは最後に、納入期限が来年の３月２０日になっております。多分車はメーカーからすぐ入って、^{ぎそう}艤装したり備品つけたりしておったら時間がかかるので、最終的に来年度の単独で立ち上がるタイミングまでには当然入るという期限を切っておるのでしょうか、多分動かすまでの間に、これの訓練にかかる時間もあるでしょうし、今契約してすればどこら辺で入るかというのを、最終的な日程だけをお答えいただきたいと思います。

○森下藤夫地域防災課長 議長。

○大澤夫左二議長 森下地域防災課長。

○森下藤夫地域防災課長 今日認められますと、早速契約相手方に伝えまして、大体半年ぐらいはかかるのではなからうかなと思っておるのですが、飽くまでも４月には進んでいかないとしようがないので、できるだけ早く進めてもらいたいと思うために、３月２０日というような期限にさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 はい、以上です。

○大澤夫左二議長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○大澤夫左二議長 これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。発言はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これから起立により採決します。議案第８１号「物品購入契約の締結について（平成２５年度町単独丹生谷消防署救助工作車購入事業）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立ください。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第８１号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第５、諮問第１号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 それでは、日程第５の諮問第１号について御説明を申し上げます。

諮問第１号は「人権擁護委員候補者の推薦について」であります。現在、那賀町人権擁護委員をされている１名の方の任期が平成２５年１２月末日をもって終了することに伴い、早山公昭氏を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求めるものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○大澤夫左二議長 これより、諮問第１号について御意見等をお伺いいたします。

御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「意見なし」と認めます。

お諮りします。諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、「適任」とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、諮問第1号については、「適任」とすることに決定いたしました。

日程第6、認定第1号「平成24年度那賀町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第11号「平成24年度那賀町工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの11件について議題といたします。

以上11件について、提出者の説明を求めます。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 それでは、認定案件について御説明を申し上げます。

認定第1号から第11号は、平成24年度那賀町一般会計ほか、10特別会計等の歳入歳出決算の認定についてであります。

去る8月20日から8月30日まで監査委員さんの審査を受けましたので、決算審査意見書を添えて認定に付するものであります。意見内容、提言につきましては、決算認定審査特別委員会において監査委員さんに御出席していただき、意見書の概略説明をしていただけることになっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○大澤夫左二議長 お諮りします。認定第1号「平成24年度那賀町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第11号「平成24年度那賀町工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの11件については、議長・議会選出監査委員を除く13人の議員をもって構成する「決算認定審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、認定第1号から認定第11号までの11件については、決算認定審査特別委員会に付託することに決定しました。

ただいま設置されました特別委員会におかれましては、委員会を開催し、委員長・副委員長を互選の上、その結果を議長宛てに御報告のほどお願いいたします。

議事の都合により、休憩いたします。

午後04時10分 休憩

午後04時11分 再開

○大澤夫左二議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

御報告いたします。先刻、決算認定審査特別委員会が開催され、委員長に植北君、副委員長に吉田君が互選されました。

日程第7、本日までに受理した請願等については、お手元に配りました請願等文書表のとおり各常任委員会に付託しましたので報告いたします。

日程第8、報告第8号「平成24年度株式会社二十一わじきの経営状況について」か

ら、報告第17号「損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分」の報告について」までの10件について報告を求めます。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 それでは、報告案件について御報告申し上げます。

報告第8号から第13号は、町が出資等を行っている法人の経営状況について報告するものであります。決算の状況につきましては、添付の各決算報告書のとおりであります。詳細につきましては、先ほど各法人の代表者及び担当者から御説明させていただいたとおりであります。今後とも各法人においては、町としても健全な経営が行われるよう、必要に応じて指導、助言及び支援を行っていきたいと考えております。

報告第14号及び第15号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、平成24年度決算における――お手元の資料で平成23年度となっておるかも分かりませんが、その分につきましては御訂正をお願いいたします。平成24年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率を、監査委員さんの意見をつけて報告するものです。詳細につきましては、総務課長から説明をさせます。またその他の報告事項についても、総務課長から説明をいたします。

○峯田繁廣総務課長 議長。

○大澤夫左二議長 峯田総務課長。

○峯田繁廣総務課長 それでは、報告第14号以下について説明をさせていただきます。

まず、報告第14号は「平成24年度健全化判断比率について」、それから報告第15号は「平成24年度資金不足比率について」でございます。これらにつきましては、別紙の事務報告書の38ページから積算の基礎など詳しく内容を説明しておりますので御覧ください。また、本日お配りしました監査委員からの意見書についても併せて御覧ください。

まず、実質赤字比率でございますが、赤字がありませんので、基準をクリアしています。それから連結実質赤字比率についても、特別会計等を連結しても赤字がないので基準をクリアしています。実質公債費比率については、那賀町は3か年平均で11.3%で、早期健全化基準の25%を大きく下回っておりますので、基準値はクリアしています。将来負担比率については、将来負担すべき債務より将来に得られる財源が多いと計算されますので、全く問題はありません。

それから、報告第15号は「平成24年度資金不足比率について」でございます。これは公営企業ごとの資金不足額の割合ですが、どの会計にも平成24年度において資金不足は発生しておりませんので、特に問題はありません。

続きまして、報告第16号、報告第17号は「損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分」の報告について」であります。

まず、報告第16号でございますが、これは次のページの専決第15号にあるように、平成25年3月28日、上那賀地区の町道白人谷線における落石及び落木により通行車両に損害を与えたもので、記載の金額によって損害賠償をしたものであります。

報告第17号も、裏側にあります専決第16号にあるように、平成25年5月

22日、木頭地区の林道久井谷線において落石により通行車両に損害を与えたもので、記載の金額で損害賠償をしたものであります。

両件とも町が加入している保険機関と協議の上、相手方と和解の交渉の結果、専決処分書のとおり和解し、損害金の支払について専決処分をし、支払をしましたので、ここに報告をいたします。

報告は以上です。

○大澤夫左二議長 本件については報告事項でありますので、報告は以上のとおりであります。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。9月5日から8日は議案調査並びに休日のため休会といたしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、9月5日から8日までの4日間は休会と決定いたしました。9月9日に再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。

午後04時17分 散会

平成25年9月那賀町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成25年9月9日（月）

招集場所 那賀町役場本庁舎3階議場

出席議員 14名

1番	柏木 岳	2番	古野 司	3番	田中 久保
4番	前 耕造	6番	植田 一志	7番	熊原 廣幸
8番	植北 英徳	9番	株田 茂	10番	吉田 行雄
11番	連記かよ子	12番	福永 泰明	14番	新居 敏弘
15番	久川治次郎	16番	大澤夫左二		

欠席議員 1名

5番 清水 幸助

欠 員 1名

13番

会議録署名議員

12番 福永 泰明 14番 新居 敏弘

議会事務局

局長 福多 士郎 書記 司 るり

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	坂口 博文	副 町 長	稲澤 弘一
教 育 長	尾崎 隆敏	総 務 課 長	峯田 繁廣
出 納 室 長	大下 雅子	相 生 支 所 長	中田 昌一
上那賀支所長	横山 尚純	木 沢 支 所 長	井本 和行
木 頭 支 所 長	蔭原 秀一	教 育 次 長	鵜澤 守
税 務 課 長	後藤 交峰	住 民 課 長	岡川 千歳
健康福祉課長	吉岡 敏之	建 設 課 長	平川 恒
農業振興課長	檜本 正史	林業振興課長	森 久男
企画情報課長	湯浅 卓治	環 境 課 長	岡川 雅裕
地域防災課長	森下 藤夫	ケーブルテレビ課長	岩本 泰和
商工地籍課長	新居 宏	森林管理受託センター準備室長	山本 賢明

議事日程

日程第 1 町政に対する一般質問について

本日の会議に付した事件 議事日程に同じ

午前 09 時 30 分 開会

○大澤夫左二議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は 13 名であります。

これより、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、報告します。

清水君から本会議に欠席したい旨の申出がありました。また、植田君からは午後から出席したいと申出がありましたので報告します。

これより本日の日程に入ります。議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第 1、町政に対する一般質問を行います。

通告がありますので、通告順に、1 番 古野司君、2 番 連記かよ子君、3 番 熊原廣幸君、4 番 田中久保君、5 番 前耕造君、6 番 新居敏弘君、7 番 柏木岳君、8 番 株田茂君、9 番 久川治次郎君、以上の順番で行います。

この際、御連絡を申し上げますが、通告による一般質問は、議員中において各関連するものがある場合には、前段の議員の質問に対し十分配慮されるようお願いいたします。

まず、古野司君を指名し、順次発言を許可します。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 おはようございます。

昨日の早朝に、2020 年のオリンピック開催地、パラリンピック開催地に東京が決定をされました。失われた 20 年と言われ、デフレ脱却を目指す日本にとって、大いに希望が生まれてくるこの決定、心から歓迎をしたいと思います。久々の心躍る明るいニュースでございます。

それでは、通告をいたしておりました質問をいたします。

今議会の開会日に、町長より消防署長の資格の要件についての説明がございました。あの御説明によって、どれだけ多くの町民が消防署長の資格の要件について理解をし、そしてそこにどのような誤りがあって、この間の説明に至ったかを理解、そしてまた把握したかは甚だ疑問でございます。諸般の事情によりまして、仮に他に方法がなかった中でなされた行為であっても、法に照らして誤っておれば、それは正さなければならないことであります。法律や政令が現状に合わないのであれば、速やかに改正を求めていくべきでありました。

そこで、この件に関しての質問の内容でございます。

さきの一括質疑の町長のお答えの中で、3 人の議員からこの件について質問を受けたことがあるとおっしゃっていましたが、その 3 人の議員のうちの 1 人が私ということであったようでございます。しかし、残念ながら、私は町長にはこの質問に関して全く質問をしたことはございませんし、そもそもこの件について知ったのは、6 月 24 日の金曜日に、人づてに質問の内容や町長からの答弁も併せて、まとめて聞いたのが初めてでございます。

さて、この問題は、私以外のお 2 人の議員が早いうちから町長らに対して指摘をしておったようであります。遅くとも、さっき申し上げた 6 月 24 日に、私がこの指摘に対

する町長の御返事、今思うとその御返事は誤っておったのかなということでございますが、これを聞いた以前には、町長は当然、町長の耳までこの件が既に伝わり、消防署長の資格の要件不足の指摘があるぞということを知っていたと思われます。

にもかかわらず、なぜ8月末まで2か月以上も放置をしてきたのか。人事権は海部消防にあるとはいえ、まず出向を命じたのは町長でございます。余りにも問題意識に乏しく、ひいては危機管理に対する意識の低さを問われても仕方がないことでございます。しかし、また遅ればせながらではありますが、この問題については人事においては是正をされております。

そこで、町長の難解な御説明だけではなく、不安と心配を与えてしまった多くの町民の方々に、何か一言あるべきではないかと思いますが、その点、いかがでありますか。お聞きをいたします。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 古野議員さんより消防署長の人事の件について、特に私が知り得てから数か月放置した理由的なもの、そういったものを含めての御質問かと思っておりますので、ちょっと回答も、これは御指摘をしていただいた一町民の方にも理解していただくために、少し時間をいただきたいと思っております。先般、御説明させていただきましたが、やはりなかなか理解しにくいというお声も聞きますので、オーバーはしませんので、少しの間、時間をお願いいたします。

この件につきましては、これまで説明をさせていただいたとおり、時間、私が聞いてからでも8月の末までと、それまでなぜ置いたかということなのですが、これにつきましては、最初にお聞きしたのは、議員御指摘のとおり清水議員さんからお聞きいたしました。これは、内容は一町民の方から清水議員さんにメールにて「この署長人事については有資格者でない。こういった政令の中から照らし合わせて有資格者でないから、議会としても町長に対して、そういう人事をするのなら不信任案等で対応しろ。」というような内容だったと思っております。

これにつきましては、私も即、担当課長、そしてまたこれまで副町長にそういった案件の対応をしていただいておりますので、副町長にも確認をさせていただきました。その中で、これまで御説明させていただいたとおり、政令第2条第1項第3号にある「（略）消防事務に従事した者で、（中略）同等以上とみなされる職」という認識のみで理解をしていたためであります。そういった形で、これでこれまでも大体対応してきたから、これで可能だと思いますということで、私もそれならということで御返事しておきましょうということで、議会事務局長に、御指摘のありました清水議員さんにそうお伝えくださいということをお話させていただきました。そのほかの議員さんからも、それよりも前にあったということですが、以前の議員さんからは私は直接お聞きいたしておりませんので、これは副町長等が対応していただいたと、後ほど確認をさせていただきました。私がお聞きしたのは今お話ししたとおりです。

そういったことで、この人事に対する状況を、そういう形で対応措置をしていたのですが、その後におきまして、その方からまたそういう内容の通知が新聞社のほうにあったとお聞きいたしております。そして、それがその報道関係者から県のほうに問い合わせ

せがあったということを聞きました。これは、私が県のほうから確認したのが8月19日だったと思います。そういったことで、県のほうからもそういう御指摘を受け、翌日の8月20日、私は県の担当課に出向きまして、私自身、直接その課長さんから政令の有資格の内容について御指導を受けました。その件につきましては報道もされましたし、その資格というのが、同等とみなされる職に消防大学校で研修を受けた者と、この両方がそろわないと有資格者とは言えないと御指摘を受けました。

そういったことで、県の担当課からも、この政令につきましては罰則のない政令ですが、是非早急に海部消防と協議をし、有資格者を配置するよう指導を受けたというのが8月20日でございます。それで帰庁しまして、21日、海部消防とも連絡を取りまして、22日に副町長そして担当課長に、海部消防に早急に出向きその対応を協議していただきたい、そう指示をさせていただき、結果的には9月1日付で現在の消防署員の消防司令、その中から格上げをして対応していただいたという経過がございます。

ただ、この同等以上とみなされる職という形で、これまでも丹生谷消防署の署長さんについてはそういった形で対応してきたという状況下もお聞きをいたしておりますが、特に私は今回元地域防災課長にそういった形で出向を命じましたが、これまでの署長以上に、緊急時には地域防災課長として消防署員と本当に連携を密にして災害対応に当たってきた実績があり、そしてまたそういった形で地域にも精通し、本当に彼にはいろいろと御苦勞をかけてきたと私も思っておりますし、同等以上ということであれば、これまでより最適任者と私は思っております。

そういったことで、前任の署長さんにつきましてもそういう体制で、今の海部消防組合の管轄下にいるうちは、町民に対しての安心感を持ってもらうという意味からも、地元からそういった署長人事は行ってきたのであろうと推測をいたしております。初代から含めて、私もその方が無資格ということは言えませんが、内容的にいろいろなそういう調査を行っておりませんが、私の代といいますか、町長職になってからはそういった形で対応してきたというのが事実であります。

ただ、やはりこの消防署長人事ということにつきましては、行政側からの出向ということになりますと、どれほどの実績があろうとも非常に政令をクリアするのは壁の高い、はっきり申し上げて、私自身の感想では絶対に無理だなと思っております。といいますのも、やはりこの消防大学校、これにつきましては、消防学校を卒業と言いますか、研修課程を終えた者と入校規定でございます。市町村の消防吏員が消防大学校に入る場合、その規定が1つあります。この消防吏員になるのは、確かに海部消防に出向した時点で消防吏員ですからそれは可能と思いますが、あとの消防学校研修課程を終えたということについては、これはクリアできない問題です。

それからもう1点、例え消防団長さんであろうとも、また消防事務ばかりしたということがあっても、恐らく県下の市町村で非常備の消防と、そういうところに対応している場合は、総務課にある消防係、そこでの対応ぐらいだと思います。そういったことからして、若くして出向ということにはなかなか考えられないということになりますと、行政からの出向についても、ある程度年齢が50歳代以上ぐらいの課長級以上の方、あるいは課長級で退職された方ということになりますと、入校の上限が55歳ですから、この件につきましては、特に必要と認めるとか、そういうことには入らないと、入れない

という規定を書かれておられます。ただ、その入校規定の中で、特に認めるような条件ということについても書いてはあるのですが、その下に年齢についてはそれを除くということを書かれております。これは皆さん方にお配りした資料を見ていただければお分かりと思います。そういったことからして、やはりこの行政職からのそういった対応をするのは、なかなか壁が高いし、先ほど申し上げましたように、この政令には無理があると、私も今回実感しました。

では、方法として何があるかということになりますと、以前に御説明をさせていただきましたが、署長資格で、政令で定める資格の1号「消防吏員として消防事務に従事した者で消防司令以上の階級にあったもの その階級にあった期間1年以上」という規定がございます。これは現在であれば丹生谷消防署にもそういった方が数名おられます。しかし、設立当初にそういった課長級がおるとは、私は思いません。ということは、設立してから15年か20年経過しないと、職員がここまで育っていない以上は、職員を格上げすることはできないということになります。

では、行政から出向してもらうときにどういう対応があるかということになりますと、この第3号もその1つだったと思いますが、もう1つの対応方法としては、この第1号において、出向させたすぐに消防吏員として、課長級ですから、行政職で当然、消防吏員として消防署へ行っても、ここで即消防司令の辞令は出せないとは限らない、出せるのでないかと推測されます。しかし下の「期間1年以上」、これがクリアできません。ということは、どちらにせよ、1年間は署長にはなれないということになります。

それから、第3号におきましても、消防大学校に入れたとしても、この対応する入校の科の中の入校日が1月から2月となっております。ということは、4月に辞令で出向させても、2月まではあとから消防大学校にいれるにしても入れないわけですから、行けないわけですから、この間についても署長になれない、この政令を守ればそういうことになるかと思えます。

内容についてはそういったことで御理解いただけたと思いますが、ただ、この政令をもし私が知っていたとしても、現在の海部消防の管轄下にいるうちは、そうした政令を多少クリアできなくても対応していたと思っております。これは救急隊の設置においても同じ状況下でありましたから、そういうこともいろいろ協議をしてきた結果、どうしても那賀町独自の救急体制も含めて、町民の安全・安心を守る体制を築いていくためには、もう海部消防から離れて独立をして、そして那賀町に合った消防救急の体制を整えていかなければできないと私は思いました。

このことから、やはりもう議員の皆さん方も御承知と思いますが、特に指摘をされました一町民の方、お名前はもう御存じだと思います。読者の手紙にも先般も名前が出ましたので。その方にも御理解いただきたいと私は思いますが、本当に南海トラフの大規模地震、これは今すぐに起こるかも分かりませんし、1時間以内かも分かりません、明日かも分かりません、1年後かも分かりません。30年以内ということですから、いつ起こっても不思議ではないです。そういった大規模地震が来ても、我々としてはこの那賀町の今のこの位置にいる私としては、想定外ということはもう絶対に言えない状況下なのです。ですから、一日でも早く町民の安全・安心のために政令や規定を十分満たせな

くとも、そういった対応をやらざるを得ないということも御理解を願いたいと思います。

これにつきましては、特に救急隊を上流に設置した件につきましても、いろいろそういった県の規定もございます。そういった中で、御無理も御理解をしていただき、この4月までにはそういった政令あるいは規約等に対応できるよう、できるだけ我々としても努力をしまいきますので、それまでの間でも早急に対応していきたい、そういうことで何とか認めていただきたい、県の消防学校にもそういうことで入校させていただきたい、研修を受けさせていただきたいということで、海部消防にも御無理をお願いして、併任辞令という形をあえてお願いしたというのが実情です。

そういったことも、やはりできるだけ町民の皆さん方にも御理解をいただきたいと思っております。確かに、いろいろと町民の皆さん方からお聞きする中でも、そういったときにドクターヘリが要るではないか、自衛隊が要るではないかとよく言われますが、ドクターヘリといったって、県には1機しかございません。近隣から全部呼んできたって、那賀町だけが被災したときは来ていただけるでしょうが、南海トラフのような大規模地震のときには、とてもそういった対応はしていただけないと思っています。自衛隊とかそういう関係者に確認をさせていただいても、それは無理というお返事が返ってきております。

そういった中で、那賀町としてはやはり先般の報道でも60名の死者が出ると、本当に那賀町で60名出たら大変なことです。私はそれも含めてですが、けが人は必ず出ると思っております。やはりそういうときの国道、幹線道路が通行止めになる中で病院や診療所、そして救急搬送、これらはできる範囲、対応をしておかなければならないと実感いたしております。

そういった意味で、今後におきましても、やはり殊、人命、町民の安全・安心の確保をしなければならないという状況にあるならば、私はそういった政令や規則もあろうかと思いますが、それを超えて対応することも考慮しなければならないと思っております。もちろんその責任は覚悟の上での対応になると思っております。

それから、最後になりますが、これも読者の手紙を出された方にも御理解をいただきたいのですが、今お話をさせていただいたように、次長に昇格させたことがけしからん、違法だ、適正な人事でないという御指摘をされておりますが、これにつきましては法的に何ら違法性はないということを申し上げておきます。

それと、これまで先ほど私が申し上げてきましたとおり、今回次長に昇格になりました西本前地域防災課長につきましては、これまでそういったことも含めて県とも協議し、苦労を重ねて、こういう形を作っていこうという形の事務レベルでのトップで苦労してきた彼です。私はそういった意味で、今後の独立に向けてもまだまだ4月まで海部消防との事務的な対応、これは財産の処分とかそういう問題ではございません。今回、議会に御提案を申し上げます内容以外の事務的处理が多々ございます。それらに対応していただかなければなりません。誰でもいいというわけではございません。そういったことで、私は海部消防の消防長さんからの人事案につきましては、本当に必要な人事であり、独立に向けての最適任者と私は思っております。

以上で、私の御説明を回答とさせていただきますので、今後におきましても議会の皆

様方におかれましては是非とも御理解賜りたいのは、本当に南海トラフの大規模地震等が起こった場合、那賀町としてどういう体制を、対応をとるべきかということについては、是非ともお力を、また御提言をお願いしたいということをお願いして、回答とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 私の6分ぐらいの質問に、20数分の長い時間をいただいて回答いただきました。

政令などの関係の解釈というのは、専門の方々が法律を動かすために作ったということで、詳しい解釈はあるのですが、ざっと捉えてみますと、なぜその「かつ」ということが含まれておるかといえば、行政職として行政事務を見るというだけでなく、有事の場合に、消防署員、隊員の人心を掌握して指揮ができるか、命令ができるか、その能力が過去に培われておったかということが求められて、署長に関してそういうふうな要件がついておるといふような解釈を、私は文面を読んでいたしました。ですから、いかに事務能力、行政能力が優れておいでも、その現場で最終的な指揮権を持って動かす、その組織を機関として動かしていくための能力を求められておるといえば、どうしてもそういうふうな書き方をして政令に載ってきたのでしょうか。ですから、できるだけそういうふうな範囲の中で、本来はもう分かったその時点からは動かしていくべきではないかと。今まで、過去は過去のことです。それは違法だったかどうかというのは今さら取り返しのつかんことですが、これからはそうあるべきではないか、そうするべきであるということもお願いをしておきます。

そしてまた、先ほど町長が御説明いただいた時系列の話の中で、なお申し上げれば、そのお名前が出たかどうかは分かりませんが、その読者の手紙に書かれた方がおっしゃるには、もう4月の時点で総務省消防庁に確認までしておいて、きちっと御本人は把握して出てきたということで、そういうふうなことも含めて意識、町長としたら、副町長も含めて意識を持って迅速に対応をしていただければ、こういうふうな新聞に載るような状態まで来なかったと。それを私は聞いたからこの質問をさせていただいたのです。

その危機管理、以前のことはもちろん問われることはあるでしょうけれども、それ以上に、それ以降のことを私はお聞きをして是正をしてほしかったということで、ただあとで一言、町長からもその一町民の方だけでなく、新聞を読まれたりこの報道を見られた多くの町民の方々が、やはり何が行われているのだろうという心配をしております。その方々に私は「ごめんなさい、心配かけましたけれども心配ありません。」というふうなことを言ってほしいと思って、私はこの質問をしたのです。私はさきにも言ったつもりですが、それを町長は全く御理解をしていただけなかった。そういうことを言うことはプライドが許さないのかも分かりませんが、私はそのことをあえて言うておきます。二度とこのようなことのないように。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 言葉では本当に私は申し上げませんでした、御心配なりいろいろ御迷惑をおかけしましたということは申し上げました。

ただ、議員御指摘のとおり、改めてそういうことについて、御心配をかけたことに対して深くおわびを申し上げ、今後におきましては、やはりできる限りそういう政令等、職員についてもそういう対応をできる状況下に今ございますので、そういう対応でしてまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 以後、頑張ってください。

さて、2点目の「救急救命士の養成について」の質問をさせていただきます。同じような部署の関係の質問であります、続いて、少し時間が押してまいりましたので飛ばしていききたいと思います。

近年の上流救急隊の設置、御尽力をされて置かれたという、非常にその地域にとりましてはありがたい、熱望しておったこの救急隊の設置、これによりまして、最近多くの職員を対応いたしております。若い隊員の方々の抱負を聞いてみますと、すばらしい目標や夢を持って救急隊の使命を遂行しようと感じられて、頼もしく、また大きな期待をするものであります。そこで、このモチベーションの高い隊員の方々には、早く研修を受け、資格を持って救急救命士としての活躍をしてほしいと願っておるところであります。

ただしかし、お聞きしますと、その研修は東京と福岡のみ、そういうふうな遠隔地でなければ実施をされておらないということであり、なおかつ期間も長期にわたることでありまして、救急隊にも隊員本人にとっても大きな負担でありますので、今から計画的に、できれば若い方々全員に資格を取得していただきたいと思います。その御予定はどのようになっておるのかをお伺いいたします。

○稲澤弘一副町長 議長。

○大澤夫左二議長 稲澤副町長。

○稲澤弘一副町長 私からお答えをさせていただきます。

今、古野議員が言われたとおり、救急救命士の養成につきましては、若い隊員、大変士気が旺盛でございまして、そのやる気を失わせないように、それから救命の技術の向上、それから救助業務全般の質を高めるためにも、救急救命士の養成は必要なものと考えております。

具体的には、先ほど話にありましたように、これは実務経験が必要ですので、昨年から上流救急隊が発足しているのですが、5年間の実務経験を要して、経験者が約7か月の救急救命士の講習に参加することになります。今の予定では、平成30年から順次、その講習、5年経過後の隊員から順次講習に派遣して、救急救命士の養成に当たりたいと考えております。そして、今救急車には3名の隊員が乗車して救急業務に当たっておりますが、その3名のうち、必ず1人は救急救命士であるというような体制を組んで、住民の方に安心・安全に病院等に運んでもらえるというような、そういう安心感を持っていただくために、3名のうち必ず1人は救急救命士が乗っているというような体制、今後研修を受けて救急救命士を確保して、そういう体制をとっていきたいと思っております。

ます。

何分、実務経験が必要ですので、若干遅れて平成30年からの講習派遣になります
が、それから順次、救急救命士を養成していきたいと考えております。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 すばらしいお答えでございました。多くの町民の方々が来年度に発足する、スタートする那賀消防、町長がおっしゃっておったように、そのスタートに関しては大きな期待を寄せております。特にこの高齢化してきた中で、消防業務もですが、救急業務に対して期待値は上がっております。どうぞ目標を高く掲げて、町長共々頑張って進めていただきたいと願っております。

それでは、3点目に、交通弱者への公共交通の充実の道筋は見えただかということで質問をいたします。

この問題は度々取り上げておりますし、また交渉し、お願いをする相手の方がいらっしゃるとい町長のお話も前にございました。そのことを理解しておりますので、早急に進まないことではあるとは思いますが、高齢者やまた障害者の方々が今の生活を維持するという点からいえば、最大に必要な施策でありますので、また今回で4たび目でございますが、お聞きをいたしたいと思えます。

昨年さくおととしの9月、一昨年さくおととしの9月、そしてまた一昨昨年さくおととしの12月と、同じことを毎年聞いております。なかなか最終的な結果は見えていませんし、出てまいりませんが、お聞きするたびに少しずつ前進はいたしております。理事者の方、皆さんの努力の跡は大いに評価をいたすところでございます。

昨年時点での答えでは、1年後を見据え、ある程度のめどはできるかなというふうな、町長の非常に前向きな話はお聞きをいたしました。そしてまた昨年に、町長、政治的な決断が必要じゃないのだろうかというふうなことを申し上げました。町長もそのとおりだというふうに首を縦に振っていただいていたかと。今から思えばちょうど1年前でございます、ここでそういうふうなやりとりをさせていただきました。

そこで、とうとうこの一般質問の最後のときでございますが、道筋は見えてきたかというふうなことで、今の進捗状況はどうであるかも含めてお聞きをいたします。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 このボランティアタクシーの制度創設におきましては、これまでもお話をしてまいりましたとおり、やはり那賀町内のタクシー協会さん、この方々の御理解が必要、これを理解していただければ前に進むということをお話しさせていただいたと思えます。やはりこれについてはいろいろと課題もあり、協会さんの御理解を得るためにいろいろと御提案もさせていただいたのですが、どうしても全町ということにはなかなか難しいということで、じゃあ上流3町だけでも、本当に今差し迫っているという状況だと、それを何とか理解してほしいというお話をさせていただき、口頭ではありますが、この件についてはやっと理解をいただいたということになります。御理解をいただいたことに私も感謝をいたしております。

それでまず、ではいつから進めるかということにつきましては、これはいろいろな

制度がまだございまして、この後、担当課長のほうから詳しく御説明をさせていただきますが、たちまちはその体制づくりのために、過疎集落等自立再生緊急対策事業、この事業を要望いたしまして採択をしていただきました。これはそういった足対策も含め、買物支援も含めての総合的なソフト事業、そしてまたそれに必要なボランティアタクシー等の車両、そういったものも含めて、この事業で整備を進める予定にいたしております。これがこの3月までに場所的なもの、そして車両等の購入等も含めて整えまして、そのあと、平成26年中に体制を整えながら運行を開始したいと思っております。

あと詳しいことにつきましては、担当課長のほうから御回答をさせていただきます。

○岡川千歳住民課長 議長。

○大澤夫左二議長 岡川住民課長。

○岡川千歳住民課長 交通弱者の公共交通充実の道筋が見えたかということで、ボランティアタクシーの導入について、私のほうからお答えさせていただきます。

町は平成19年度以降、町内路線バスの再編・合理化を進め、また平成21年度策定の地域公共交通総合連携計画に基づいて、コミュニティバスの導入、木頭地区の代替バス運行委託先の変更などを行って、限られた予算の中で住民の方々の利便性確保を図ってきたところでございます。

しかし、町内の上流地区の一部においては、住宅がバス路線から遠く離れているため、ボランティアタクシーの導入を望む声が多く上がっています。連携計画策定時のアンケート結果によりますと、「導入に賛成」は町内全体の答えで60%でしたが、地区別に見ますと、木沢地区では80%を超えております。このたび、木沢地区で過疎地域自立支援センターの項目としてボランティアタクシーが挙がっており、区域限定で関係業界団体との調整が整った状況とのことです。ので、可能な限り事務方としても迅速に導入準備をしていきたいと考えています。

ただし、法制度的に過疎地有償運送、いわゆるボランティアタクシーを行うことができるのは、NPO法人等となっています。NPO法人等といいますのは、NPO法人のほかに公益法人、これは利益を追求しない法人のことです。それから農業協同組合、社会福祉協議会、商工会などをいいます。導入の手順としては、これらのNPO法人等が実施希望団体となって、町へ実施希望を申出いたします。町はこの申出を受けて運営協議会を設置します。運営協議会は運営区域や内容等を協議し、公共の福祉を確保する観点から、必要な指導、助言を団体に対して行うことになっています。それで、この運営協議会での協議が終了したのちに、実施希望団体から管轄の運輸支局へ登録を申請して、登録を待つことになるようでございます。

このようなことから、まず実施希望団体の設立、NPO等か既存の団体ということになりますが、この掘り起こしが必要と思われますので、早い機会に、現在ボランティアタクシーを実施している団体などに訪問して詳細を伺うなどして、那賀町の地域の現状に合わせた運行路線や運行形態のガイドラインを作ることによりまして、那賀町型のボランティアタクシーを構築するための参考とし、さらに住民のニーズを精査しながら、より実行可能で持続できるような公共交通の形にしたいと考えております。

私のほうからは以上でございます。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 本当に道筋が見えてきたと、町長をはじめ皆さん、努力をされていると、大いに評価いたします。一日も早く、なお一層の努力の上に、現実的に動きかけるのを楽しみにいたしております。

それでは、4点目の最後になります。木沢小学校の廃校について、教育委員会にお伺いをいたします。

今回の予算に、木沢小学校の廃校に関する予算が計上をされております。現在の木沢小学校の在校生は7名であると聞いております。そして、来年度は5名の予定になるというふうなことであります。私も長男が当時の宮浜中学校を卒業するときに、たった2名の卒業生を送り出したということから、少人数の学校またクラスの悲哀や苦労は身に染みて感じておる1人でございます。保護者の方々の不安や心配については、よく理解をすることができます。この件に関しては、保護者が本年度、教育委員会に要望をし、そして木沢地区審議会が意見、結論を出すに至り、そしてまた木沢地区の駐在員会でも説明を尽くしておるというふうなことでございます。

私が初めてこのことをお聞きいたしましたのは、7月1日の教育委員会及び議会総務文教常任委員会での学校訪問で、木沢小学校を訪ねたときでございます。木沢小学校区外の私が知らなかったのは当然のことではありますが、校区内の多くの方々も、このことについて詳しく知るに至ったのは、先月号の広報であったと思われます。そのような中、地域の方々の廃校に対しての理解は十分に得られているのでありましょうか。保育園児も、この来年の機会に相生へ通うということを聞きますと、このことに関して唐突の感は否めません。

そこで、お伺いをいたします。そしてこのことに関連してもう少し聞きますと、前の御説明いただいた話によると、通学に関しては当然スクールバスを運行すると、そしてまた、それは既に通学している中学生のお子様たちと共に乗り合うというふうなことであったように思います。現在の木沢地区の出生や保育園の園児数を勘案しますと、どうも近い将来に、保育園児はもとより、小学生も一時的であれ「0」に近づくときが発生してくるのではないかと危惧をいたしております。

また、翻ってみますと、木沢小学校区は広大でありますし、特に沢谷地区においては奥深い広さがあります。その遠隔地に園児や児童が一度いなくなっていたあとで、また子どもたちができたときには、当然その時点においてもスクールバスを運行しなければなりません。7月1日の学校訪問のあとの意見交換会において、私はこの心配を強く申し上げました。特に、一度途絶えたりしたあとの場合であっても運行を再開することや、その他この広大な木沢地区でスクールバスを運行することについて、想定できる多くのことを今回スタートするときに想定をして担保をしておかなければならないと思います。

前段と併せて、この件に関してもお伺いをいたします。

○尾崎隆敏教育長 議長。

○大澤夫左二議長 尾崎教育長。

○尾崎隆敏教育長 古野議員さんから、木沢小学校の統合の件につきまして、統合の話が出たのが唐突な感がある、この進め方についても住民が納得するとか、知るの

に非常に時間もかかるし、このあたりを教育委員会としてどう思うように考えているのかというような御質問でなかろうかと思います。

この統合問題に関しましては、那賀町教育振興計画の中では、平成24年に作成はしたのですが、その教育振興計画は平成24年から10年間を見通して、その中で那賀町の教育をどのように進めていくのかということをもとめたものでございますけれども、その中で前期の5年間においては重点的に行わなければならない教育施策、そういうこともこの教育振興計画の中にはうたっております。当然、その教育振興計画を立てるに当たっては、地域住民の方々、当然保護者を含めて大勢の方々の御意見を伺った中でその振興計画というのは立てております。

その中で、統合問題につきましても、保護者全員に平成23年度に行っておりますけれども、約半数の方が、もう少し見極めてからその統合問題についての話を進めてはというような意見が多かったと思います。当然那賀町教育振興計画の中では、平成24年から平成28年の5年間については、住民、特に保護者の意見を十分聞いた中で、その統合計画についてはまとめていこうというような考え方の中で、教育委員会の方針としては、そういうようなことを主に置いたような形で取組をしようということをうたっております。

しかしながら、平成23年度にアンケート調査をしたときに、平成29年度までの子どもの推移というのもお示しをいたしております。そして、その平成29年度までに誰も転校しなかった場合に、それぞれの学校が年度ごとにどのような子どもの推移になりますということもお示しをいたしました。しかしながら、その2年間において転出というのが非常に多く目立つ学校もございました。特に小規模の学校、木沢もそうでしたけれども、そういう学校においては転校の数字が非常に大きかったというように私は思っております。例えば、木沢小学校も平成29年度までは最低でも9名の子どもがいるなというような数字でございましたけれども、はや平成26年度には5名になる、こういうような急激な子どもの減少、こういう事態が生じてまいっております。これは他の学校でも、そういう心配のある学校が2校ほど、私も心配をしております。4～5年すれば7人ぐらいになる学校、5名ぐらいになる学校、そういう学校が出るという心配もいたしております。

そういうようなことで、木沢小学校につきましては、保護者は特に子どもの減少ということによって教育の質の低下につながるということを危惧いたしております。そういう危惧をしたのはいつかと申しますと、それが分かったのが平成24年の2学期が始まった時点、その時点で次年度の子どもが一体何人になるか、それは先生の配置に関連していきますので、学校のほうは保護者の意向を確認いたしております。その中で転校ということが非常に浮かび上がってまいりまして、平成25年度には7名ぐらいになるなというような見込みが出てまいりました。これは保護者にとって大変大きな出来事で、こうなればなかなか学校運営というのが厳しいな、保護者としても大変だなというような意識になりまして、平成24年9月に総会を開いて、保護者として危機感を共有したと、そういうことから始まっております。それで、その経緯については広報に載ったとおりであるというように御理解していただければと思います。

こういうことは、当然、私たち教育委員会にとっても保護者の意見というのを重視す

る立場で統合という方向に向いたというのはございます。ただ、方針としては、前期の5年間については、教育委員会としては統合を進めるという立場ではなかったということでございます。

ただ、木沢小学校につきましては、他の学校と違って、学校を支える組織、コミュニティスクールという新しい制度、文部科学省が定めた新しい制度の中で平成21年から3年間、その取組をいたしております。その取組というのは、学校を支える組織といって、地域全体で学校経営に関わっていくという組織を立ち上げております。木沢杉の子応援隊という組織を作って、その学校のいろいろな方針についての意見の提言をしたり、運営に関わってきているということでございまして、当然、平成24年9月に保護者会で大きな問題になった時点でも、学校のほうは木沢杉の子応援隊に対してその意見を求めています。木沢杉の子応援隊は、各種団体のいろいろな役員の方々を網羅しておりますし、そのことは地域にいる住民の意見を申し上げる組織というように私たちは理解をいたしております。そういう組織を活用しまして、当然御意見を伺った中で、統合やむなしというように至った、そういうことが保護者の今回の要望につながってきているというように私たちは理解をいたしております。

そういうことで、唐突な感と言われますと、その感も多少はあろうかと思うのですけれども、やむを得ない事情というのは、十分私たちも分かりますし、地域の方も分かってきております。そういうことで、私たちに対して不平、不満、苦情というのは届いておりませんし、木沢の方々に対してそういうような状況に陥ったということについては、広報で十分申し上げましたし、そしてそうなったからには、子どもたちに対して負担の軽減を図るべく、様々な施策を講じてまいりたいというように考えております。

よろしく申し上げます。

○大澤夫左二議長 制限時間が過ぎておりますので、簡潔に申し上げます。

○古野司議員 8年前に、当時の木沢村が相生町に学校事務の委託をしたことがありました。それはそれぞれの行政が決定を行って行為をしたということですが、しかし、現在は合併によりまして1つの行政になっておりますし、1つの教育委員会になっております。保護者の要望を受けて、そのとおりに進めていくこと、願いをかなえてあげることは非常に大事なことでありますが、本来は、先ほど教育長がおっしゃったように、教育委員会は町全体の教育行政、義務教育がどうあるべきかというのを、将来像を示して――校区に関してもそうです。いびつな校区をあえて設定しないような形で、将来像を示して指導していくことが、教育委員会としての本来の組織、それとまた機関としての最大の責務だろうと思います。困難なことで、多くの障害も伴うかも知れませんが、もう今回のことはスタートいたしました。また先ほどおっしゃったように、これから多くのハードルが出てくると思います。どうぞ教育委員会の本来の責務を忘れることなく、強い指導力を発揮していただきたいと思います。質問を終わります。

以上でございます。

○大澤夫左二議長 ここで、所要のため10分間休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時45分 再開

○大澤夫左二議長 会議を再開いたします。

先ほど古野君の質問が終わりました。２番目に連記かよ子君を指名し、発言を許可いたします。

○連記かよ子議員 議長。

○大澤夫左二議長 連記君。

○連記かよ子議員 町政について、２点の一般質問を行います。

まず１点目は、合併算定替え終了後の交付税の廃止、縮小のことについてであります。

これまで、全国的に強力に推進された平成の大合併により合併した市町村は、普通交付税の算定の特例となる合併算定替えの措置等により、極めて厳しい財政状況の中、住民サービスを何とか維持しながら、住民と共にまちづくりを推進してきました。合併後１０年間は、旧町村ごとに算定した交付税の総額を配分され、合併１１年目から配分額を段階的に減らし、１６年目は１つの自治体として算定されることになっています。那賀町も５か町村が合併をして１つの町になりましたが、人口の自然減少、少子化、過疎化は歯止めがかからない現状であります。

このように、地域の疲弊が極めて深刻な状況に直面している中、特例期間終了後は、県内市町村においては１４７億円の普通交付税の減額が見込まれ、那賀町においても２０～３０％の減額が予想され、歳入に占める普通交付税の割合が高いため、住民サービスが低下するのではないかと危惧する次第であります。

合併算定替えによる廃止や縮小に伴う交付税の減少、資産や財政への影響、また対策などについてお伺いをいたします。

○峯田繁廣総務課長 議長。

○大澤夫左二議長 峯田総務課長。

○峯田繁廣総務課長 連記議員さんからの、今後の地方交付税の見通しと今後の財政運営についての御質問でございます。

財政のお話になりますと、どうしても数字が出てまいりますので、ここに取り出しましたるパネルで説明をさせていただきます。

〔パネル提示〕

地方交付税につきましては、合併後１０年間は合併がなかったものとして、各町村へ交付すべき額の合計額を交付し、その後５年間はその加算額を逡減、順次減少させて、合併後１６年度目からは加算額を廃止するというのが合併特例による仕組みでございます。

これは、平成２５年度を見ていただきますと、パネルにもあるように１７億８０百万円が加算されまして５７億４０百万円が交付されることになっています。この加算額については、平成２７年度以降減額されていきまして、平成３２年度には、今のベースで考えると１７億８０百万円がなくなりますので、３９億６０百万円となる見込みであります。これが減っていく数字でございます。平成２６年は１０年目なので減少はありません。平成２７年度は５５億８０百万円で１億６０百万円減ります。以下、次の年度から５億１０百万円、８億７０百万円、１２億４０百万円、１６億円、１７億８０百万円というふうに減っていきます。

一方、こういう今後の合併特例がなくなったあとを見据えて、合併直後から那賀町では行財政改革委員会等を通じて、効率的な財政運営を目指して予算の編成段階・執行段階を通じて余剰財源を捻出し、後年度のために財源の確保に取り組んでまいりました。その詳細については、また機会があれば述べたいと思いますが、その結果、これは過去3年間の基金の積立額ですけれども、平成22年度は12億50百万円。このとき累計で70億円、これで全ての基金なのですけれども。それから平成23年度は17億40百万円を積み立て、累計で87億40百万円、そして平成24年度、昨年度は16億円を積み立てまして103億円になっております。この3年間を平均しますと、15億30百万円を積み立てております。

これはどういうことかといいますと、交付税の加算額17億80百万円のうち15億30百万円は、現在なくなっても同レベルの財政運営は可能と。余りこれを言ったら、じゃ要らんのかと言うて国からくれんようになったら困りますので、ここだけのお話なのですけれども。

それをこれに見合わせていただきますと、15億30百万円以上に減るというのはここからです。平成31年度は16億円減りますので、今のままの財政運営をしたとしたら70百万円の歳入不足になります。それから平成32年度以降は全部減りますので、単純に考えてですけれども、2億50百万円ほどの歳入不足になるということになります。そうなったら、単純に考えたら、今まで積み立てたものから少しずつ積立金を取り崩して、今のレベルの行政運営をするならば、それ以降は毎年2億50百万円ほどを取り崩して予算を組むことになります。もし最悪、そうなった場合でも、それまでにはさらに現在より基金も増加しているでしょう。今103億円ですから、最低110億円ぐらいにはここまでは積み立てられる予定であります。

ちなみに、今年度も、今後12月議会で予算をするまでに特に大きな財政需要が発生しなければ、10億円程度の積立では余裕でいけるかなというふうに今年も考えていますので、多少は積み立てられると。特定目的の基金もありますから、その全部を財政の運営に使うというわけにはいかないの、70億円をそういうふうに戻したとしても20～30年はいけるかなと。ただ、そんな先のことはどう変わるか、交付税制度自体が変わるかもしれないということもありますが、今後10年はよほどのことがない限り、急にお金がなくなるということはないと考えています。

行政、何をするにつけても財政、お金がないと、単なる絵に描いた餅になりかねませんので、今後、私が財政の担当をさせていただいているうちは、こうした楽観的な見通しに安住せずに、さらなる行財政の改革に今後とも取り組んでいきまして、将来的にも那賀町が存続し発展できるよう、今後ともさらなる効率的な財政運営に取り組んでいきたいと思っております。これは、飽くまで財政面から見た今後の見通しでございます。

以上です。ありがとうございます。

○連記かよ子議員 議長。

○大澤夫左二議長 連記君。

○連記かよ子議員 今課長のほうから、フリップを使って丁寧な説明をしていただきました。

これによりますと、算定額が17億80百万円ある、基金積立てが平均すると毎年

15億30百万円である。そういうふうなことから、わしがしておる間はいけますという話でございますけれども、これまで、合併してから今日までの間、まちづくりとして木頭小・中学校、それから平谷保育園、若者定住住宅など、いろいろなことがなされてきたわけであります。住んでよかった、また来てよかったと思えるようなまちづくりの基礎固めが大体できたのではないかと思います。今後、まちづくりをしていく中で、今年度から取り沙汰されておりますごみ処理施設なども今後お金が要るようになるわけでありまして、こうした今後の事業展開については、どのような方向でいくのか、それをお伺いしたいと思います。

○**峯田繁廣総務課長** 議長。

○**大澤夫左二議長** 峯田総務課長。

○**峯田繁廣総務課長** 今後、大きなプロジェクトというものも何点かあります。差し当たってはごみ処理施設でございます。それにも、それに備えるために、町としては数年前から町有施設整備等まちづくり基金、そういうための基金をつくっておりまして、その年度のほかの歳出になるべく影響を与えないようにということ、それから合併特例法が切れて、合併から15年間は合併特例債という過疎債とほぼ同じような非常に有利な起債も使えますので、そういう施設はそういう有利な合併特例があるうちになるべく仕上げておいて、それから古い施設につきましては早め早めに修理等を行って長寿命化というような方向でしていく、それから今後の地域の状況とかそういうのを併せて、施設で不要なものは統合、廃合するとか、いろいろな方策をしていって、新しい行政ニーズに応えるような財政運営をすべきでないかなと考えています。

以上です。

○**連記かよ子議員** 議長。

○**大澤夫左二議長** 連記君。

○**連記かよ子議員** 平成の合併はいわゆるムチとアメ、つまりアメは今説明された合併特例債や地方交付税の合併算定替えであり、ムチというのは2005年3月までに合併しないと合併特例法が期限になるぞということでありました。

こんなことで国が強力に推進してきた合併でありまして、徳島県内でも50市町村がたゞいまは24市町村に減少し、那賀町も5か町村が合併して、こうして1つの町になりました。その間、学校が統廃合され、出張所が廃止され、投票所が遠くなり、また農協が撤退したところもある。こうした、今でも住民の間では合併して本当によかったのか、どうだったのかという話がなされているところであります。その上に、アメが切れたからといって住民サービスの低下につながるようでは、合併の意義は見えてこないと思います。

先ほども言いましたように、そこに暮らす人たちが、「住んでよかった、また来てよかった」と思えるようなまちづくりを推進していくとともに、住民相互の地域力をいかに底上げしていくのか、今後も将来の町の発展のために取り組んでいただきたいと思います。以上、交付税のこのことは、これで私は質問を置かせていただきます。

2点目は「社会保障制度改革国民会議報告書について」でございますけれども、先月、社会保障制度改革国民会議により、「確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋」ということで、報告書が出されました。

まず冒頭、国民へのメッセージとして、「日本はいま、世界に類を見ない人口の少子高齢化を経験しています。65歳以上の高齢人口の比率は既に総人口の4分の1となりました。これに伴って年金、医療、介護などの社会保障給付は、既に年間100兆円を超える水準に達しています。この給付を賄うため、現役世代の保険料や税負担は増大し、またそのかなりの部分は国債などによって賄われるため、将来世代の負担となっています。」とし、こうした構造を見直し、持続可能な社会保障制度改革が必要であると、その冒頭、国民へのメッセージとして強調しているところであります。

さて、今回通告しておりますように、要支援者に対する介護予防給付について、「市町村が地域の実情に応じ、住民全体の取組等を積極的に活用しながら柔軟かつ効率的にサービスを提供できるよう、受け皿を確保しながら新たな地域包括推進事業（仮称）を段階的に移行させていくべきである。」としています。

またもう1つ、「介護を要する高齢者が増加していく中で、特別養護老人ホームは中重度者に重点化を図る」とし、これを受けて厚生労働省は、特養に入所できる高齢者を要介護度3以上の中重度者とする法律に盛り込み、2015年度からの実施を目指していくということが示されています。

しかしながら、要支援の高齢者への介護予防サービスが介護保険から切り離され、市町村の事業に移行した場合、負担額は市町村が決めることとなりますけれども、同じサービスでも全額自己負担とする場合や従来どおり1割負担のままなど、自治体によって対応が分かれる可能性があり、軽度な認知症患者などは介護保険の対象から外れる可能性が高いとみられています。

また、介護度の低い高齢者が特養に入所している理由については、介護者不在とか介護困難であったり、住居の問題があったりしている場合がありますけれども、今後、こういったことに対して、どのように町として対応していくのかお伺いをします。

○吉岡敏之健康福祉課長 議長。

○大澤夫左二議長 吉岡健康福祉課長。

○吉岡敏之健康福祉課長 今、連記議員さんから御質問がございましたように、本年8月6日に社会保障制度改革国民会議報告書が出されました。今、議員さんおっしゃいましたように、報告書の中では、地域支援事業のあり方を見直して、地域包括推進事業というような仮称の事業を再構築することによりまして、要支援者に対する介護給付、俗にいう要支援1・2と想定されますけれども、介護給付について、受け皿を確保しながら町村で「住民主体の取組等を積極的に活用しながら柔軟かつ効率的に」と報告されました。

地域支援事業と申しますのは、要介護状態又は要支援状態に至る前、要支援1・2に至る前から介護予防を推進して、高齢者が地域において自立した生活を営み、その人らしい生活を持続できるとしたことを目的とした事業でございます。要するに、現在ある地域支援事業というのが要支援1・2に至るまでにございますけれども、それを見直しまして、現制度下の今の要支援者をも対象とする新しい事業に、市町村が地域の実情に応じ、ボランティアそれからNPO法人などを活用しながら、その地域支援事業のメニュー、それから事業等を拡充して移行すべきであるということだと想定はしております。

またもう1点、連記議員さんからお話がありましたけれども、介護を要する高齢者が増加していく中で、特別養護老人ホームは中重度者に重点化を図り、併せて軽度の要介護者を含めた低所得の高齢者の住まいの確保を推進していくことも求められているというような報告でございます。

新聞報道にありました要介護3といった文言は出てきておりませんが、中重度者に重点化を図るという意味から、要介護3からとは想定されます。制度改正を見るに、入所している方の退所の対象とはならないとは思いますが、それ以降については、入所が制限されることが予想されます。また、国の方では、そういった要介護者の受け皿として住宅の確保といったような施策も検討されていると思っております。

いずれにしても、報告書は出されましたけれども、報告書を受けて国の制度の改正等がまず先に行われ、その後の実施ということになるかとは思われます。

国の基本指針がまだ示されておられませんので、基本指針が示されたのちに、第6期の介護保険事業計画の中でそういった具体的なことを検討していかなければならないと、このように考えております。

以上です。

○連記かよ子議員 議長。

○大澤夫左二議長 連記君。

○連記かよ子議員 課長のほうから答弁いただきましたけれども、1点目の合併算定替えによる交付税の廃止や縮小にしましても、今回の質問にしましても、少し期間はあるわけですね。その期間があるからといってただ放置するのではなく、それまでにやはりすべきことをしていかなければならないのではないかと考えております。

私が一番気になるのは、高齢者にとって一番身近な問題としてデイケアやデイサービス、こういうところが一体今後どうなっていくのか。受けてくれる施設が本当に、介護給付から切り離されて市町村に移行した場合、さっき課長が言ったように、地域支援事業としてやっていくわけですが、楽しみで行っているお年寄りの方にとっては、本当に楽しみが奪われるということで、大変なことになるのではないかなと、そんなふうに危惧をしているところであります。

それから、特別養護老人ホームの中重度者、介護3以上ということで、特養には新規入所者はこれからは抑制していくという話であります。これはちょっとある施設から資料としていただいたのですが、やはり現在でも要介護1・2の方が入所されております。この方につきましては、退所ということには多分ならないのであると思うのですが、今後、そういった方の受け皿対策ですね。これを町としてどんなふうに――先ほど空き家の用意とかそういうふうなことでありましたけれども、それからボランティアやNPOなどを活用してということですが、そうした組織体制がすぐにできるのか。それであれば、この実施するまでの期間にそういった整備も大事なのではないかと思いますが、この高齢者にとって一番身近な問題のデイケアやデイサービス、これはどうなるのか、このことについてお伺いをします。

○吉岡敏之健康福祉課長 議長。

○大澤夫左二議長 吉岡健康福祉課長。

○吉岡敏之健康福祉課長 デイサービス、デイケア、現在要支援1・2の人に限らず、

今、介護状態に至る以前の方も、要支援１・２以前の方もデイサービスに行かれております。ですから、要支援１・２の方につきましても、これから地域包括支援事業に移行されたとしても、当然デイサービス等には行けるようなことになろうかとは思いますが、ただ保険給付の対象から外しまして、地域包括支援事業といったような形の中で介護保険給付から外した中でやっていくと。その財源に関しましては、現在のところは、まだ具体的な話は出てきておりませんが、想定するに、もし消費税等の財源が回ってくるのかなと思ったりもしていますし、これから先のことについては、現在のところはまだ分かっておらない状態です。

○連記かよ子議員 議長。

○大澤夫左二議長 連記君。

○連記かよ子議員 那賀町におけます要介護の認定者数は、要支援１が６６名、要支援２が４９名、これは平成２４年度事務報告書の中に書かれてありましたけれども、保険給付のサービスというのは全国一律でありまして、人員や運営の基準が決められておりますけれども、先ほど言った受け皿とされる地域支援事業には、そうした基準がありません。利用料やサービス内容も市町村が裁量で決めることになり、必要な支援が用意される保証はどこにもないのであります。

制度の狭間からこぼれ落ちた弱者の方々に光を与えることが、行政の方々の務めではないだろうか。そのことを私は思っておりますけれども、先ほど言った社会保障制度改革国民会議の冒頭の中に、こんな言葉があります。「福沢諭吉の「学者は国の奴雁なり」という言葉が引用されておりますけれども、「奴雁」という意味でございますが、それは「雁の群れが一心に餌を啄んでいるとき一羽首を高く掲げて遠くを見渡し難にそなえる雁のこと」を言ったものでございまして、この社会保障制度改革に携わったその「学者もまた「今世の有様に注意して（中略）、以って後日の得失を論ずる（略）」役割を担う」という意味だそうでございます。町長以下、また公僕にある皆様方には現状を冷静に分析し、将来にとって何がよいかを、住民のために尽くしてほしいと願うものでございます。

以上で、私の一般質問を終わります。

○大澤夫左二議長 連記かよ子君の一般質問が終わりました。

次に、熊原廣幸君を指名し、発言を許可します。

○熊原廣幸議員 議長。

○大澤夫左二議長 熊原君。

○熊原廣幸議員 私のほうからは「教育行政について」と、２番目に「生活道路の確保について」、２点質問させていただきます。

まず、初めに「教育行政について」ですが、１つ目は木沢小学校休校への経緯についてと、これは皆関連があるのですが、保育園や幼稚園のあり方、那賀高校との連携、町内における最良の統廃合のシナリオ等についてお聞きしたいと思います。

まず初めの木沢小学校休校への経緯につきましては、先ほど前段の古野議員さんの質問があつて、教育長が答えられたのですが、これについてはもうちょっと聞きたいところがあるのです。これは町民の目線から見たときに、非常に今少子化ということで、子どもがおらなくなっているのは、もう誰が見てもそのとおりなので、私たちの学校、平

谷小学校にしても近くの桜谷小学校にしても、いつどうなるかなというのが、まず保護者の感覚であります。

小学校6年間行くと中学校、上へ上がっていくので、5年生や6年生クラスになってくると、保護者もできれば向こうへ先延ばしして、触りたくないというような形になってきているような話がよく聞こえてきますが、絶対にこれは避けて通れない世界だと思います。先ほど教育長も言っていましたが、今度出ております第1次教育振興計画、この中でも子育てのために教育をやっていくような5か年計画が出ております。

木沢小学校の休校については、いろいろうわさは聞きよったのですが、恥ずかしい話、新聞に出ました、あれは7月27日でしたが、ぽこんと出て、ああ、やはりなということはあるのですが、我々議員としても中身を知らなさ過ぎたと。それでやはりこういう質問になってしまうのですけれども、流れはずっとあって、先ほど古野議員が言ったように、7月1日に学校訪問もされておるし、そのあたりからうわさは聞こえておったのです。ずっと前にも、あれは町長さんやったかな、生徒が減るのでというようなことであつたので、これは今までの説明であつたように、審議会、地域の中で保護者とも話をすると、新聞報道によりますと、そういうように書いてありました。

去年の12月に決定して、それから教育委員会へ今年の5月、相生小学校に統合を求める要望書を送ったと。相生小学校の保護者がアンケートを実施したのが6月ですか。全員受入れがオーケーということで、これは間違いないですね。

(尾崎隆敏教育長、うなづく)

それで決まったようなのですが、我々にしたら、あとの4番目にある全体の統合の話と一緒にしてくるのですが、結局平谷小学校にしても奥の北川にしても、どの学校も今非常に危機になっているので、この時点でどうして相生へ行くのかなと。もちろん中学校も相生へ行っておるので問題はないですし、保護者がそれを求めているので、これは文句言う気持ちも全くないのですが、あとあとのことを考えてみたときに、何か不自然かなと。それと子どもが小さい、中学校はいいとしても、非常に小さい1年生から始まって、少ないとはいえバスで通学する距離も考えると、平谷とか桜谷では駄目だったのだろうか。もう1つ深く考えると、じゃあこれも統合させようかというような流れがあるのでは、もういいかと、相生へ行ったほうがいいのかというような流れがあつたのかなとかいうような、いろいろ憶測もあるのです。そのあたりのことも含めて、1番、2番、4番、教育長、一緒にするわな。そのほうが話が分かりよいと思う。

ほな、保育園もどうなるのと。先ほど言ったように、保育園も来年から木沢はもう下へまた通うと。こうなったら、またこれも大変、小さい子がまた行かないかのかなとかも思ったり。平谷保育園なんかは2年ぐらい前に建てられて、非常に新しい中でどうなるのかなというようなこともあるし、このニュースが出てから地元では、平谷も皆無くなるのじゃなというような感覚があります。

こういうことも含めまして、教育長、ちょっと答弁お願いします。

○尾崎隆敏教育長 議長。

○大澤夫左二議長 尾崎教育長。

○尾崎隆敏教育長 この統合問題というのは非常に難しく、なかなか教育委員会の方針として出せない問題も多くはらんでおります。

その中で、前段、古野議員さんにもお答えいたしましたように、那賀町の教育振興計画を平成24年に作成して、10年間の教育委員会の指針となる方針を定めさせていただきました。当然、この指針を定めるに当たっては、これは地域住民の方々、保護者の皆さん、大勢の方々の御意見を伺った中でこの方針を定めたわけなのですけれども、その方針を定めるに当たって、この統合問題には非常に苦慮いたしました。どういう形でまとめていくかということについては。

その中で、その教育振興計画の中にも、児童数の推移、転出がないものとして平成29年度まで、これは住民基本台帳に基づいて、住民登録されているそれぞれの小学校区、中学校区の子ども、これは全員がそれぞれの学校に行くということを前提にしてやっております。その数字をもとにして、それぞれの学校でどのように保護者の思いというのを持たれているかということで、統合に関するアンケート調査をした結果、統合を早くすべきと答えた学校もありました。これは上那賀地区の学校、ありました。しかしながら、半数近くがもう少し状況を見て、もう少し先で判断しようというような保護者が多かったというようなことから、教育委員会としては、方針としては統合については前期の5年間、平成28年度までには積極的にこの統合というよりも、保護者の意見を聞いたり、どのような推移に、もう少し先を見て考えようということになりました。

そういうことであったのですけれども、先ほど答えたように、転出者が非常に多かった。平成24年度末に小学校6年生の方が卒業して、中学校に入る段階で7名の方が町外に出た。それに併せて小学生の方も一緒にについていった兄弟もおる。それからもう1つ問題だったのが、保育園児が大きいめの保育園のほうに転園をした。そういうような子どもが増えてきた。そういうことからして、どうしても周辺の小規模学校の園児というのは、今度小学校へ入るときにはその小学校に、今通われている幼稚園、保育園のほうの校区の学校のほうへ通うというようなことにどうしてもつながってまいりますので、当然、余計に子どもの数が減るというような悪循環に陥ってきた。

そういうことから判断をして、非常に危機感を持ったために、前回の一般質問でも答えましたように、上那賀地区でも桜谷小学校、桜谷保育園、平谷小学校、平谷保育園、上那賀中学校のPTAの代表者の方は、去年度より、望ましい学校の姿、どうすれば自分たちの学校を盛り立てていけるのか、いかなければならないか、みんなで知恵を出そうということで話し合いの場を持っております。アンケート調査をしたりして、地域を盛り立てるために、また学校を残すためにということで努力はされておるのですけれども、なかなか前に向いたような方向には向いていないと、やはり先ほどおっしゃいましたように、自分たちが役員をしようときはできるだけ残して、判断というのは非常にしづらい、そういうような状況の学校もあるようでございます。

しかしながら、子どもの数が減ってくる中で、人数がある一定の数字を超えたときには、急激に大きな問題に発展すると。これはやはり木沢がそういうような問題になったと思います。14名から7名になった、それから来年は5名になる、そういうような大きな問題をはらんでおりますので、今話し合いをされている学校では、もう少し踏み込んだ話を今年度からしようというようなことを、役員の方が言ってくれておりますので、その話し合いを注視してまいりたいなというように思っております。

それから、木沢小学校の保護者がなぜ相生にというようなことがちらっと出たのですけれども、これはそれぞれの保護者の願いというのがあるのですけれども、その中で十数点ほど、保護者が平成24年9月にPTA総会を開いて、いろいろな話し合いをした中での意見というのが出ております。

その中で、もし統合するとなればどことするのが一番ベターかというような話し合いがあったようです。その場合に、桜谷小学校や平谷小学校と統合しても、複式は解消されない、中学校との連携を考えれば相生小学校とのほうがいいのではないかなというような意見がありました。それと、木沢中学校と相生中学校が統合するとき、前に出たいろいろな意見、そういうようなことを踏まえながら、少人数では教育力が低下するということを強く意識をしたような意見が出ていると。これについては保護者の意見ですので、そういう意見が出たというようなことがありました。これは、少人数でもしっかり教育すれば学力は当然維持できるし、そういうことは一概には言えないのですけれども、保護者の願いとしては、そういうような意見があるのではないかなというようなことでございました。

それに対して、先ほど申しましたようにコミュニティースクールの形をとります木沢杉の子応援隊についても、この保護者の意見に対しまして、学校運営上どういうように対応すべきかということ、平成14年10月18日に合同で話し合いを行っております。その中で、保護者に対していろいろな提言もいたしておりますけれども、最終的には、保護者の意見を尊重するということでもとめられたというように聞いております。これが第1回目、平成24年9月・10月でいろいろ出た意見というのは、私のほうに報告いただいたのはこのような内容のことがあります。

特に、子どもの数が減ってくるということで、平成28年・平成29年の段階になってきますと、先ほども言いましたように、子どもの数が木沢小学校が統合した7人、その程度になる学校が2校出てまいります。そういうようなことからして、真剣な話し合いをして、保護者の意見というのが、これはやはり一番と思います。地域の意見もありますけれども、保護者の意見がこれは一番ですので、保護者の意見として全員で一致ができますよう、話し合いを十分して行ってほしいなというように思っております。

教育委員会についても、保護者の意見というのをできるだけ尊重するようにはしてまいりたいと思いますけれども、その中で、教育委員会はそれでは平成28年度まで意見を聞くだけかとおっしゃられがちになりますけれども、まずは保護者の意見をまとめた中で、教育委員会としての方針というのも考えてまいりたいというように思っております。よろしくお願いします。

それから、次に那賀高校との連携の話です。

この那賀高校への連携も、これもやはり那賀町の子どもが一体どれくらい那賀高校に行ってくれるかということ、これがやはり大きな問題になってきております。

平成24年の那賀高校への入学者、那賀町からは20名です。定数は80名でいったのですけれども、特に人数が少ないということで、県のほうは定員を70名にさせていただきました。定員70名のうち20名、那賀町の中学校3年生、その年は54名、54名中の20名が那賀高校、定数80名を確保していくということは非常に難しいと

いうように思っております。しかしながら、那賀町の子どもの学力、那賀高校を希望する子どもの学力の向上のために、私たちはやはり全力を尽くしていくし、那賀高校が本校であるべき姿というのを常に描いておりますので、できるだけことをしてまいりたいと思っております。

那賀高校教育振興協議会の中で、那賀町としてできることについては、高校また中学校と十分協議しながら、また議員の皆様、教育委員の皆様のお力添えを得ながら、最善を尽くしてまいりたいと思っております。今年度は皆様方の御理解を得まして、那賀高校への総合的な支援としては12,500千円ぐらいの支援をさせていただいております。この金額というのは、大体1学校分ぐらいの経費の支援に当たるのではないかなというように思っております。全力を挙げて、那賀町の子どもの学力向上のために、これは小学校、中学校、そして高等学校と、その子どもたちの学力向上のために努めてまいりたいと思っております。

それともう1点、幼稚園、保育園の話が出ました。

これにつきましては、先ほども言いましたように規模の小さい、例えば4～5名の園児の保育園、これにつきましては、どうしても同級生との友だちの関係、そのあたりを保護者のほうでは心配しておりまして、どうしても1人や2人の中で、1人が抜けますと1人ではというようなことになりまして、どうしても付いて一緒の方向に流れるというようなことが現実起こっておりますし、そういう流れが強まるのではないかなというような心配をいたしております。

木沢地区の保護者に対しましては、もし相生の幼稚園に通うというようなことの申出がありましたときには、小学校、中学校の送迎バスを利用して活用することについては、これは教育委員会として最善を尽くしてまいりたいというように思っております。ただし、これについては健康福祉課との調整がございますので、その話を行う中で、できるだけ保護者の願いがかなうように努力してまいりたいというように思っております。

よろしく願います。

○**熊原廣幸議員** 議長。

○**大澤夫左二議長** 熊原君。

○**熊原廣幸議員** 今、教育長から話がありましたように、統合というのは本当に難しい問題だろうと思います。ただ、地域が本当に広いという中で、格差がかなり出てきておるのだろうと思います。先ほどの話に出てきたように、学校によったら複式でやっているの、そういうところ、人数が少ないところへは行ってもというような、親の願いとしたら恐らくそういうことがあるのだろうと思います。

この教育振興計画の中にうたっていますように、一番気になる点で言いますと、「地域の皆が関わり、子どもの生きる力を育てる」ということをうたっているのですが、地域というたら広いわな。那賀町全部が地域になるというのもあるし、昔でいう文化とかでいうと、それぞれの地域じゃわな、木沢なら木沢、上那賀、木頭、北川というようなことになってくるのですが、その中で、やはり子どもとしたらその地域の文化なり伝統なり、これを担っていろいろ勉強したりしていくのだろうというのですが、こういうものが途切れていくような気もするの、ちょっと残念なところもあるのですが、これ

も致し方ないと思います。

この統合につきましては、やはり恐らく人数も変わっていくし、年々問題が出てくるので、慎重に考えながら、もちろん親の意見も必要だろうと思うのですが、将来的にはどういうふうな形でやっていけるかというような方向性というのは、私は見つけておいたらいいんじゃないかと思います。普通、一般の目で見ても、誰が考えても新しくできた木頭の小・中学校、これなんかは全く新しいがあるので、これを捨ててほんなら下へ行きますかということはできんだろうと思います。そういうことになったら、次にどうするのかというようなことが、恐らく教育委員会の中には、頭にあるのじゃなかろうかと思いますが、このあたりもよく考えなければならぬんじゃないかと。恐らく児童が増えることはないと思います。

それと、幼稚園と保育園の問題ですが、これも小さい子、0歳からずっといて、今この資料もらっているのを見よってみると、どんどん減ってくる状況にあって、幼稚園が今3つ、保育園が6つあるのですかね。やはりまちのほうというのかな、驚歎なり相生のほうが人数も多いし、いろいろな形で出てくる人が多くなってきよるのかなと思う気がします。小さい子なので、なかなかそういうこともいかんと思うので、1人になっても2人になっても、やらないといかんことはやらないといかんだろうと思いますので、費用はかかりながらも、ずっと続けてもらえることを望みます。

それともう1つ、さっき質問しなかったのやけれども、那賀高のことも言うてくれたのであれなのですが、これは連携型中高一貫教育ということであってやりよるわな。そうしたら、連携型なので各中学校、町内4つある中学校と連携をやって、恐らく根本というのは、よそへ生徒が流出せんような形で那賀校へ行ってもらおうと。それで町にも一生懸命たくさんの金を支援してもらっておる状況なのですが、定員70名や80名、このあたりを割り込むとこれはまた分校になってくる。前に質問させてもうたことあるわな、これでなるようなこともあるので、この支援策は大変ありがたい中なのですが、これだけ支援して学校1つ分ぐらいという話しよるのじゃけど。

これでも中学校54名おったのが20名、あとの人は保護者がそう願うのもあるのだろうけれども、市内のほうとか他の市町村へ出ていってしまうという、非常に地元におる者としたら寂しいところがあるのですが、質問として、この那賀高校、この一貫教育をもうちょっと連携をとって、もっと残ってもらうような方法な。今やったら何があるのかな、魅力あるものがあるのかな、バレーが強いとか言いよったことがあったのですが、こうなったらもっともっといい先生雇ったり、いろいろしないといかんだろうと思うのですが、こういうところについて、ちょっと教育長、どんな考えが。

○尾崎隆敏教育長 議長。

○大澤夫左二議長 尾崎教育長。

○尾崎隆敏教育長 やはり、那賀高校を残していくためには何が一番必要かといえば、魅力ある那賀高校をつくること、これをなくして那賀高校の存続はないと思っております。

その中で、1つは子どもたちにしっかりと学力の保証ができること、それからクラブ活動でしっかり活躍の場があること、それと3点目は、就職に際しまして、できるだけ那賀高校を卒業した生徒にいい就職先が見つかること、そのあたりが那賀高校に来てく

れる子どもが多く出る要因といえば要因ではなかろうかというように思っております。

その中で、町が支援しているのは、この前段の2つ、しっかりした学力をつけるためにということで、進学希望者はその進学できるような能力を得るために補習活動をやっておりますけれども、この補習活動で有名塾講師の指導、DVDに収めたそういう資料を活用しながら学力を高めるとか、各種いろいろなテストをやっております。これは就職含めてなのですけれども、資格を得るために必要な教材、そのあたりを充実して補助をいたしております。

それから、クラブ活動経費の中で町ができる範囲のこと、これはやらせてもらっております。それから国際協力の中で那賀高校が行っている様々な授業の中でできるようなこと、そういうようなことを私たちは全力で支えておりますし、それと連携につきましては、中学校には2名の先生を県から特別に配置してもらって、その先生を核とした高校生と中学生とのチーム・ティーチング、それから那賀高校からも2名の先生を派遣してもらって、計4名の先生方がそれぞれの子どもたちに接する中で、那賀高校の教え方、それから中学校での学力の状況、それぞれの先生方が理解をして、そして那賀高校に来てもらいやすいような学習をやっていくということをやっております。

いろいろな授業には小学校から参加をしたりしておりますし、当然、運動会とか文化祭、そういうようなものにも参加をする中で、那賀高校の魅力を高めていっております。様々なことを通じて、那賀高校の魅力をアピールしてまいりたいと思っております。

町民の皆様には広報紙を何回も配っております。那賀高校の学校方針、それから活躍の姿、それらを町民の皆様にお届けすることとしておりますし、できるだけ町民に御理解をいただけるような、そういう施策というのを高等学校共々やってまいりたいというように思っております。

よろしく願います。

○**熊原廣幸議員** 議長。

○**大澤夫左二議長** 熊原君。

○**熊原廣幸議員** 分かりました。

やはり魅力ある学校というのがないと、人が集まらないと思います。今言われたように、非常に努力はされているのに人が集まらないということは、もうちょっと努力が足りんのだろうと思うので、支援もしているようなことも含めて、もっとやって。何せこの那賀高校というのは町のシンボルだろうと思うので、これがなくなったら大変なことなので、努力していただきたいと思います。学校関係につきましては以上で終わります。

続きまして、「生活道路確保について」ということで、合併して8年になります。旧町村時代から、生活道路としてはできるところは全てやっていくというようなことで、各自治体でやられてきたと思うのですが、やはりどうしても諸般の事情があったりして、いまだに不便なところがあって、できないところがあったりすると思うのですが、全部は私、把握ができないので分からないのですが、ここに書いていますように、現在どれくらいそういう不便なところ、戸数があるのか。対象ですね。それから2番目も含めて、今後そういうところで要望もあると思うのですが、対応とか計画についてとか、またどうしてもつかんところにむいての方法、自力でつける人も中にはおるのですが、

自力でつけた場合の町からの補助金みたいなものもあると思うのですが、そういうことを含めて、これについてはもう聞くだけで、説明だけしてくれたら質問はありません。

お願いします、担当課長。

○平川恒建設課長 議長。

○大澤夫左二議長 平川建設課長。

○平川恒建設課長 熊原議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

生活道路が通じていない戸数ということでございますが、まず那賀町全域で民家への接続道路未整備の状況としましては、現在生活されている家屋を対象に、車道から民家までおおむね50m以上離れている民家ということで、その中でも国道や県道等の道路の面した民家で、宅地と道路面との高低差が大きく、宅内への接続道路の設置が困難であるような民家は除かせていただきまして、戸数としてましては16戸であります。路線数としては、10路線と把握しております。地区別には、相生地区で1戸1路線、上那賀地区で7戸5路線、木頭地区で8戸4路線といったような状況でございます。

整備ができていない理由としましては、やはり一番大きなものは地形的な条件が厳しいということでございまして、工法的に工事が非常に大きくなるというようなことから、何らかの補助事業での採択を検討してきた路線もございしますが、採択要件また費用対効果の面から実施に至っていないというような現状でございます。また、路線、地区によりましては地滑りの指定地とかの場所もございまして、そういった工法協議の段階においては、さらに工費的にはかなり金額が高くなってくるといような状況でございまして、実施には現在厳しいといったような状況でございます。

そういった中で、50m以内の生活道路におきましても、住民自らが設置したいといようなことで、これは私道になるわけですが、その場合に、町からの補助というような制度で、今年度から生活の道路を設置する場合の補助制度というのを設けております。これにつきましては、延長は20m以上で幅員が2.5m以上というような場合に、町からの補助が限度額3百万円としまして、補助対象の経費としましては、直接的な経費、人件費と材料費等になりますが、その経費に対しまして2分の1の補助をするといようなことで制度を設けさせていただいております。

また、それが年度当初に定められた規定なのですが、それ以降も、それでも難しいといような場所につきましてはモノレールの設置というようなことで、これにつきましては、対象事業費が100千円以上の場合に、同じように限度額3百万円として2分の1の補助をさせていただくというようなことで、そういう制度を設けております。ただ、先ほどの生活道路、路線の距離としまして200mとか300mの路線につきましては、今からの維持費、道路のインフラの維持的なことを全体的にも考えてみますと、そこらに開設していくというのはなかなか難しいようなところがございます。

ただ、農林道も含めまして、今後何らかの補助対策といえますか、緊急的な補助事業があれば検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○熊原廣幸議員 議長。

○大澤夫左二議長 熊原君。

○熊原廣幸議員 はい、分かりました。

大変、ちょっとびっくりした。これだけあるの、16戸もあるのやな。もっと少ないと思っておったのですが、大変年もいってきて苦勞されておる人が多くなってきておるので、絶対道は必要だろうと思うのですが、今言われたように、非常に経費とか予算とかがあって大変だろうと思うのですが。

質問せんと言うたのだけれども、1つだけ。町長、ちょっとこのことについて、もし何かあったらやっていこうという何はあるのだろう、力というかやる気。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 これまでもやはり今の時代、肩に担いでの生活資材、これも大変だろうということで、いろいろと、きめ細かな交付金を活用してとかいうことで、非常に金額の大きいところも数千万円のところも開設をしてきたわけなのですが、確かに、今担当課のほうから調査結果を報告いたしましたように、特に上那賀地区が多くございました。現在も上那賀地区が一番多いのでなかろうかと思います。

この中でも、やはりどうしても本当に難しいなというところもございます。ただ、用地が解決すれば可能なところもございます。そういったところにつきましては、できるだけ、いろいろ今後の国の制度がどう変わってくるかも分かりませんが、そういう制度があれば、即対応してまいりたいと思いますし、地権者の了解ができたということがありましたら、県単とか町単で可能な分については、随時進めてまいりたいと思っております。

10mや20mのところにつきましては、先ほど担当課長からお話ありました分に対応したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○熊原廣幸議員 議長。

○大澤夫左二議長 熊原君。

○熊原廣幸議員 御答弁ありがとうございました。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

○大澤夫左二議長 これで熊原君の一般質問が終わりました。

質問を続行します。午後の休憩以後にまたいで結構ですから。

次に田中君を指名し、発言を許可いたします。

○田中久保議員 議長。

○大澤夫左二議長 田中君。

○田中久保議員 私の質問は1点でございますが、これが今議会最後の質問になります。この機会を与えていただきまして、誠にありがとうございます。しかも、お昼前の、胃袋にものが入る前に、脳がさえている時分に質問させていただくということは、非常にありがたいことでございます。

今回、2020年にはオリンピックが東京で開催されると。私の脳の中には、オリンピック開催地決定の年に那賀町議会議員は必ず選挙があるのだということが頭にありまして、これからスムーズにいく以上は4年に一遍、オリンピック開催地決定の年には必ず町議会選挙があるということを頭に置いて、いい教訓になるなと、そんな感じもいたしております。

そんなことはさて置きまして、私の質問は「町職員の定数について」ということで質

問させていただきます。といいますのは、私の気持ちの中には、4年前、町会議員に立候補させていただきましたときに、那賀町でなしに、上那賀町の議員としての頭で選挙に出させていただきますました。52名の方が合併に賛同いたしまして、その人たちは各5町村の中の町議会議員であったし、心配ごと各町村の心配をしておいたらよかった時代だったのです。つけ加えまして、19名になったときには、これは地区割り選挙で、これも飽くまでも旧5町村の選挙でありました。今回、私ども16名は、那賀町内皆さんにお世話になって当選したのです。その頭もなく、この議会に当選させていただいた中で、いろいろな無理難題を行政側に質問させていただきました。

結論として、なぜこの町職員の定数ということについて質問させていただいたかといいますと、もどかしかったのです。質問した中でスムーズに答えが出ないし、またいろいろな面につきましても、町外の人たちにお世話にならなければいけないような、今の行政です。役場の職員の方も、前の5町村のときとは全く違った規模の中で運営しているものと思います。

そんな中で一番感じたことは、事務職はいつでもできます。しかしながら、この広い林業、農業、また土木また建築、こんな関係の人たちは全く不足しております。無理難題を言うても、これは無理かなということを感じるのが私の実感でございます。

町長に対しては、私ども町議会議員も同様、含めて、この一番重要な公共事業関係の資格者というものは、町長も前からおっしゃっておりますが、人員を増やさないことには、木沢・木頭・上那賀のほうは、こういうものに対しては非常に事業が多いのです。技術者は事務のほうに転換することができますが、事務職の方は、こういう目利きの利くほうへは全く無理です。

こんな中で、今回も4年後にははや4人ですか、退職する方が。そんな中で、町長の対応はいかがなものかなと。私は、私の考えとして、このままではいつまでもお金を出して、他町村の方々にお世話になるような事業ではどうにもならん。一刻も早く専門職を置いていただいて、各町村にまさかのときには迅速に対応できるような体制にしてほしい。これが私の質問でございます。いかがなものでしょう。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 田中議員さんの御質問、確かに私どもも合併以来、この定数の適正化ということにつきましては、国なり県なりの方針といいますか、それに沿うべく努力もしてきたつもりです。

ただ、やはり我々としても限界がありますよということは、県のほうにも申し上げてきました。やはり面積のこれだけ広大な那賀町です。それに対応すべく、職員数というのも類似団体と比較して、それに合わせるだけではとても無理ということも、十分我々としても理解をいたしております。

ただ、御指摘のように技術職、この関係につきましては、非常に限られた人数の中で、そういったそれぞれの旧町村を熟知した技術者、またそれを技術者として雇用することにも、これも限界がございます。まず、その職員、技術職で採用した場合は、ずっとその技術畑で対応していかなければならないという点もございます。また、そういった状況の中で、各旧町村ごとに、今までは技術面を持たれている方に対応して

いただいていたのですが、合併後、採用はそれぞれの旧町村から採用するわけではございません。全体から採用します。今、田中議員さんがおっしゃったように、当初は、旧町村のために、旧町村の活性化のためにということにつきましては、議員さん同様、職員についてもそういう意識がかなりあったと思います。

この10年、合併して10年になりますと、やはり職員として全体を考えていただきたいと私は思っております。那賀町ということを考えていただきたい。その中には、那賀町には旧鷺敷町のように大塚製薬さんも来ていただいているような町もありますし、旧木頭村あるいは旧木沢村のような状況もございます。それらも全て理解した職員さんになっていただきたい。そういうことから、やはりその中から技術者を確保していくためには、私はある程度、技術系の課の対応については集約した課を設置しなければ、なかなか対応できないと思っております。

そういったことで、本庁舎は今年改築をいたしております。これにつきましても、そういった面も含めて対応できるような間取りといいますか、事務所の中もそういう対応ができるような改築を行っております。相生分庁におきましても、そういう対応でまいりたいと思っております。そういったことで、技術系の課については、分庁に集約するのか、あるいは本庁のほうに集約するのかということについてはまだ決めておりませんが、どちらにせよ、集約をしていかなければ、職員を今の各支所にそれぞれ全て対応、技術の対応できる職員を配置するということは困難であろうと思っております。

そういったことで、これについては早急にそういう体制を整えなければ、なかなか事業全てに対して職員が対応できるような状況でないということは実感いたしておりますので、できるだけ早急にその対応を進めてまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○田中久保議員 議長。

○大澤夫左二議長 田中君。

○田中久保議員 町長の答弁はよく分かります。

しかしながら、町民はそこまでの理解はまだできておりませんし、私が町議会議員に立候補する以前には、上那賀のことだけ考えておりました。票をもらって、那賀町全体から、鷺敷の果てから木頭の果てまで、1票ずつ票をいただきました。そんな中で、これはいかんかと、これは那賀町全体を見渡しながら行政と共にやっていくのが、これは町議会議員の仕事である。そんな中で、まだいまだに町民の皆さんは、各地区、木頭だったら木頭、鷺敷だったら鷺敷のことだけ思っておるのでしょうか、我々16人も、役場の方々も含めて、那賀町というものの中で政治をしておるのです。これ、町民の皆さんには、是非分かってほしいのです。我々の議員報酬、182千円が高いか安い。これ、4年後には失業なのです、今。ボーナスも何もありません。定年の給与もありません。そんな中で、あと、誰がこれ那賀町の政治をやっていくのですかね。心配な面は多大にあります。役場の職員も直ちに減らせと。

こんな中で、町長は、やはり町民に対して、きれいごとでは済まん、やはり主張していくことは堂々と主張して、那賀町のためになるような行政をしていかないと、町民の言うことばかりを聞いておったのでは、那賀町は潰れます。人口が減ったから役場の職員減らせ、町の議会議員減らせ、これは相生、鷺敷に集約して人口が集まるのならいい

です。しかし、今までと同じ面積なのです。そこにやはり住民が住んでおるのです。こんな人たちのことも考えながら、やはりはっきりと足りない人員に対しては、町民を説得して、1人でも増やしてでも責任持てるような、町に対して堂々と意見を述べられるような技術者も各木頭・木沢・上那賀辺にも置いたらいいのじゃないでしょうかね。でないと、全責任を本庁で負うようになります。

実は、ここに山崩れがありました、これだけの土砂が崩れております。これは、ダンブにして何杯ぐらい要るのかな、予算がどれくらいあったらできるのかなと、そういう即対応できるような技術者を各地区に置かないと、本庁ではとても対応できんですよ、これ。はっきりと責任を持って、町のほうへ、実はこうこうでこうになりましたが、私のほうでこうこう処理しましたが、いかがなものでしょうかと、そういう対応のできる者が必要なのです。

よく考えますと、お金が要るかというたら、そうでなしに、これは先ほど言ったように、全部町が委託して、お金は丸投げなのです。土木事業にしても人員不足のために、町へお金はおりますが、町外の人たちに下請けをしていただかないと。町へ丸々お金が落ちるような、今の情勢ではありません。やはりきっちりとした中で増やすものは増やす、減らすものは減らす、はっきりとした対応を、是非町のほうにはとっていただきたい。

私はもうこれで票をくれようがくれまいが、次出ようが出まいが構わんのです。ただ言いたいことは、今まで一方的に考えてきた中で気づいたことは、役場の技術者の職員が全く足りません。町民の不満はそこへは行ってないんです、足らんということは言っていないんです、役場の職員があかんと言われている。事務職の方が技術者の関係の担当課長になっても、これは全く対応できませんよ。責められるだけです。頭がおかしくなるのじゃないですかね。町長、先ほど言われましたが、技術者はこっちへ回っても、事務的なものは勉強次第である程度対応はできると思います。でも、専門職はできません、これは。ここら辺りも含めて、是非ともひとつ適切な対応をしていかないと。

先ほど総務課長が、連記さんの質問に答えましたが、財政面の心配も10年はまずいけるだろうと、よほどのことがない限りということも説明していただきました。いろいろな定例議会の中で、総務課長はそういう予算の積立ても暫時報告しております。そんなのも町民の方に理解していただいて、よりよい那賀町のために、町民の意見も必要ですが、これを参考に、今後は行政のほうで那賀町はこんなことしよるのじゃ、町民はよかったなと、そう言われるような政策をとってほしいと思います。

町長、いかがでしょう。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 建築関係の1級建築士とか、こういう方を採用する場合は、非常にやはりそれを指定して採用することになるかと思います。ただ、それ以外の公共土木の技術屋さんにつきましては、やはりこれまでもそういう条件でなく、一般行政事務員として採用し、先輩なりその課で指導を行いながら今まで育成してきたところですよ。

やはりこれには町の技術職、職員、これを含めて町民に対する行政サービスというの

は限られたものではございません。オールマイティーを望まれます。ですから、そういった面も含めて、やはりこれからそういう職員採用する場合においても、技術職といった面についても努力をしていただき、勉強していただくという指導体制を構築してまいりたいと思っております。

そのためにも、これまでそれぞれの旧町村単位でそういう育成を図ってきましたが、やはり採用職員も、先ほど申し上げましたように、全町的、全県下から採用する中で、それぞれの旧町村での技術者という方が退職等で減少しているのは事実です。これを、今後育成しカバーしていくためには、ある程度集約した上で、その技術職の職員を育成しながら、必要な支所のところに配置するという点も出てこようかと思えます。そういう事業が多くなれば。

しかし、一時的にはそういった場面も御理解をいただかなければならないと思っています。育成するために、ある程度、課の集約ということもやらなければならない時期があると、御理解をお願いしたいと思います。

○田中久保議員 議長。

○大澤夫左二議長 田中君。

○田中久保議員 ありがとうございます。

是非とも那賀町発展のために、今後ともひとつ御努力していただきたいと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○大澤夫左二議長 田中君の一般質問が終了いたしました。

これで、午食のため、午後1時10分まで小休します。

午後00時08分 休憩

(休憩中、植田一志議員、出席。出席議員14名となる)

午後01時11分 再開

○大澤夫左二議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行します。

次に、5番目に前耕造君を指名し、発言を許可します。

○前耕造議員 議長。

○大澤夫左二議長 前君。

○前耕造議員 私の質問は、平成25年度の地方交付税について聞きたいと思います。

長期的な交付税の推移については、前段の議員からも質問がありましたが、私は7月末だったと思いますが、地元徳島新聞によります、県下の地方公共団体の給与をどうするのかという比較が載っておりました。それによりますと、市は国の要請に応じて何がしかの減額をしております。ところが、16町村については減額するところはないような記憶があります。どういう理由かは分かりませんが、行政としては横並びの施行というか、こういうふうになっておりますので、議会にもこのことについては理事者から説明がないので、質問をする次第であります。決して職員の給与カットをせよという質問ではありませんので、誤解のないようお願いを申し上げます。

国は、平成25年度の国家公務員の給与を、東日本大震災の予算に充てるためという理由によりまして、確か平均7.8%、1年間カットしておるそうであります。そこでマスコミ等、特に新聞の報道によりますと、地方も同じく同額カットせよと、カットし

なければ地方交付税を減額するようなことが載っておりました。これについては、7.8%カットしたけん、7.8%×総額をカットせよというのではないようであります。つまり国家公務員に対する給与は、ラスパイレス指数といいまして、国家公務員を100とした場合どのぐらいかということなのですけれども、2年前は那賀町の職員の方は95～96と思います。そして新しいものでは、国家公務員の給与を削減した結果、確か新聞によりますと104.5ぐらいだったと思います。ということは、正確には総務課長に答弁をお願いしますが、仮にこの数字が104.5の場合と仮定すれば4.5×那賀町の職員の給与の総額ということで、何千万円になるのか分かりませんが、どのくらいになるのかということもお答えをいただきたいと思います。

そこで、確かに財政的には過去3年間の実質公債費比率も昨年より2.7%下がって11.3%ですか、随分基金も増え、財政は健全なようではありますが、やはり那賀町の場合、交付税を主体にした依存財源に頼る体質、これはなかなか変わらないと思いますので、質問をしたいと思います。そこで、効果的な財政運営というのはどのように、また交付税の平成25年度カットされた部分、どういうふうを考えておられるのかという点についても、町長、副町長、担当課長、誰でも結構ですので、お答えをいただきたいと思います。

自民党政権による安倍政権が成立しまして、アベノミクスということで、為替の変動も75～76円から今100円ぐらい下がっております。つまり24～25%も下がっている。それから原発事故によりまして、原子力発電所もほとんど稼働しておらないということは、エネルギーを輸入に頼って25%も値上がりをしているということで、非常に大きくこれから、特に電気代は民間というか、個人では10%以上も9月から上がっております。それから生活の必需品であります農産物あたりも異常気象によりまして上がっておるということで、長期的な目で見れば、物価上昇率が政府目標の2%になるうかと、今現在言われております。

そうした中において、国の方針の1年間に対する協力といいますか、職員の方あるいは理事者の方の報酬なり給与を下げるというのは、私はいかがなものかと考えておりますので、個人的にはいかがなものかと思っております。

まず町長には、新聞紙上に載った、現在どのように横並びといいますか、多分現状維持と思いますが、簡単で結構ですので説明をお願いしたいと思っております。

○**峯田繁廣総務課長** 議長。

○**大澤夫左二議長** 峯田総務課長。

○**峯田繁廣総務課長** 前議員さんの御質問にお答えします。

まず、交付税に影響する国家公務員の給与の削減と交付税の関係について、ここで改めて。いろいろと誤解して伝わっていることもあると思いますので、再びパネルを。

〔パネル提示〕

まず、平成25年度の地方交付税と給与削減ですけれども、ここにまとめてありますように、平成25年7月から国家公務員と同様の給与削減を実施することを前提として、地方公務員の給与分を交付税から削減すると。そして、それに見合った事業費を別枠、違う枠として地方に交付するという仕組みでございまして、恐らく国は、最初はその削減分を復興に充てたいということだったのだらうと思いますが、本来地方交付税と

というのは、地方の権限のものを国が減らして使うというのはおかしいというような議論もあって、では地方の違う事業に使う財源としますということになったわけです。だから、交付税の総額、くれる総額は変わらんと、項目が変わったということになります。

全体でいえば、給与費分の減額として、交付税全体から全国では0.9兆円減らしますよと。ちなみに那賀町では80百万円、ここは減りますよという説明でした。特別枠の増額ということで、地域の元気づくり事業費という項目ができて、これは人口とかいろいろな要素で決まるのですけれども、それからいろいろやっている取組とかで決まるのですけれども、全国でここは0.3兆円増やしますよと、那賀町への影響額はここで38百万円増えますよと、こういうようになりました。

それから、2番目は全国防災事業費といいまして、これは全国防災事業債という新たな起債がありますが、それを起こして事業をした場合に、80%を交付税措置しますよというような制度ができました。これが全国で0.1兆円の枠が増えました。那賀町ではこれを使った事業をしないので、本町はこれは起債しておりません。

もう1つが緊急防災・減災事業費、これも事業債です。緊急防災・減災事業債という起債をして事業をやった場合に、70%の交付税措置をしますよと、これの財源に充てますよと。これが全国で0.5兆円。那賀町はこの起債も特に必要がないので、今年は使わなかったと。といいますのは、合併特例債とか、過疎債とか、いつも使っているほかの起債があるし、これは特殊な条件があったりするので使い勝手がいいほうを使ったということで、使えばむしろ増えたかもしれないというような状況なので、一方的に給与をカットしないから減らされたのではなくて、しょうがしまいが、もう頭から引きしますよということで、違うところで増やしますよと、こういうことです。交付税の関係はこういうことであります。

確かに総務省の調査、それから徳島新聞の調査を見ていただくと、8市以外は7月の時点では検討中であるとか、しないとか、いろいろ表明していたと思います。結果、7月の時点ではやっていないということになります。

それで、どういうふうに減らせというのか、国が言よるのかというのを分かりやすく言いますと、那賀町の平成24年度におけるラスパイレ指数、先ほど国の国家公務員の給与を100とした場合の地方の給与、那賀町の場合は国が減らさなかったら96.1です。ただ、国がこの1年に限って給与減額をしたために104.1という数字が出ております。つまり4.1、現状で那賀町が多いと。これ徳島県下、どの町村も100は超えているような現状です。それで、国が言うのは「国と合わせよ」なので、国は7.8%減らしたけれども、国と同じになったらいいのやけん、この4.1の分を減らせませんかという要請が来たということです。

それからラスパイレが出たついでに紹介しておきますと、国家公務員が減らす前で96.1と言いましたが、県内の市町村の平均は98です。全国平均は98.9ですので、那賀町はそれほど高いものではないという給与ベースがあります。

それで、各町村が横並びで、たまたま横並びになったのですけれども、それぞれ町村の言い分がありまして、あったと思います。なぜ今回同調しなかったか。那賀町で今現在検討中としている理由の1つには、現在までも国は余りこういうことを今までやっていないのですけれどもということで、町は人件費の削減を今までやってきましたと。合併

前は347人おった職員は、今現在で286人に減っています。

それから従来までも給与手当の見直しということで、平成18年から平成22年まで、一般職、特別職いろいろで3%から5%までのカットをしました。これ平成22年度は手当等のカットだったので、主には平成18年から平成21年の4年間、削減効果は2億円以上です。これをしたので、大体年間50百万円～60百万円節減したと。既にこういう努力をしています。それ以外にも特殊勤務手当はほとんど廃止したりとか、住居手当も持ち家手当を廃止したりとか、通勤手当も見直したり、それから退職時の予定特別昇給の廃止とか。これは給与表というのが年度途中、平成18年だったかに変わったのですけれども、それで給与のレベルがぐんと落ちたときに、それまでもらいよった給与を何年か保障しましょうという現給保障制度というのがあって、いまだ国や県はこれをやっていますけれども、もう町村、うちは実は1年早く廃止します。何人かの職員にはこれは負担もかけたのですけれども、そういうこともやりました。

それから現在、人事評価制度も導入して、より合理的な人事給与運営をすると。こういうようなことも既にやっているの、今回国が初めてするから、ではうちもやりましょうというのはちょっと。また必要があったらというか、財政的に喫緊の課題になればすることはあるけれども、今年急に国に合わせるということはどうかなと。ただ、周辺町村の状況もありますので、現在のところはその様子を見て、必要があればまたこの点についても取り組んでいきたいかなと思っているのが現状であります。

それから、今後交付税とかの減少によって、どのような効果的な財政運営をするのかという話なのですけれども、先ほど財政の話をしましたけれども、ちょっとここで触れなかった部分がありますので、実質公債費比率というのを前議員さんから御紹介いただきましたが、今まで公債費なのですけれども、平成17年から今年度まで公債費とこの借金については1つの方針を立てて、これは私の前の前の課長さんあたりからずっとこういう法則なのですけれども、返すのは20億円以上返そう、借りるのは10億円以内にしようという方針で、借りるのは10億円で返すのが20億円ですから倍返しです。今はやりの倍返しをしております。

この平成24年までをちょっと見てみますと、1年平均に置き直しますと、毎年23億50百万円平均を返しています。それから借入れは平均で7億46百万円。これは起債の中に臨時財政対策債というちょっと特殊な起債があるのですけれども、それはちょっとカウントしていません。というのは、臨時財政対策債というのは、交付税の肩代わりのようなもので、たちまち町が借金で調達するのですけれども、返済時には元金・利息100%を国から交付税でくれるという、交付税の分割払いのような仕組みなので、これは借金にカウントしなくてもいいというのが一般的な認識でありますので、これを除きますと23億50百万円を返して、借りるのは7億46百万円ということで、倍返し以上の効果を得ております。

なお、今後とも現状のままでいきますと、毎年の返す公債費ですけれども、借金返しの金額はだんだん減っていくというふうに考えています。そういうことも今後の財政運営の中で、今までこういう方針でやってきたというところで、健全な財政に供するのじゃないかと思います。

ちょっとつけ足しですけれども、ただ起債の償還額については、先ほど言いました

ように、今後も20億円を切っていく見通しですので、明るい材料かなと思います。一方で、まだ先ほども多少のプロジェクトが残っていると言いましたが、その中で大型事業に対して有利な起債を使うのか、あるいは基金を使うのかという選択肢もある中で、有利ではありますけれども、制度に期間の制限のある、例えば合併特例債などを活用する場合は、一時的にこの法則が崩れることもあるかなという心配はしていますが、それはそれで有利なという根拠があつてすることなので、それも致し方ないかなというふうには思いますけれども、こんな方法で財政運営をしていきたいと思っています。

以上です。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 概略的なものは、今、担当課長から申し上げたとおりでございますが、私のほうからは、先ほど御質問のありましたのは16町村が申し合わせて足並みをそろえたのかというような御質問かと思います。これはそれぞれの首長さんの判断で行った対応であります。何も町村会で16町村、そう決めて対応したわけではございません。

那賀町是那賀町なりに、先ほど担当課長が御報告させていただいたとおり、これまで本当にいろいろと職員の皆様方に御苦勞をおかけしている中で、国が一時的な対応をするからといって、それに合わせる必要はないのではないかと私も判断いたしました。やはりその結果、そういう対応をした結果、財政的にどういう影響が出るかということも担当課からお聞きした上で、分かりました、それでしたら今回は見送りしましょうという結論を出させていただいたところです。

中には、16町村の気の強い首長さんは、私はちょっとそこまではようしなかったのですが、財務副大臣の山口さん、徳島県出身ということで、そこにも乗り込んで行ったということをお聞きいたしております。そういったことで、この16町村、それぞれ首長さんの御判断で決めたとお聞きいたしております。それもそれぞれの町村の財政、そしてこれまで職員の給与カットを独自に行ってきたということから、今回については特に国に肩を並べるのではなく、やはりその都度その都度、それぞれの自治体でカットするときはカットする、国がしなくてもその対応をやっていく、今後においてもそういう対応をしていくという方針であろうと思いますし、私もそう思っております。そういったことで、今回やらなかったから、将来も絶対やらないというのではございません。将来もそういう財政の状況からして、やるべきときは職員に御無理をお願いするということがあろうかと思えます。

ただ、今後の運営については、先ほども総務課長から、当分の間、状況としてはいいのではないかということをおっしゃいましたが、やはりこの財政的なことに関しましては、以前にも私、申し上げたかと思いますが、「政事は大小軽重の弁^{まつりごと}を失^{わきまえ}うべからず」ということわざがございます。これは事業、いろいろ行政を運営する中で、やはり優先順位というのは非常に重要であるということであろうと思います。そしてやはり家計でも一緒ですが、やらなければならないこと、あるいは必要なものを買わなければならないときは、それを見越して貯金をするものです。それと同じで、行政も計画性を持ってそういう対応をしていけば、先ほど総務課長がお話をさせていただいたとおり、今の状況

であればまず10年はやっていけるだろうというそういう推測のもとに、今後の重要な事業もございます。これらも優先順位をつけながら対応をしまいたいと思っておりますので、その点、御理解をお願い申し上げ、回答とさせていただきます。

○前耕造議員 議長。

○大澤夫左二議長 前君。

○前耕造議員 ただいま総務課長及び町長から、私の質問に対して丁寧な説明がありましたので質問は終わりますが、単純に申し上げまして、単年度では80百万円から38百万円を引いたら42百万円ぐらいの減額になるということで、財政的にはこれは一応長期的には合併後、だんだん非常によくなっているということは分かっておりますので。

ただ新聞報道がありますと、やはり町民の方というのは、言葉はいいことはないのですけれども、横並びとか数字が出ますと、うがった見方というのをする人もおるかもしれません。やはり、質問しなくても、我々議員にも町長の説明をもっと早くにしてほしかったなと思います。

以上で私の質問を終わります。

○大澤夫左二議長 前君の一般質問が終了しました。

6番目に新居敏弘君を指名し、発言を許可します。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 それでは、早速質問に入りたいと思います。

今日は4点ほど質問する予定でありましたけれども、最後に通告してありました丹生谷消防署人事につきましては、古野議員への答弁とかをお聞きいたしまして理解をすることができました。

1点だけ要望的なことを言っておきたいのですけれども、この問題で一番迷惑を被ったのは、今度次長になられた元課長でないかというふうに思います。これは全く元課長には責任がないわけで、やはり選んだほうに落ち度があるというふうに思います。また、町民の方から、議員のほうからもそうですが、そういったいろいろな疑問点が出てきた場合に、町の理事者のほうとしてはきちんとそれに対しては真摯に対応していただく。法的な問題で指摘された場合には、きちんと法的なことで調査というか、調べて返事をするといったようなことで今後とも対応していただきたいというふうに思います。以上、要望だけしまして、この問題については質問いたしません。

それでは、1番目の長安口ダムの洪水調節の問題についてお聞きしたいと思います。

この問題は6月議会でも質問いたしましたが、十分なお答えがありませんでした。その後、町長とも直接会って要望したのですけれども、まだ十分なお答えがいただけませんので、また質問をさせていただきます。

現在、長安口ダムでは、台風などで洪水になったら、満水までためると下ノ内がつかうために満水までためられない状況になっております。本来の洪水調節ができないというような状況でございます。本来の洪水調節は、台風などで洪水になると予想されたら、ダムの水位を予備放流水位の標高219.7mまで下げて洪水調節容量を確保することになっております。そしてダムへの流入量が毎秒2,500tを超えると、

超えた分の何割かずつダムにためて、そのためた分だけ放流量が減るわけですが、放流するというような方法で洪水調節をしております。

そしてダムに少しずつためていくわけですから、だんだんと水位が上がってまいります。本来なら満水位の標高 225 m までの容量を利用して洪水調節を行うわけですが、平成 21 年の台風 9 号のとき、満水近くまでためていたときにダムの上流がつかったために、それ以来、満水位までためなくなりました。それで現在、満水位より 2 m 30 cm 下の標高 222.7 m までと、これ以上はためないということにしております。つまり標高 222.7 m まで水位が上がったら、それ以上上げないために、入ってきた水をそのまま流す、ダムがないのと同じ状態でございます。標高 222.7 m まできたら、もう洪水調節ができないという状態になっております。現在こういうダム操作でございます。したがって、ダム下流では、洪水調節ができないのですから、今までより洪水の量が増えます。例えば、ダムへの流入量が 4,000 t クラスでしたら、この鷺敷地区で 40 cm、今までより水位が上がります。5,000 t クラスだと 65 cm 上がるわけですから、一刻も早く本来のダム操作に戻すようにしてもらいたいということでございます。

ところが、ダムを管理している国は、ダム湖周辺の浸水対策、これは今、県が工事をしております下ノ内のかさ上げ事業のことですが、これが完了するまでこういう操作をするということになっております。これでは、下ノ内のかさ上げ事業の完了が何年先になるか分からない、3 年で終わるのか、5 年で終わるのかということで、ですからもっと早い段階、例えばもう既に住民の方で移転されている方もおられますが、住民の移転が完了した時点で元の操作に戻すということを、是非町として国のほうに要望していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 新居議員さんの洪水調節の暫定操作ということでの御質問ですが、この件に関しましては、直接町長室にもおいでいただいたのですが、私もそのときちょっとどうしようもなく忙しいというか、やらねばならないこともしていましたし、そういう関係で詳しく説明をお聞きいただけなかった点もあろうかと思えます。

ただ、この件につきましては、今、新居議員さんからお話がありましており、下ノ内地区の住民の方が全て移動した時点で、工事が終わらなくても、そこはつかってもためて、貯水位を高くしてダムの貯水量を上げなさいということと思えます。ただ、これは住民の移転といいますと、デイスサービスも全て撤去したあとと解釈してよろしいと思いますが、今、住民の方はほとんど大体解決はしてっておりますが、今後におきまして、まだデイスサービス、警察、電力さん、これらのお話がございます。かなり時間もかかると思えます。それと、もしその件も全て片づいたとしても、今度は工事の期間中、工事中に、完成するまでに途中でそういうダムの操作を行いますと、工事中の構造物が被害をするという恐れもあると、これもお聞きいたしております。

それともう 1 点、やはりそこまでめられますと、国道の 193 号、大方 2 m ぐらい、深いところでは冠水してしまいます。ということは、木沢地区においては全て通行ができない、緊急時も通れない、そういうことになろうかと思えます。その国道は人は

通行止めにしたらいいいのではないか、人が通れんでも、その操作さえやればいいのではないかということになりますと、では下流のことだけ考えればいいのかということになるかと思います。

そういうことも含めて、これまで国交省さんとはある程度、そういうダム本体の改良工事も含めて、それが終わった時点では、高さを1 m高く貯水することも含め、そしてまた1 m低く下げること含めて、その間で最終的には調整をお願いすることになるかと思いますが、現段階ではやはりそれが完成するまでは最善の方法、範囲内で操作を行っていただいているというのが現状でありますし、我々としても、どこまでたまれば、またどこまでの、どれだけの放水量がきたら、この驚敷地区がつかるか、被害が出るかということも分かりますので、そういう状況についてその都度その都度、時間単位で報告を受けながら、その対応をしているというのが現状です。

国交省さんにおいても我々としても、その範囲で本当に微妙なコントロールになるかと思いますが、神経を使っていただいてそういう操作をやっていただきたいとお願いをしているところです。現段階では、今そういった形で町から「移転が全て完了したから、もうつかっても構わないので、ためて」というような要望は、私は無理ではなかろうかと思いますが、今の現段階ではそういう要望に議会の皆さん方と共に行きたいという気持ちはございません。やはり今の操作規程の中で最善を尽くしていただきたいと思っております。

以上です。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 今のところ、そういった要望をするところではないといったような答弁でございました。下ノ内の工事の関連については、いろいろな機械とか工事に差し支えることがそれはあるかも知れませんが、その辺はどうかクリアしていただけるのではないかと思います。また、木沢の国道がつかるということについては、今も国道のかさ上げというのか、そういう計画があるのでしょうか。その辺どのようなのでしょうか。ちょっとお答えいただきたいというふうに思います。

それともう1点は、このこういう操作を今やっているといったようなことが、下流の方に全く説明がされていないというように思います。議会には説明がありましたけれども。やはり今のダム工事についても、町民の方には説明がないし、どうなるのかというのが非常に心配されております。そういったことで、その辺も含めてやはり町民とそういった運用しているところとの話し合いとか説明するというのが、やはりお互い理解し合う上で大切なので、そういった説明会をもってもらいたいということも要望していただきたいと思いますが、その2点お願いします。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 まず1点目の国道のかさ上げについては、河川局は道路局が必要とあらばそういう対応をすると思いますが、今の段階ではかさ上げの計画はないと聞いております。

それから2点目のその操作を住民の方に分かるようにということでございますが、

これは是非とも新居議員さんに、これから先に洪水時、災害対策本部においていただいたら、その状況はつついち御理解いただけたと思います。ここではそういった状況を全てその本部で消防団員、消防署、そういった方々が対応するためにその情報を共有いたしております。これをその都度いちいち、つついち町民の皆さん方にお知らせするということについては必要ないかと思いますが、これはそのためにあの小川橋のところに分かりやすい水位計を設置したと。これはつついちケーブルテレビで流しておりますので、この水位まで来れば危険と、こういう状況で今流入量がこれだけ入っているからこれだけ放水していますということで、その調整をしているために水位が上がったり下がったりしているという状況ですので、そういったことで御理解をしていただきたいと思いますと思っております。

以上です。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長

○新居敏弘議員 また私の話が下手だったのか知らんけれど、あの現場というのですか、洪水になってもうそういう操作をしているときに、それをいちいち町民に説明をせよというのではないのですよ。今、実際にそういう状況になっておるのですから、今そういう操作になっていますよというやつを説明してくださいということを言っておるのであって。

私もその洪水対策本部の方に行ったりして状況も聞いたり、この間2回ほどありました。これ以上雨が降って流入量が増えたら、もうそのまま流しますよという、「ただし書き操作」に移りますという案内が2回ありました。たまたま雨もやんできたのでそういった大きなあれにはならなかったのですけれども、それでも一度は本来ならもうここで放流量を止めるところをやはりずるずると増やしていったということがありました。この間もここで話をしましたけれども。

ですから、この問題は本当に下流にとっては大変大きな問題なので、是非。たちまち今台風が来てそういう洪水のときに説明をしてくれというのではないのですよ。今のうちに説明をしていただきたいということを言っているのです、是非それをお願いしたいと思います。もう一度答弁をお願いします。

それと、木沢のほうの国道がかさ上げをする予定がないというのもちょっとおかしいのではないのですか。今度ダムของ工事が完成したら、もっと今までよりつかる可能性もあるしというので、さっきの救急のときとかいうのを考えたら、それこそそういったことも要望する必要があるのではないのでしょうか。その点お願いします。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 洪水調節の操作を町民の人に御理解していただける方法ということについては、先ほど私は一番分かりやすいのはその洪水時に――消防団の方にも来て見ていただいておりますし、その調整方法、それがどういった状況で動いているのかということも一番分かりやすいということで、先ほどお話ししたわけなのですが、それを言葉あるいは図面で町民の皆さん方に説明をして、それが御理解いただけるかということになると、いろいろと考えられるところもあります。国交省さんとこれで分かる

だろうかということをもた協議してみますが、そういうことがこういう方法があればまた国交省さんと相談して、町民の方にこういう操作をしていますと。

議会の皆さん方にも、以前国交省さんから説明をしていただいた状況であれば、恐らくああいう説明の仕方になるのではなかろうかと。議会の皆さん方の中にもあれでは分かりにくいと言われる以上、町民の皆さんにそういう説明をしてもなかなか理解をしていただけないのではないかと思います。それだったら、実際の洪水時の操作を見ていただくのが一番いいのではないかと思います。これはやはり自分の安全を守るためにも、そういうことも来て見ていただければ一番いいのではないかと思います。

それから、2点目の国道のかさ上げでございますが、それは我々も要望は今まで何回もいたしました。しかし、返ってくる言葉を聞くと、確かにそうなるとなかなかときには難しいなという気がいたします。といいますのも、国道がそういった状況で冠水する箇所は県内でも何箇所もあるし、全国的にもあります。そこを全部冠水しないようにかさ上げするということになりますと、国にとってもかなりの費用が要するというところで、今のところはダム本体の改良に国としてはまず取り組みたいという状況下であるということをお聞きいたしております。我々としては、やってくれるものならそれは確かに要望もしたいしお願いもしたいです。そして今までもその件について全然要望もしなかったわけではございません。

その点御理解をお願いしたいと思います。

○大澤夫左二議長 この件について再々問になっておりますから。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 国の方からの説明、また県からの説明については、町民が分かるかどうかの問題というのでなしに、できるだけ分かりやすく説明をするのが当たり前で、分からんからせんでもいいだろうという、そんなのでは通らないと思います。

(坂口博文町長「そんなことは言っていないですよ。」と呼ぶ)

また、現場のときに町民がその場に見に来るとするのは、もう本当に水がだんだん床上にきているときに、いろいろ荷物を上げたりとか避難するのに精いっぱい、そんな、見に来るところまではいきません。そういうことでなしに、やはりこういうふうな操作、暫定的にこういう操作をすることになっていきますというような説明は、下流にはする必要があると思うのですけれども、是非要望をしておきたいと思います。

それでは、次に移ります。

就学援助制度についてでございます。この制度は、経済的な理由で子どもさんを学校に行かせるのが困難な家庭に対して、学用品費や修学旅行費、給食費などを援助する制度ですが、現在町は就学援助を受けたいという家庭の所得の目安として、生活保護基準の1.3倍の所得を目安としております。3月議会に質問いたしました、8月から就学援助受給の目安のもととなる生活保護基準が引き下げられるので、影響が出るのではないかと。そのときには影響が出ないというような答弁でありましたが、実際にこの8月から生活保護基準が引き下げられましたが、影響はどうであったのかお聞きをしたいと思います。

もう1点は、目安となる所得金額が、生活保護基準が引き下げられたことで8月以前

と以後でどう変わったのかということですが、例えば通告をしております夫婦と子ども2人、小学生と中学生の4人世帯では、生活保護基準の1.3倍の額というのは、8月以前と以後でどう変わったのかお知らせいただきたいと思います。

○鵜澤守教育次長 議長。

○大澤夫左二議長 鵜澤教育次長。

○鵜澤守教育次長 ただいまの新居議員さんの御質問にお答えをしたいと思います。

まず、今年度の就学援助費につきましては、5月末に支給決定を行っております。見直すこともないと考えておりますので、今年度の援助家庭への影響というのはもう全くないというふうに考えています。

来年以降のことですが、先ほど議員さんがおっしゃいましたように、生活保護基準の1.3倍というのは、これは飽くまでも目安でございます。基準というのは飽くまでも目安です。その中には、民生委員さんからの御意見、学校長の意見など、いろいろなことを勘案しながらこの就学援助費については決定をしております。本当に必要な家庭には当然援助されるべきものだと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

また、8月以降、変わったか変わらなかったかということなのですが、これにつきましても、今年度についてはまだ多分支給はされていないのではないかと思います。新しい基準での生活保護というのは、出ているのかどうか、ちょっと私のほうでは分からないのですが、どちらにしろ、今年度については全く影響がないというふうに考えています。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 今年度については、既に5月末に決定しているので影響が出ないということですが、1問目で言ったように、具体的な生活保護基準の1.3倍の額について知りたかったのですけれども、もう既に生活保護基準というものがこの8月から変わっておりますので、計算としては出てくるわけですが、その辺の数字については、今日は出して……。この辺、お願いします。

○鵜澤守教育次長 議長。

○大澤夫左二議長 鵜澤教育次長。

○鵜澤守教育次長 今申しましたように、今年度につきましては、数字の計算はしておりません。来年度以降、計算したら、今年の基準と来年度の比較というのは出てくるかと思いますが。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 それでは、またあとでお聞きしたいというふうに思います。

次に、介護保険制度についてお聞きいたします。

この件につきましては、先ほど前段議員の方からも質問がありました。非常に大きな問題点や、またこれ、やられると大変だということが分かったかと思いますが。また違った観点で質問をさせていただきたいと思います。

新聞報道によりましたら、政府が8月21日にプログラム法案の骨子というのを閣議決定したということですが、このプログラム法案というのは、いきさつをお話し

たしましたら、民主党政権のときに税と社会保障の一体改革ということが言われました。消費税は来年4月から8%に、再来年10月には10%に引き上げるということが決まりましたが、社会保障については社会保障制度改革国民会議というのを作って、そこで議論し決めていくということでありました。この間、この国民会議が20回ほど開催されまして、この8月6日に結論が出て政府に報告をしたと。それに基づいて政府がそれを実行すべく医療、介護、年金、保育の4分野について、制度改革の大まかな内容や手順、実施時期を盛り込んだもので、プログラム法案として閣議決定し、この秋に提出をするということでございます。

そのプログラム法案の内容については、例えば医療では70歳～74歳の医療費、今現在1割負担でございますが、これを2割に引き上げるとか、年金では支給額の削減や支給開始年齢を引き下げることなど、改革でなくて改悪ということが多いわけですが、今日は特に介護保険についてお聞きいたします。

介護保険では、要支援者を介護保険から外す、それから一定以上の所得のある人の利用料を引き上げる、施設から要介護1・2の人を締め出す、それから施設の居住費、食費を軽減している制度であります補足給付、所得の低い方の負担を軽減しておりますが、これを縮小する、こういう改悪の内容を列挙しております。そしてスケジュールとして、来年の通常国会に提出して、再来年をめどにこれを実施するというところでございます。

こういったいろいろな制度の改悪がありまして、家族やまた本人にとっては非常に大きな影響があるように思いますが、まずこの制度が変わることについての町のほうの見解をお聞きしたいと思います。

それからまた、全国では要支援の方が今150万人というふうに言われておりますが、那賀町では要支援1・2の方、それから要介護1・2の方で現在施設に入所されている方の人数についてお知らせいただきたいと思います。

○吉岡敏之健康福祉課長 議長。

○大澤夫左二議長 吉岡健康福祉課長。

○吉岡敏之健康福祉課長 ただいま新居議員さんから御質問がございましたように、国民会議のほうから8月6日に報告がなされたということです。これにつきましては、国のほうでは、このすばらしい制度を後世に継続可能な制度に直していこうというのが趣旨でございます。その中で膨れ上がる介護給付を持続可能な制度とするため、いろいろな施策を打ち出しておるところでございます。

この制度改革についての見解ということなのですけれども、一応現在、今のところは報告がなされて、今政府のほうでこれに対するいろいろな基本政策と申しますか、そういうものを今掲げているような状況でございますので、まだ、このことに関しましては制度の話でありますので、町村がどう思うかというようなことはなかなか難しいなとは思っております。ただ、国のほうでは日本全国を捉えた中での制度改革というようなことで私は捉えてはおります。基本指針が厚生労働省から示されたのちに、町村は第6期介護保険事業計画で対応していくべきであると思っております。

それから、現在要支援の方が那賀町内で幾らいるのかと、数字の話ですが、要支援者は、認定者数で那賀町で7月現在で132名おられます。それから要介護1・2で施設

に入られている方は、那賀町内で現在約70名でございます。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 まず、この制度改革についての見解なのですが、もう少し踏み込んだ見解というのか、もしこうなった場合には、那賀町としてはこういうふうなことになるのか、そういったことを聞かせてもらえるのかと思いましたが、非常に受け身的な見解でございました。

もしこういった制度改革が通りましたら、サービスの低下は避けられないというふうに思います。要支援1・2の方というのは、基本的には日常生活はできるのですが、足が弱いとか、風呂に入ったときに一部介助が必要な方、これ以上もう悪くならないようにということで予防給付を受けておられて、訪問介護や訪問リハビリ、こういったもの、それからデイサービスに行ったりして、なるべく介護が要らないようにといったようなことで頑張っておられます。

これが介護保険から外されて、町がやっている地域支援事業に行くということなのですが、これも先ほど話がありましたように、介護保険のサービスには、人員や運営基準があつてきちんとしたサービスが受けられておるのですが、地域支援事業のほうは、そういった人員や運営基準がないわけで、やはり自治体の裁量に任せるということではサービスの低下は避けられないのではないかとこのように思います。まだ国のほうの町に対する、そういう手当みたいなものも出されておられませんし、サービス切捨てのほうばかりが、今、出てきております。

町長にお聞きしたいのですが、税と社会保障の一体改革で、消費税は社会保障に使うと言いながらサービスの低下がこういうふうになるのでは、これは踏んだり蹴ったりということではないかと思えます。こういうサービスの取上げをしないように、今のこの動きに対して国に独自に言ってもらってもいいし、また町村会としてもこういう問題を是非取り上げて国に意見を言っていきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 この制度について、町独自で要望してはと、また町村会でということになるかと思いますが、やるとすれば町村会でまとめていただくということになるかと思えます。ただ、これは私、以前にも申し上げたかと思えますが、やはり今後においてはそれぞれの自治体でハード事業を主にするのか、社会保障的なソフトを主にするのか、那賀町はそういう時期が特に将来的にくる可能性が大きいということですと申し上げたことがあったと思えます。そういう対応を今後していくべきかどうかということも、確かにこれは十分慎重に模索をしなければならないと。先ほどから申し上げております財政面、これらの中でもそれが対応可能かどうかということも含めてそれらを検討すべきであろうと思っております。

この制度ができて、最初、日本がドイツの方式を取り入れた介護保険制度と私はお聞きいたしております。私もかなり以前になるのですが、旧木沢村時代にヨーロッパに研修に行かせていただきました。そのときもドイツのほうでそういうお話をお聞きしまし

た。この制度は最終的にはそういった形で行き詰まったと、ドイツのほうでも。そのことによって、在宅介護に重点を置きたい、在宅介護をしていただく場合に——そういう施設介護にしますと、やはり施設の建設費とか、そういうのでかなり財源が必要になってくる。だったらその財源を在宅で介護していただける方がおれば、その方々に報酬として支払うような方法も考えているとお聞きしました。今になって私もそういった制度も国でも考えていただきたいなと思っております。今の状況でそのまま在宅で介護しなさいと言ったって、これは無理です。その介護する方も働いております。その収入の保障がない限り、やはり施設のほうで預かっていただきたい、施設で今の介護保険料で対応していただきたいというのが本音です。

そういったことで、今後国のほうとしてもそういうことも検討していただきたいなと我々も思いますし、ただそのことについて、那賀町独自で要望ということについては、なかなか、国会議員といろいろな機会にお話をすることがあれば、そういうこともお聞きしたいと思いますが、直接の要望書としてということになりますと、やはり町村会を通じてになろうかと思えます。

以上です。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 この問題は国の法律に関わることなのですがけれども、実際にこの法律によって影響を受けるのは町民でございます。先ほどでは今現在約200名の方が介護サービスを受けておられているということで、非常にこれは、こんなことになったら本当に大きな影響、受け皿がないといったような状況になろうかと思えます。こういったことにならないように、国に対して意見を言っていただくよう、是非要望して、私の質問を終わります。

○大澤夫左二議長 新居敏弘君の一般質問が終了いたしました。

ここで、午後2時30分まで小休します。

午後02時18分 休憩

午後02時30分 再開

○大澤夫左二議長 会議を再開いたします。

引き続き一般質問を続行いたします。

7番目に、柏木岳君を指名し、発言を許可します。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 よろしく申し上げます。

この4年間で、私自身15回目の一般質問であります、つい先日、ケーブルテレビで録画されたものをインターネットでほぼ全て見直してみたのですが、その中では、少しきつい言い方をしたということで反省をしなければならない箇所もありましたが、最後の質問ですけれども、また妥協なくさせていただきたいと思えます。

先ほど来、介護保険制度に関しまして2名の方が質問されておりますが、私の立ち位置はここが原点でありますので、介護保険制度に関しまして違った視点から質問させていただきたいと思いますが、先ほど新居議員に対する町長の答弁は、おおむね認識は正

しいと理解をいたしました。もともと介護保険制度は施設重視型ではなくて、これは在宅志向をするための制度でありました。もちろんドイツを標榜したわけですが、なかなか施設志向型を入れてしまうと、施設のほうが介護の手間としては楽なわけですから、どんどんこれは費用がかさんでいくというのは目に見えていた話なのです。このあたりを考えると、要介護3未満の方が施設入所から切られてしまうということは、以前からある程度予想されておったかなというふうに思います。

ただ、要支援1・2の方に関しては、これは軽度の方で、当初から制度の枠を広げ過ぎたという反省点もあったかと思います。この制度に関しまして、要支援1・2の方が介護保険の給付対象から切られるという問題と、要介護3以上の方しか施設に入れなくなるという2点の問題が次の介護保険法の改正では主なところではあるのですが、さきの要支援1・2の方の部分に関しては、お2人の議員の方の質問に対して課長はまだ十分な予測がされていないということでありましたけれども、これは深く読んでみると、余りこの問題については、大幅な激変ということはないのではなかろうかなと思います。国の基本方針が示されてはおりませんけれども、はっきりしたことが、厚生労働大臣は、利用者に対して変わることはないということをはっきり言われておるということが1点と、基本的には介護保険の保険料が原資になってその地域支援事業も行われていくということの2点が挙げられております。

ということで、利用者の負担増というところは、また別の意味ではその制度の利用者が増える可能性があって、そういうことに関して負担増ということはあるかもしれませんが、激変はないのではないかなというふうに僕自身は推測をしておるのです。この国の施策のねらいは、デイサービスセンターもデイケアも、要支援の方々が今まで受けられておったサービスは市町村の管轄に完全に移管をしてしまうというポイントだけであって、それを必ずしも駄目というわけではないということであって、恐らくこのあと、このままいくとほとんど制度は変わらないまま、そのお金のやりとりが保険料の流れとしてどのように市町村に入ってくるかどうかというポイントのみかなと思います。

ただ、1つ注目するところは、これは今までほとんどの場合が、那賀町の場合は特にですけども、町独自とか、平谷のデイサービスセンターもあります、社会福祉協議会が事業を行っている場合も多くて、民間業者も入っている場合もありますけれども、それに加えてNPO法人やボランティアがこの給付、サービスを提供する側に入ってくるという点が1つの注目するべきところであると思います。この部分に関して、那賀町の介護保険行政といいますか、7年ぐらい前に地域包括支援センターができた結果どうなったかということを考えてみましても、那賀町は、実はほかの徳島県内の市町村と比べると非常にこの面に関しては行政の手厚い部分というのは進んでおると思います。

しかし、ちょっとビジョンが足りないというのは、率直な認識であります。このNPO法人やボランティアをどう活用していくのかという点について、これは喫緊の課題であるのです。まだ国からのデザインが十分なされてきていないからという話ではありますが、実はこれは早ければ来年の2015年度から始まるという制度でして、2017年度までには完了したいということでもありますから、半年後にはスタートしてしまう可能性があるということです。NPO法人やボランティアをこの要支援1・

2の方の給付に対してどう関わってもらうかということに関しては、早急に考えないといけない点かと思います。

ただし、以前にも質問させていただきましたが、NPO法人でこの町内で介護保険事業に関わっている事業所がありますが、もう1つ、そこに対する十分な協力姿勢が町としては行われていないというのが率直な感想でありますので、そういった点も鑑みて、どのように関わっていただくかというのを、これも介護保険のみということではなくて、今までの福祉施策のあり方として、ボランティアの方、NPO法人の方にどのように関わっていくかというような、ある程度のアウトラインはあったでしょうから、そのあたりは御披露いただきたいというのが1点でございます。

もう1点が、先ほどの2点目の問題ですが、要介護3以上の方しか施設に入れなくなるという問題に関して、先ほどお答えいただいたのが、たちまちの対象者が平成25年9月現在ということでもいいのかと思いますが、要介護2以下の方で施設の入居者が70名程度ということであります。この方に関しては、たちまちの方から出ていけという話ではなくて、今入っている方は問題ないと思いますけれども、今後、要介護1・2の方に関して入所をしたいという需要が70名程度あるというふうに考えるのが普通かと思います。今後そういった需要が70名程度出てきた場合に、在宅で見られなくなったからそういうふうな希望が出てきたというふうに考えるのが通常かと思いますが、その対策をどうとっていくか、この70名の家をどう確保するかと、在宅でそのままおっていただくことも含めて、確保するかという点が一番の問題点かなというふうに思います。

今、特別養護老人ホームは町内に2か所ありますし、あとケアハウス等も含めると、施設的にはおおむね町内的にはそろっているのかなとは思いますが、その中で要支援1・2の方が徐々に亡くなりになるなり、退所するなりして出ていって空きが出た場合でも、恐らくは那賀町出身者で町外に出て施設に入っている方々が戻ってくるとかということを含めると、施設はほぼ埋まるのではないかと。ですから、経営上は問題ないのではないかというふうな認識はあるのですが、この利用者の側がどういうふうに今後の生活を送っていけるかどうかという点に関しては、喫緊に対応しないといけないというふうに思います。

この要介護3未満の方々が施設に入れなくなる状況というのは、実はこれは早ければ2015年度から開始するというふうに言われていますので、もう半年しかないという状況を鑑みると、もしかしたらそれ以降になる可能性もありますけれども、ただ対応しなければいけないのは当然の話です。その半年しかないという状況を鑑みると、70名の家対策をどのように描いておられるのかというのは、ある程度おぼろげながらも案を提示されるべきところだなというふうに思います。

その2点、現在の認識を、先ほどちょっと曖昧なお答えだけでしたので、介護保険以前から考えられておった高齢者の家対策、NPO法人との関わり方も含めてお答えいただきたいと思います。

以上です。

○吉岡敏之健康福祉課長 議長。

○大澤夫左二議長 吉岡健康福祉課長。

○吉岡敏之健康福祉課長 柏木議員さんの御質問でございますけれども、ちょっと確認をしたいのですが、2015年度は半年後でなくて、再来年度ということになります。ですから、先ほどもお答えしておりますように、来年度策定予定であります第6期介護保険事業計画の中で、国の指針や法改正等を見ながら、どんなことができるかということを考えてまいりたいということが1点です。

その住宅対策ですけれども、基本的に国のほうでもこの報告書にありますように、新聞報道もなされましたけれども、要介護1・2で介護施設に入られる方につきましては、独居世帯というのは介護者不在というような状況、それから高齢者世帯、これも介護困難、それから同居家族があっても仕事などで介護が著しく難しい世帯、これも介護困難ですか、それから先ほど申しましたように住宅問題等がございまして、要介護1・2の方でも施設に入所されているということかと思えます。

那賀町におきましても、要介護1・2の方は、先ほど申しました70名以外にもたくさん認定を受けられている方はおります。というのは、その方はいろいろなサービスを受けながら居宅で介護を受けていると。ただし、先ほど申しましたような問題を抱えている方につきましては、介護施設ということになっているのかなと考えたりもしております。ですから、この報告書にもありますように、そういった問題を抱えた方に対して、報告書には低所得者の高齢者の住まい確保を推進していくことも求められているというようなことも書かれておりますので、恐らく居宅の確保、要介護1・2の方をその特養に入りにくくするということは、そういう違った観点から住宅の確保といったような基本指針が出てくるのではないかと。町といたしましても、その指針が示されたあとにその施策等をどうしていくかと。具体的にどういう財源があるかとか、どういう補助制度になるとか、そういったことが全然示されておりませんので、現在のところは何とも申しようがないといったような状況ではございますけれども、先ほど申しましたように、何らかの形でこの住宅施策というようなことには結びついていくのかなと思ったりもしています。

以上です。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 ちょっとまだやはり弱いかなという点があります。先ほど町長が言われた介護保険の原点なのですが、在宅志向ということが介護保険の原点であります。もう1点が、市町村間の競争というのがあったのです、介護保険の原点として。先ほど町長が、まとまってお願いにいくということであればやぶさかではないという話でしたが、市町村間の競争ということでもって、各自治体に保険者という地位をお願いしているという状況ですから、やはりこれは独自の施策でもって対応いただくというのが本筋かと思えますし、やはりこれからの21世紀の地域のあり方を考えるに至っても、そうすべきことかなと思えます。

この介護保険でもって、この要支援1・2の方が削られた場合でも、地域支援事業ということで、その町独自で、もしかしたらNPOとかボランティアが関わった、例えば今では保険には認められないような事業であっても認めていくというようなやり方もとれるでしょうし、他地域が認めておる内容であっても、那賀町としては別の制度で手当

するとかというようなこと、独自路線を出していつていただきたいなというふうに思います。その中にはNPOやボランティアと協力していくという点が、もう十分これは不可欠ではないかと思いますので、是非今までに感じておったNPOとかボランティアとの協働が余り進んでいないという点に関しては、もう少し踏み込んだ努力をお願いをしたいなと思います。

それと、先ほどの施設の問題のほうなのですが、これははっきり言って要介護1と2の方はもう施設に入れないと思っていただいていたのだらうと思います。これはもう国の財政施策の中でバッサリいくということによって、あとはそちらで考えてくれというようなやり方なのです。過去の介護保険のあり方から考えてもそのとおりなのです。自分本職なのですが、7年前には、要介護1以下の方が車いすやベッドが使えないというように、制度がバッサリいきました。ただしその中で、民間企業は民間企業なりに一生懸命考えて、介護保険を使わないあり方で介護ベッドや車いすを提供しようというサービスを行ってきました。これは逆に制度がなくなってしまったから、民間企業が一生懸命頭を働かせてそういうふうにしたわけなのです。

例えば施設でも、今、最近新しい建築が規制されているような状況が増えておりますけれども、お年寄りやはりそれでも入所する必要があるということで、待機者というのがたくさんいらっしゃいます。その待機者のために、また民間業者は新しいことを考えて、例えばデイサービスで夕方までは見ます。そのあと帰してしまうというのは通常なのですけれども、それでまた結局家族の負担が増えると。施設に預けたいという意向がある方ですけれども、家族の負担が増えるというような状況の中で、次の日の朝まで保険を使わずに600円～1,000円程度で旅館のように預かっておるという施設も出始めております。これはもう完全に民間のサービスの部分なのです。保険は使わないという部分なのです。民間業者はやはり生き残るために、先々を見据えてそういうことをどんどん進めていつておる状況なのです。やはりこれは、町は介護が必要であるという方々の観点に立って、もう少し前に進んだような施策を、国からの制度が出る前にやはり考えていただきたいなと思います。

僕自身も出入りをしておりますけれども、相生包括センターの職員の方々、特に保健師さんを含めて非常にこれはほかの市町村と比べてレベルが高いです。はっきり申し上げてレベルが高いです。ほかの市町村でそこまでやれていないようなことでも十分やっていただいておりますし、もともと人数が少ないということもあって、きめ細やかなサービスについては手は行き届いておるのですが、ただ対症的な状況であって、先ほど申し上げたように、制度の先を考えたグランドデザインみたいなものが、やはり那賀町全体としてはまだそこまでないのではないかなというふうに思います。

以前から僕自身が提案を申し上げておりますが、那賀町、今9,000人といたしまして、高齢化率40%とします。そこから認定率が15%とすると、介護保険でのサービスが必要な方というのは、大体500名～600名程度いらっしゃるわけなのです。その中で、ヘルパーの資格を持って実際に活動されている方が7名しかいらっしゃいません。これは2年前に鵜澤健康福祉課長だったときにお答えいただきましたけれども、500名を7名のヘルパーでどうやって面倒を見るのかという話なのです。これが施設に入れる方、要介護1と2の方がバッサリ切られてしまって70名が宙に浮いてしまう

と、ここをどうするのかという問題が絶対に出てくるはずなのですね。在宅に移行していくしかなくなったとして、家はあったりするけれども全く面倒を見る方がいないという話であれば、このヘルパーを増員するしか方法がないと思いますし、このヘルパーの増員は今でもかなり日和佐の事業所、阿南の事業所等にも流れておりますけれども、雇用対策にもつながると思うのです。

以前にも申し上げましたが、木沢のほうでお仕事がない方は、女性の方でも鍬を持って道路現場で働いている方を何人も見かけました。こういう方を、女性らしくというのは僕の考えに反しますが、仕事をしやすい介護の立場のほうでお願いをするほうが働きやすいのではないかと思いますので、そちらのほうの雇用対策を是非お願いしたいなと思います。

そのあたりに関して、やはり将来的なグランドデザインというか、さらに民間事業がどんどん町内に対して新しい提案を持って参入してくることに当たって、今後十分な協力体制を築きながら推進をしていかれるかどうかということについて、お答えをいただきたいと思います。

○吉岡敏之健康福祉課長 議長。

○大澤夫左二議長 吉岡健康福祉課長。

○吉岡敏之健康福祉課長 ボランティアそれからNPO法人等、それから今言ったヘルパーの増員の話等も含めまして、それから医療との連携でありますとか、給付の円滑提供等につきましても、先ほど申しましたように、第6期介護保険計画の中に全て盛り込むような形にさせていただきたいと思っております。中身につきましては、またこれから国の基本指針を見てから、どういう内容であるかというのを吟味しながら、町がどこまでできるか等も含めて計画の中で定めてまいりたいと思っております。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 かなり専門的なことを申し上げているような感じですがけれども、これは個々に考えていくと絶対に必要なもののみを申し上げているわけであって、是非ここは前向きに捉えていただきたいと思います。ヘルパーの雇用を増やすことによって在宅率を高めるということで、以前の鵜澤健康福祉課長の答弁では、那賀町内でも恐らく数億円程度のカットが見込まれるのではないかというふうにも答弁をいただいておりますので、これも喫緊の課題としてお願いをしたいなと。先ほどちょっと半年と申し上げましたが、1年半後には始まってもおかしくない制度ですので、是非お願いをしたいなと思います。

2点目ですがけれども、この4年間の中で当初より懸案事項となってきたことは、林業をどう再生していくかということでありまして、我々が新しい議員としてここに立ったときに、最初の臨時議会の中で木頭小中学校の問題が出ました。そこで木造にするか鉄筋にするかということから始まった議会であったかと思いますが、ここにきて、平谷保育園、相生庁舎、そして先にあすなろ作業所もどうやら木造でお願いができるということです。かなりきつくお願いをしてきた結果がここにあらわれてきたのかなということで、それであれば非常にありがたかったなというふうに思います。

ただし、この数をどんどん増やしていただくということは非常にありがたい話なのですけれども、これは那賀町の町産材を現段階では地元の町内で消費をしてもらうということで、付加価値的な部分に関しては余り生まれていないという話なのです。これはどういうことかという、やはりもうちょっとPRをして外の方に買っていただくような話にもっていききたいという話なのです。こういった木造の公社に関しては——公社というのは公のやしろということなのですけれども、これをどんどん木造住宅にかえていくということは、この前、新聞に載っておったように、たかだか相生庁舎1つを木造住宅にするということだけでも、県内になかなか例がないということで、注目に値するような内容なわけなのです。

これをどんどん進めていっていただきたいと思うのと同時に、もう少し工夫をして、芸術家がデザインをした庁舎であるとか、公社であるとかというような内容でもって、まちのグランドデザインをどんどん広げていっていただきたいなと思います。あすなろ作業所の案も出ておりましたけれども、余り変哲もないような内容でしたが、そういうところに芸術家の視点をもってその建物を造ることによって——町長も行かれたかと思いますが、最初の議会の視察で檮原町での建物が記憶にあるのではないかと思います。かなり斬新的な発想で木造の建築物を造られておりました。それを見に私たちは視察に行くわけでありまして。それは全国から来るわけでもありますし、最近では議員だけではなくて、まちづくり団体等の動きも広がってきておりますので、そういったことでどんどん観光というか、視察観光地的な要素が広がっていくのではないかと思います。

昨年できましたが、木づかいあんしん住宅支援補助制度に関しても、この補助制度を創設したということだけでも、どこか北海道のほうから視察に来られましたよね。だから、それだけでも視察に来ていただけるわけなのですね。ですから、是非そこを具体的に進めていってもらって、芸術的な作品を庁舎としてどんどんお願いをしたいなと思うのです。そこで多少コストがかかったとしても、それはその町のPR費用というふうに考えることもできますし、神奈川県^{まなづる}真鶴町という町が、自分たちの町でグランドデザインを描いて、それは町の建物だけではなくて、1軒1軒の民間の住宅にまでこういう景観条例にのっとった建物にしてくださいよとか、何階建てまでですよとか、そういう規定を設けて、例えば風景写真で写るときれいだなと思えるような、一面の風景が広がるようなまちづくりを標榜しております。これは10年以上前からしておりますけれども、そういったような、広がりをもたせるような活動を是非お願いしたいなと思います。阿南市も一部では、今、庁舎建替えが始まっておりますけれども、LEDでモニュメントを作ろうかというような話も出ておりました。庁舎が、今、観光地になる時代ですので、このあたりの踏み込んだ施策を是非お願いをしたいのですが、そのお考えはどうか、お願いをいたします。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 柏木議員さんの2点目の、那賀町の木材、また林業再生の取組についての御提言なり御意見かと思います。

これまで本当に皆さん方と共に、那賀町の建築物にも木造の建築をということを再三御指摘いただきました。私もできる限り木造は使いたいのはやまやまですが、当時そう

いった建物について、いろいろ補助事業の絡みとかで木造にできないというお答えもさせていただきました。その後、やはりいろいろと林業再生基金、そういった制度が拡充といいますか、いろいろ国のほうからもおりてきまして、木造での建築、そういったことにもかなり支援制度もできたという中で、これまでかなり木造の部分についても進めさせていただきました。

今、柏木議員さんが御指摘の、それならやはり那賀町としてシンボル、また観光の拠点となるような形の木造建築物をという御提案だろうと思います。我々としてもそういったものもいろいろと検討はいたしておりますが、やはり那賀町として本当に林業での再生、林業での雇用、そして林業の生産量の拡大、マスタープランであります20万 m^3 、これを達成するためには、やはりかなりこれまでのシステムを変えなければならないと思っております。そういったことで、センターの設置ということにも手がけたわけなのですが、やはりそれをやるためには、確かにそういった拠点となる、そしてシンボルとなるそういった施設も必要かと思えます。

しかし、やはりそれは、私は現実、実際の林業の振興策、それに現場に対応できるような施設をこれまでいろいろと考えてまいりました。検討もしてまいりました。そうした中で、このあと同僚議員の株田議員さんからも御質問が出ておりますが、冒頭もお話をさせていただきました那賀町の特定地域再生計画、これを吉野地区、あの残土場を活用して、そういった那賀町としては林業再生にはこういった形で取り組んでおりますと、今後も取り組んでいきたいという形づくりをあの場所で作りたいということで、この事業の申請をし、そしてこの委員さんにもそのことを十分理解していただくよう、これまで御説明をさせていただきました。

先般、ほぼその私の希望する案に近い形のもの、提出をしていただきました。まだまだこの件につきましては中身を詰める必要があるかと思いますが、そうした特定地域としての吉野地区、ここにやはり今のバイオマスの相分離またBTLのあのプラント、そして今回の予算でも、また資料的にも議員の皆様方にお渡ししております木材の前処理工場、こういったことをやはりあの地域に集積をし、県外あるいは他産地の方が視察に来られたときに、那賀町としてはそういった木材の利用方法も含めて、また現場対応にしても生産にしても、そういう取組をやっているのかという形をあの場でつくりたいと思っております。そして、そこにも雇用が生まれるという形づくりをこの地域再生計画でお願いをし、その素案が今でき上がってきたところです。まだまだこれは3月までに十分詰めて、そして次の議会には皆さん方に、案であっても御報告なり内容の詳しい説明をさせていただきたいと思っております。

そういったことで、柏木議員さんの御指摘する視察観光地になるような形の木材の利用方法、芸術的な要素を取り入れたそういう建物ということについても、この件については、その中での地域再生計画によります吉野地区に造る施設の中でも対応できるところは対応してまいりたいと思えますし、それらについて現在のところでどういった対応方法があるかということについては、今、東京都港区のほうにもそういった形で町産材を送っておりますので、一部見本が担当課のほうにも来ていると聞いておりますので、その点については後ほど担当課のほうから御答弁をさせていただきたいと思っております。

そうということで、私からの御答弁につきましては、この地域再生計画に基づいた形の中にそういうことも十分検討させていただきたいと思っておりますので、そういうことで御理解をお願いしたいと思います。

○山本賢明森林管理受託センター準備室長 議長。

○大澤夫左二議長 山本森林管理受託センター準備室長。

○山本賢明森林管理受託センター準備室長 御答弁させていただきます。

高知県梺原町、私も議会と一緒に参加させていただきました。庁舎、それから雲の上のホテルから温泉までの渡り廊下もすばらしいなと、もう圧巻でございます。庁舎につきましても15億円、1億5000万円の設計管理費、有名な建築家の隈研吾氏くまけんごが設計し、建築したといったことでございます。そういった中で、港区もそうですね。港区も町長のほうから言われましたように、平成22年だったと思います。那賀町が港区に材を送って、那賀町産の木材が使用される。そういったことで、今MDFを申請しています。それでいくと来年、木粉工場ができます。ウッドプラスチック、これも新規申請をしていって那賀町産の木材を利用するといった考え方でございます。

さて、議員御指摘の芸術的要素とはということで、私なりに考えてみますと、テレビの報道ステーションのスタジオがでございますよね。あそこで丸棒加工の大黒柱、それから壁面に板材を削ったり切ったりして貼りつけているようなイメージなのですが、ああいったことというのが、我々、ニュースを見るよりも、現場でスタジオを見ているほうが心がひかれる、あるいは安らぎ空間、それから癒しの空間というものを与えてくれているなというような気がいたしました。

そういった中で、東京都港区の「みなとモデル」の中で、町長と行ってお話をした中で、こんなものが売れているよ、こんなものがあるよということを御紹介させていただきたいと思います。

〔サンプル提示〕

1つは、これは全部板の壁面に使う部分です。これはスギなのですが、こういった部分の壁面に使う。それからウエーブがかかったような、これも壁面に使う。これは彫刻のような感じですね。これをまとめたフリップがでございます。これはちょっと分かりにくいのですが、この黒っぽい部分というのがこれに該当する部分です。この部分を見ていただきますと、これこういった感じですね、この部分。非常にきれいなのです。これは初めはぱっと見た感じ、突板をうまく組み合わせでおるのかなと思ったのですが、そうではなくて、これ板材なのですね。板材を光の加減でこういった感じに見せておるのです。これは内装用の壁面になるのですが、こういったことをどうにかやってみえんだろうかということで、先ほど町長のほうから御説明があったように、芸術的要素を取り入れた建築物にどう取り組んでいくかということなのですが、現在検討中でもあります吉野地区の特定地域再生事業の中で、計画書に盛り込んで、当然視察研修とか、研修所の木造施設を検討しております。そういった中で会議室の一部に使うとか、研修室の一部に取り入れられないだろうかというようなことを、今検討しているところです。

以上でございます。

○柏木岳議員 議長。

○大澤夫左二議長 柏木君。

○柏木岳議員 ありがとうございます。是非それを建てていただきたいと思いますし、まずそこから広報がスタートすると思いますので、スギが多いだけでは林業のまちといっても伝わりませんので、こういう建物があるということで注目を浴びて、周りが使ってってくれると思います。

まちづくりの観点で、最近の過疎地を売り出していくのに、芸術的な観点というのはかなり注目されております。これは県内でも神山町は最たる例ですし、先々月、僕が行ってきました鹿児島県鹿屋市の「やねだん」という集落も、芸術家を住まわせておって、その古民家を改装していつているようなところもございます。それが住みやすさとかどうかということもありますけれども、その集落に調和しておるかどうかという部分がものすごく自然と一体となって、妙な趣を出しておるわけなのです。これが都会的な部分だけの追求にない観光客の集まりがそれを呼んでおるという状況なので、その第1号が吉野地域になるのかどうかは分かりませんが、是非それを期待したいなと思いますし、新しいものをどんどん建てていつてもらいたいというわけではなくて、今回のように、その相生庁舎を建て替える更新の時期に関して、それをどんどんやり替えていくときに、そういった要素を入れていつていただきたいと思うのです。それに仮に建築士でもいいですし、建築の芸術家でもいいのですが、10百万円程度の設計料を払ったっていいと思うのですよね。余分にそのぐらい払ったとしても、那賀町はこんなまちですよというのが売り出せるような、写真の一面に載るようなものをどんどん広げていった上で、これは1つや2つではやはりだめです。まちの全体のグランドデザインとして、この地域はこういうような建物で売り出し方をしておるということを是非進めていつてもらいたいと思うのです。

これは庁舎だけではなくて、この前できた相生の払下げの住宅についてもそういうことができると思いますし、それを是非お願いして、決意ができたということであれば、木造芸術先進都市みたいな宣言をうたってでもPRをしていけるようなまちに、是非もう一步、今、その3つの公社をせっきく木造ですということに進んできましたから、さらに一步上、前進をして、過去にあった先駆的木造公共施設整備事業のような補助金、過去には高ノ瀬峡のあずまやとか木沢のトイレとか、木頭の電話ボックスとか、大体僕、見ましたけれども、全然先駆的ではないですよ。やはり芸術をやることによって先駆的と呼べると思いますので、その補助金の制度に先取りをしたぐらいの意気込みをもって、是非進めていつていただきたいなと思います。

以上です。

○大澤夫左二議長 柏木岳君の一般質問が終了いたしました。

8番目に株田茂君を指名し、発言を許可します。

○株田茂議員 議長。

○大澤夫左二議長 株田君。

○株田茂議員 それでは、一般質問をさせていただきます。

私は林業施策について、国道改修について、小見野々ダムの堆砂についての3点について質問をしたいと思います。これらにつきまして、過去にも何度か質問をしておりますが、今議会が私たち議員の任期最後の議会となりますので、総集編的なつもりで質問

をしたいと思います。

まず、林業施策ですが、先ほど柏木議員の質問と若干かぶる答弁になるかと思うのですけれども、よろしくお願いします。

町長は就任以来、林業を町の基幹産業として捉え、森林管理受託センター設立、町有林の取得、木づかいあんしん住宅支援事業、町施設の木造化など、さまざまな施策を実施されてきました。そして今回の所信表明の中で、吉野地区を林業再生の拠点としたマスタープランの策定を進めていると話されておりました。これが今まで行ってきた林業施策の到達点として考えられておるのか、はたまた違うのか、その内容をもう少し具体的に、またいつ頃までに、どの程度までやろうと考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

よろしくお願いします。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 株田議員さんの、1点目の林業再生、冒頭申し上げました地域再生計画による吉野地区の計画と、その具体的な内容ということであろうと思います。この件につきましては、やはり先ほど柏木議員さんにもお話しさせていただきましたが、那賀町が進める林業再生は本当に現実的にできる方向にいく対策と、施策とやりたいと思っております。

先ほども申し上げましたが、やはり課題は、いくら木造建築を町内で進めても20万 m^3 というこの生産量、これは町内だけではとてもでないですけれども消費できないことはもう御存じのとおりです。やはりこれをどういったコストを安くして生産そして流通させていくか、そこに一番課題が出てこようかと思います。もちろん人材の確保も必要です。先般も徳島県知事の飯泉さんが、その御尽力というか、そういったいろいろな関係機関と連携して、この4月からナイス株式会社という会社が徳島に拠点を置いて、製材の加工をやっていくと言われております。県森連会長の現議長さんも、そこに那賀町から建築用材15万 m^3 を持ち込みたいというお話を聞きましたが、この数値、簡単に15万 m^3 といいましても、とてもでないですけれども、今の体制では供給できる量ではございません。その半分においてもなかなか難しいと思います。

そういったことで、やはりそういう形を作っていくためにどういう対応をしていくかというのを、この吉野地域でプランとして、そして木材の流通の流れ、那賀町ではこういった方向で流通をさせ、コストを安くし、生産量20万 m^3 を目指しているということをお示しできる施設整備を進めてまいりたい。よくある、建物を造って、中で木工教室とか林業研修とか、そういうことについては私はこの地域では希望していませんよということを委員さんにもお伝えいたしました。やはり現場主義的な形の特定地域再生整備計画をお願いしたいということで、その1ゾーン、1ゾーンにどういった施設を置くかという形について、先般、案の案ですよということでお受けしたわけです。受け取りました。不必要なものもあるかも分かりませんが、大体ほぼ私が希望するような形づくりができていかなという感はいたしております。今、まだこの内部についても詰めているところです。

一例を挙げますと、やはり木材を加工する、加工とかそれからその木材をどういった

形で流通させていくのか。今まででしたら森林組合で市場にかけて、そして必要な箇所を送っていると。大体決まった形ですね。やはりそういった形でなしに、いろいろな流通方法がありますという形を作るような、それが分かるような形の施設といいますか、やはりバイオマスも含めてでございますが、今、建築用材以外のものについてはこういった使い方、あるいはバイオマス以外の、先ほどからも言っております木粉とかチップとかの前処理工場、そういった形にして流通をさせているというような形が分かる施設内容になろうかと思えます。あとはいろいろな形をそれに結びつけた、今の施設としては、考えているのはやはりセンター、これも本格稼働するためには、今の仮の事務所でなく、やはりこういったところに集約すべきであると思えますし、森林組合さんにおかれましても、我々もセンターの最終的な運営をお願いすることになるやも分かりませんし、これはまだ決定ではございませんが、これから組合さんともいろいろと協議を重ねていく中で、そういう形になれば、組合さんの事務所という形も必要になってこようかと思えます。

そういった形で一応今詰めておりますので、これにつきましてはまだ案になるかも分かりませんが、また次の議会のときにはその概要をお手元にお配りし、御説明をさせていただきたいと思っておりますので、その点よろしく願いをしたいと思えます。

以上でございます。

○株田茂議員 議長。

○大澤夫左二議長 株田君。

○株田茂議員 まだ案の案の段階ということですが、一応ここに受託センターなり森林組合なり、こういう中枢ですね、頭脳集団をもってくるのと、原木段階での選別機能をここへ持たせておこうというようなことだろうと思うのですけれども、それでいいでしょうか。

〔坂口博文町長、うなずく〕

それで、先ほどナイス株式会社の話が出ましたが、那賀町の計画では、今の2万㎡を10年後に20万㎡と、先ほどナイスが15万㎡ぐらい欲しいというようなことで、実は町内の製材業者さんがそれで心配をしておるわけなのです。町内の業者さんらに原木が回ってくるのだろうか、あるいははたまたできた製品が高くて売れなくなるのじゃないかと、町内の業者さんの仕事が圧迫されるのじゃないかというような不安も持っておられます。

それと、これだけのものを原木を出そうと思えば、現状の今の森林生産者では追いつきません。現在、森林組合やフォレストワークなりが高性能林業機械を導入してやっていますけれども、小規模事業者さんでもやはりそういった高性能林業機械を導入してやっていきたいなというところがあります。しかしながら、本当に20万㎡までもっていけるのだろうか。この仕事、どんどん続いていくのだろうか、あるいはこういった高額な機械を買ったときに、あとの信用保証制度というのですか、そういう心配もあるわけなのです。そういった点、何かいいお考えはないでしょうか。

お伺いしたいと思います。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 確かに、先ほどから、これまでも何回もお話しさせていただいておりますが、20万 m^3 というこの生産量、なかなか一言にやりますと言える数字ではないのです。非常に課題の多い、目標数値の高い量と認識いたしております。ですから、やはりそういうことになりますと、建築用材のみだけではとても無理です。やはり不要木、今まで山で切り捨てで間伐されたもの、それから建築用材にならないもの、それらも全て含めて20万 m^3 に達すればいいほうだと思っています。

そういったことで、ナイスさんに供給する建築用材にしても、先ほどそういったお話がありますが、やはり町内の製材業者さん、それらも含めて建築用材の15万 m^3 という数字についても、これもなかなか大変な数字です。どちらにせよ、やはり生産とそれから搬出してくるコスト、流通する形、これを考えなければ達成できる数値ではございません。そういったことを、今ここでこうやります、こういう形を私は考えていますということ、今この場でなかなか言えないのが現実です。今後においてそういうことの課題を1つずつ解決をしていく中で、目標数値として掲げているということを御理解いただきたいと思います。

○株田茂議員 議長。

○大澤夫左二議長 株田君。

○株田茂議員 今の材価を見ていますと、非常に困難なことが多いかと思います。しかしながら、那賀町にとりまして、この林業は捨てておけない問題です。息の長い仕事になるかと思えますけれども、町の基幹産業として今後とも発展させるように、いろいろな努力をしていただきたいと思います。

続きまして、次の質問の国道195号の改修についてお伺いします。

那賀町を縦断する国道195号は、私ども町民にとりまして非常に大事な生活道路であり、産業道路でもあります。しかしながら、小浜から木頭折宇までの区間には、改修を要するところが数多くあります。国・県の管轄事業で答えにくいと思いますが、よろしく願います。

まず、木頭折宇・木頭西宇間の未改修区間の進捗状況について、その間にはトンネルの必要な箇所がありますが、そのときの土捨て場等の見通しもついているのでしょうか。それと出合橋の完成はいつごろになるのか。それに長安ダム湖畔沿いのカーブ等の改修は計画をされておるのか、お伺いしたいと思います。

○平川恒建設課長 議長。

○大澤夫左二議長 平川建設課長。

○平川恒建設課長 株田議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

まず、一般国道195号の折宇から西宇区間の4.1kmの改良計画区間の進捗状況でございますが、当区間は4工区に分かれておりまして、平成21年度に西宇バイパス、上ミ屋地橋、下モ屋地橋の450m区間が完成しております。平成24年度には折宇バイパス、折宇トンネルを含む600m区間が完成しまして、現在、石畳から棚谷工区約800mの区間において実施されております。

現在の状況としましては、現道拡幅部分でありまして、石畳集落側から山側への拡幅に伴う山腹切取りの法面対策工事が順次進められておるような状況で、現在2か所について発注されているという状況です。川側につきましても、拡幅部分について2か所、

これは軽量盛土工法で発注されております。当工区の平成25年度末の進捗状況、進捗率を県のほうに確認しましたら、事業費ベースで50%の予定と聞いております。残る部分で、急な外カーブの山側への切取り改良部分が残りますので、約350mの部分が残っているような状況ですが、今後順調に予算の確保ができれば3年程度で完成を見込んでいるということで、平成28年度完成の見込みということでございます。

残るトンネル区間、仮称白瀬トンネルの約800mを含む900mについて、過去、白瀬崩壊による通行遮断により地域が長期間にわたり孤立化したことや、その後、落石事故等の発生から、早急な整備の必要性は十分に認識していただいております。現在の進捗状況と予算の見通しを勘案しながら、できるだけ早期に着手できるように努力していただいているというような状況でございます。この白瀬トンネルの掘削土量約6万m³でございますが、残土処理場の確保、現時点での確保の状況ですが、率直に言って、まだできておらないというのがお答えになります。工事の進捗の効率上、現場近隣のエリアで確保ができればと考えておりますが、現時点で候補地を特定するに至っておりません。早急に候補地を特定して確保できるように努力したいと思っております。

仮称でございますが、出合大橋ですが、現在下部工事、平谷側の橋台が施工されております。今後、日真側の橋台につきましても、一部、補強工事を現在入札の公告中でございます。この上部工につきましては入札公告中でありまして、本年12月の契約予定ということで3年継続で契約を締結する予定でありまして、完成の年度ですが、3年3か月必要ということで、平成29年3月の予定と聞いております。

長安ダム岸のカーブ等の改修でございますが、当区間においては、トンネルの狭小部、線形の悪い区間が連続しております。全面的な改良につきましては、現在実施中の工区、整備促進、あるいは未改良区間の事業化を優先して要望しているというような状況でありまして、現在県から確認しておりますこの区間における改修ですが、線形の極端に悪い箇所3工区について計画されておりまして、1工区につきましては、現在徳ヶ谷橋の下400m付近で改良部分は完成して舗装工事を実施されているところでございます。今月中の完成ということでございます。2工区目は飲食店の下、湖畔沿いの飲食店の下200mの付近ですが、延長80m区間において川出しの軽量盛土の工法になるのですが、川出し側への拡幅工事が、これも現在実施されております。3工区目はそれからさらに300m下の部分で100mの区間、川側への拡幅工事を予定しておりまして、2工区目の完了に引き続き着手する予定と聞いております。

以上でございます。

○株田茂議員 議長。

○大澤夫左二議長 株田君。

○株田茂議員 今のお答えを聞いて、非常にがっかりしております。特に木頭折宇・西宇間の未改修区間の改修、現在やっておところがまだ平成28年までかかると。もっと早くできるのではないかなというふうに考えておったのですけれども、それからトンネルとなりますと、私は生きておるやらどうやら分らないのではないかと思います。ですけれども、非常に旧木頭村民の方はがっかりしておるのではないかと思います。

しかしながら、少しでも早く実現できるように、町長におかれましては、県のほうへ、あるいは国のほうへ働きかけをしていただきたいと思います。こういったこと、予

算の関係で急につくこともありますので、先ほど言った土捨て場等も早目に確保しておいて、もう町としてはこれだけ用意しておるのだから、いつでもかかっていいよというようなことで働きかけをしていただけたらと思います。

長安ダム湖畔の急なカーブについては、現在1か所、今朝来たときももう1か所とりかかっていたと思います。現在、木沢や平谷からの堆砂のダンプ輸送が非常に多いので、これを早く直していただきたいと思います。また先を言いますと、小見野々ダムの堆砂も河川還元が考えられますので、これ以外の河川についても早急に直していただけるように働きかけをしていただきたいと思います。

では、次に小見野々ダムの上流部の堆砂についてお伺いします。小見野々ダムの堆砂も非常に迷惑しておりまして、2か所ほど問題点があります。木頭出原前の河原ですけれども、先般も蔭居橋^{かみ}の上で少し取りました。しかし、現状では何も変わっておりません。また、海川谷の土砂は、県・町・四国電力で3者の協議会を構成して対策をとるというふうに聞いておったのですけれども、現在どうなっているのかお伺いしたいと思います。

○平川恒建設課長 議長。

○大澤夫左二議長 平川建設課長。

○平川恒建設課長 お答えさせていただきます。

木頭出原前の堆砂の除去でございますが、この箇所につきましても県には再三要望しておりますが、現在のところ、県からの回答としましては、河川の維持事業の対応ということで、現段階では工事の具体的な予定はございませんということで、今後維持管理の事業で除去を考えていきたいというような回答でございます。引き続き、県に強く要望したいと考えております。

海川谷川ですが、本年2月に総合流域防災事業の補正予算として、海川谷川ほかで河床掘削や護岸工の整備に1億50百万円の事業費が確保されたということで、現在は海川谷川の流下能力の検討、河床掘削計画を策定中でありまして、府殿地橋周辺の掘削や、ダム貯水池内の平成16年度の崩壊で大型の転石が堆積している区間について、転石を破碎して河積を確保する工事を今週から来年3月まで予定しているということでございます。

昨年11月に組織されました事務レベルでの検討会ではありますが、その中で、工事の内容としましてある程度具体的には説明は聞いておりますが、着手の期間としましては11月から2月ぐらいまでに、土砂の除去につきましては県管理区間の600m区間につきまして、標準的なイメージとしましては川底で14m幅において約15,000m³掘削して河川区域外への搬出をするというようなことでございます。2工区目につきましては、四国電力の管理区間、今御説明しました転石を破碎しまして、その破碎したものを河川区域内で押土をして河道を確保するというような工事になるということで聞いております。まだ具体的な内容のことは示されておられません。

以上でございます。

○株田茂議員 議長。

○大澤夫左二議長 株田君。

○株田茂議員 海川谷のほうはこの秋から具体的な動きが見られるようで、一応安堵し

ております。早く海川の方の不安が払しょくされるように、早急に対策をとっていただければと思います。

しかしながら、木頭出原前の河原は維持管理ということで、かなり進展が見られないと。これは町としましても旧那賀高校木頭分校を取り壊して、あそこのグラウンドを何とか後ろに引いたりして堤防ができないかというふうにいろいろ努力をしておるわけなのですけれども、昨今、大雨がきておりません。そういうことで助かっておるのですけれども、もし異常な大雨、平成16年のような大雨がきますと、多分今の出原橋の欄干まで水がくるのじゃないかと思います。そうなった場合に、あれが1つの堰となって役場前、あるいは川切の住宅あたりは完全な水害を被ると思うのです。昨今は異常気象が異常でないで、これはいつきてもおかしくないかも分かりませんので、町長、人命が損なわれないうちに、早く県に要望して対策をとっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか、お伺いします。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 木頭出原地区の川切地区、ここにつきましては、以前からそういったことで、我々としても電力さんの関係ない県の管轄区域ということで、県のほうに要望してきたところです。それで県のほうに対しても、捨て場がないのでしたら町が構えますということで、近くに構えますということで分校の校舎を取り除き、そしてそこに入れてくださいと言ったまではよかったのですが、それができて即やってくれたことはくれたのですが、ただ単なる形だけに終わったというのが今の現実です。確かに他の箇所にも予算をつけないといかんということで、それも急いだのは分かりますが、我々としても今後において、やはりああいう形だけでやりましたとは納得いたしておりませんので、機会あるごとにその点は要望してまいりたいと思っております。

○株田茂議員 議長。

○大澤夫左二議長 株田君。

○株田茂議員 町長のその決意を信用しましてお任せしますので、今後とも県に対して、猛烈なアタックをしていただきたいと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○大澤夫左二議長 これで株田君の一般質問は終了いたしました。

午後3時50分まで小休します。

午後03時40分 休憩

午後03時50分 再開

○大澤夫左二議長 会議を再開いたします。

一般質問を続行します。

9番目に久川治次郎君を指名し、発言を許可いたします。

○久川治次郎議員 議長。

○大澤夫左二議長 久川君。

○久川治次郎議員 一般質問をさせていただきます。

今議会の最終の質問者として、大トリを仰せつかりまして、大変ありがたく、また同僚議員の本当に心温まる御配慮に心から感謝を申し上げ、張り切って一般質問をさせて

いただきたい、このように思っておるところでございますけれども、前段の諸君の同僚議員に同じような質問をされておりますので、ちょっと鼻っ柱をへし折られておりますけれども、ひとつ一生懸命務めさせていただきたいと、このように思います。

まず、保育行政ということで出してあるのですけれども、これは課長にもお聞きしたら分かるのですけれども、各保育園の児童数とか保育数、人的とかそういったものをちょっと聞かせていただくと、最近ちょっと私どものほうに、苦情というのではないのですけれども、やはり前々から言っておられますように、「もんでこい、もんでこい、もんでこい丹生谷」、こういったことで、「久川さん、もんでこいと言っても、職業、就職口がなかったら、これは生活できんのですわ。」というような声、これも皆さんもお聞きしていると思います。そういった中で、これは町が就職を斡旋^{あつせん}するということとはなかなかできん、これは当然のことなのでありますけれども、では何が、町がそういった事業を通じて町内に帰ってきてくれた若者に対して、どういうフォローができるのかと、こういう面で少し考えてみました。

実は先般、鷺敷地区に何人かの若者が帰ってきたのです、子ども連れで。就職は阿南のほうにあるのですけれども、お子様がいらっしゃる。あそこの鷺敷の保育園にお願いにいくと、「満員じゃ。とても預かれまへんわ。」というふうな答え。それで、仕方なく、これはまた阿南のほうへ出ていかなければならんのかというふうなことで、いろいろ家族で協議をしたらしいのですよ。最終的に、では相生のほうに、これもあるのでどうかというところで、いろいろ問い合わせしてみますと、9月からやったら何とか対応していただけるというふうな話であったと聞いております。これは相生にあったけんよかったようなものやけれども、もしなかったら桜谷や平谷じゃわな、町内でお子様を預けるとしたら。桜谷まで朝行ってお子様を預けて、それから阿南へ仕事に行って、またそれから桜谷に戻ってきて。到底もうこれは、そういう生活はできるはずがないのです。やはり相生の人であれば相生の保育園に預けて阿南に働きにいく、鷺敷に働きにいく、そういった生活範囲というものがやはり必要だと私は思うのです。

これって、町はどうしてそこら辺の対応ができていないのか。私も阿南で若干そういった面で詳しい人にも聞いてみますと、やはり4月、来年の4月までをお願いしておかないとこれは入れないと、大勢おるところはね。そういうような町の、市の考えということなので、なるべく4月までをお願いをします。そうしないとなかなか保育士の先生方、また職員の方の補充ができないのだというふうな、そういったジレンマみたいなものもあるように聞いております。

しかし、これは町として、就職までは斡旋^{あつせん}できんけれども、そこら辺のところは何とか町で考えて対応できるのじゃないか。そういった点についても、これ朝から健康福祉課長には大変いろいろ質問されておるようですけれども、健康福祉課長さんには、各施設の児童数とか保育士の数とか、人的に対応していけているのか、そこら辺のことを聞いて教えていただいて、肝心なところは、町長、あなたにお聞かせを願いたい、このように思いますので、よろしく御答弁をお願いします。

○吉岡敏之健康福祉課長 議長。

○大澤夫左二議長 吉岡健康福祉課長。

○吉岡敏之健康福祉課長 今、久川議員さんのほうから御質問をいただきましたことに

つきまして、私のほうから数字なり、御報告させていただきます。

現在、那賀町全園児数が157名おります。それから保育士数が、保育士の資格を持った人、それから持たんと補助的な感じで来てくれている方を含めまして、38人の方で保育所を運営いたしております。この157名のうち、92名がわじきこども園に集中いたしております。それから延野で33名、平谷で12名、木頭で14名、桜谷で4名、木沢では2名という現状でございます。

先ほどお話がございました件につきましても、私も担当のほうからお聞きいたしております。2歳児だったかと思われましますけれども、わじきこども園の園児数の伸びはほかの保育所と違ひまして、想定されたよりもここ2～3年、ますます増加の一途をたどっていると。特に0～1歳児、それから2歳児等におきまして、園全体ではございますが、平成23年度が78名、平成24年度が87名、平成25年度は現在92名が在園いたしております。当然先ほど申しましたように、年度当初には入園希望をお聞きしまして、それに沿えるような形で人事配置等を行いますけれども、途中入園になってきますと、定員ぎりぎりまで運営しているというようなこともございまして、わじきこども園に関しましては、なかなか御期待に沿えないといったところが若干ございました。

それでも、途中入園という形は入所要件がそろえばできるだけ認めるという方針には変わりはありません。ちなみに、平成23年度は全町内で11名、平成24年度が6名、平成25年度は現在までで4名の途中入園を認めております。どうしても途中入園、定員の関係、保育士の数、安全が第一ですので、0・1・2歳となりますと、保育士がなかなか1人で6名や7名も見られないというような状況がございまして、できるだけお預かりはしたいのですけれども、なかなか難しいところがございます。

そこで、できるだけ何とか一時預かりというような事業も実施しておりますので、そちらではだめでしょうかといったようなこと、それから相生やったら空いておるのですけれども、そこじゃだめでしょうかというようなこともお聞きしまして、定員もございまして、できるだけその範囲内で途中入所、それから一時預かり等を受けるような方法で努力はいたしております。

また、保育士に関しましても、なかなか近年保育士不足と全国的に言われておりますけれども、そういうこともございまして、臨時職員に関しましても募集してもなかなか見つからない、途中で1名採用したくても、募集しても応募がないといったような状況もございまして、また計画的に今年度から、また子ども・子育て支援計画の策定に向けて、今年度から実態把握等に取り組みまして、不足であればまた園の増築であるとか、それから人員配置の計画であるとかを考えながら計画を立ててまいりたいと思っております。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 久川議員さん御指摘の件につきましては、これは本当にこういった状況を解決するために阿南市と定住自立圏形成協定を結びまして、火葬場だけでなしに、そういった保育園や幼稚園での子どもを預かることについて、協定の中では那賀町から阿南市に勤務されている方については、阿南市の保育所で阿南と同様な形で預かってください、預かりましょう、那賀町に阿南から勤務されている方についても、

那賀町で勤務時間、帰るまで預かりましょうという協定を結んでいるというのが現状でありまして、そういうことの事例もあると聞いております。ただやはり途中から御希望された場合に対する対応については、先ほど担当課長からも御答弁させていただきましたように、やはり人員をそういった形で当初から確保していないという状況もあらうと思いますし、施設の定員の状況、そういったことであらうと思います。

今後そういったことに対してやはり町としても対応をしていかないと、若者の定住を図っていくという中で、それができなければ定住していただけないということにならうかと思しますので、担当課長が申し上げましたように、その必要があるということになれば、人員増は臨時職員とか臨時保育士さん、それをお願いすることになると思いますし、将来的なことを見越して正規保育士の雇用ということも考えなければいけないと思いますし、そして定員が、やはりそれで今の施設で定員いっぱい、それ以上やはり無理というときには増築ということも検討しなければならないと思っています。

そういったことで、これは何のための定住自立圏形成協定を結んだかということから始まると思いますので、その点も含めて十分今後は検討し、対応してまいりたいと思っています。

○久川治次郎議員 議長。

○大澤夫左二議長 久川君。

○久川治次郎議員 前向きな答弁であります。私もそのとおりだとは思いますが、これは先ほど課長の何名に対して保育士が何人というふうな、こういうふうな計算でやられているかと思うのですが、これは驚敷にしてみたら、他の地区とは全く違う、非常に増えてこられて、ありがたい、本当にこれ少子高齢化の中では、ここは本当にありがたいことだなと私も思いますし、それに町としてもやはりそこに大きな公金云々とかそういった難しい話は別としても、こういった小さなところでもやはり本当の福祉の手を差し伸べるというところに、町に対する住民の安心度というか、それが生まれてくるのだらうと思うのですよ。先ほどみたいに人数がいっぱいでだめなのですというふうな断りは、とても担当者としては言いにくい話だらうと思うので、是非とも余裕のあるそういった運営をしてやってほしいと思います。

相生まで近いじゃないかと言うけれども、驚敷から相生まで10分や15分、子ども預けて行きよったら30分、やはり子どもも30分早くに起きて行かないとしようがない。お母さんもお父さんもそういった送りだけでも30分余分にかかるので、小さいことかもしれませんが、それが本当の行政の心優しい対応でなかろうか、こう思いますので、是非とも考えていただきたい、このように思います。

次の質問に入るわけなのですが、前段の議員さんの質問で、交付税の合併特例措置の動向については、総務課長がずらずらっと数字を並べていただきました。なるほどな、心配ないのだなと。現在の10年間は心配ない、総務課長が来よるうちは心配ないのじゃ、大きく胸を張って言われたのですけれども、総務課長、今何歳ですか。恐らくもう10年も20年もは来ていただけないのではないかと思います。そして数字を見ますと、ちょうど5年後ぐらいからガクンと数字が下がるようになっておるのじゃな。極端に言えば、さっきのを見ますと、やはり今から7年後、平成32年度には大方、半分ではないけれども、20億円近くの財が減る、これはさきに課長がお示しして

いただいた。

そういったことで、私この問題は、数字は別に思わんのですけれども、私が今まで那賀町のまちづくり計画等々をしたときに、やはり今後、先ほどはごみ処理のことをちょっと言われましたけれども、ごみ処理なんかはそれは当然基金も積み立ててやっていただけということなのですから、さっきも同僚議員が言っていましたように、相生の庁舎建て替え、それと上那賀庁舎の問題、木頭庁舎の問題、そして平谷福祉センターの問題、そういったことで、かなり、これはさっきの総務課長の答弁では何もなければの話じゃけん。でも今のこの那賀町のまちづくり計画の中では、そういったものが目白押しなんじゃわな、ずっと。そうなってくると、我々が心配するのは、果たして計画どおり、これが交付金がこれだけ減されてもやっていってくれるのだろうかという点が非常に私は不安なのです。これが払しょくできるのかどうか。

そして、私が一番心配しているのは、まちづくりのほうで、ある程度方向転換をしなければならないようなことになるのではないかというふうに思います。この金額については、これは別にああそうですかというような話なのですから、103億円の貯金もあるのじゃと、基金もあるのじゃと、でも160億円少々の負債もあるのだと。負債のことについては、それは年次計画で戻していくのだろうと思いますけれども、やはりそういったことで、私はお金があるけん心配ないわという問題ではないと思うのですよ。やはりこういった交付金が下がって、財政がある程度厳しくなるということになってくると、そういった、今計画を立てている那賀町のまちづくりを少々変更せざるを得んのではないかというふうな危惧をしておるのですけれども、そこら辺についてちょっと町長、どう考えておられますか。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 確かに総務課長の答弁といいますか、これは現在の数値、そしてそういう計画どおりに進んでのことと解釈をしていただきたいと思います。そういう状況の中で、国の本当に地方と合わせての1,000兆円近い借金、これの返済、そしてこれまでも起こりましたリーマンショックとかいろいろな世界の恐慌とか、その上にまだやはり大震災、これがもし本当にここ何年かのうちにきますと、状況は大きく変わってこようかと思います。そういったことも含めて対応をしていかなければならないと。これは十分そのことも認識をせざるを得ないと思っております。

やはりそういうことも含めて、いろいろと今後のまちづくり計画の中では、先ほど申し上げましたように、計画性、そしてその何が先に優先するのかということも十分検討しながら進めていかざるを得ないというのが現状であろうと思います。そのまま進んでの数字的で、そういうことの中で非常時が起こったときの対応ということも十分心づもりをして、まちづくりに取り組んでまいりたいと思っております。

○久川治次郎議員 議長。

○大澤夫左二議長 久川君。

○久川治次郎議員 それで、町長、現在計画されておるわな。さっきちょっとずらざらと並べたのですけれども、そういった改革というか、開発というか、改良していくというようなこと、これからはずっとこれは安心してお任せできるのだろうか、それ

もあるのですけれども、それも後で聞きますけれども、私はこれはなかなか今までの調子では、一気に町全体を改革なり何やかいすることはなかなか難しいと思うのですよ。

そういった中で、やはり私自身もこう思うのですけれども、鷺敷地区におきましては、やはり那賀町の行政と経済の中心ですよ、鷺敷は。そういったことにも力を入れていただき、また相生につきましても、やはり農業、オモト、シャクヤク、ケイトウとか、そういった農業が非常に盛んな、そしてまた先ほども教育委員会のほうで木沢から統合して相生に来るのだというような話もあったように、やはり教育の面においてもこれは中心にあるのではないかなと私は思っております。そしてまた上那賀におきましても、これは山間部の上那賀病院という大きな中核を担っていただいて、これに対して町のまちづくりとか、福祉の向上とかそういったもの。また木頭については木頭スギとか、ユズのブランド。そうして木沢につきましても那賀町としては随一の観光資源がありますし、そういったいろいろな角度からまちづくりというものはしていかなざるを得ない。ここに交付金がこのようにされると非常にやりにくいと。でもやらないと、やりとおしていかなければならない。こういったジレンマもあるわけなのですけれども、やはり今後この計画につきましても、こういった交付金の増減があっても町としてやっていただけるのかどうか、この点をお聞きしたいと思います。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 確かに久川議員さん御指摘のとおりと、この点につきましては、前段でも職員の配置についても答弁させていただきましたが、やはりこの広い那賀町、全て同一というような形のまちづくりは不可能と思います。やはりそれぞれその地域、下流地域、上流地域、条件が違います。人口なり生活環境、そして農業においてもそれぞれ違ってきます。またそれが優位なのがこの那賀町と思っております。農業生産においても、自治体によっては1種類や2種類あればいいほうだという自治体もございます。それがなければ、もうその自治体の農業振興、産業振興は成り立たないという点もあろうと思いますが、那賀町においては、それぞれそれだけの地域性、標高も違います。これまで培ってきた特産物、これも1品目のみではございけません。やはりそういった、上流には上流、下流には下流、これまでそのブランド化がされてきました。やはりこれを優位にしたまちづくり計画を進めていくべきだと思っております。御指摘のとおりと思います。

今後においても、そういったことを念頭にまちづくりを進めていくべきだろうと認識をいたしておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○久川治次郎議員 議長。

○大澤夫左二議長 久川君。

○久川治次郎議員 力強い御答弁をいただきまして、大変ありがとうございます。これを持ちまして、私の一般質問を終わらせていただきますけれども、今まで大変失礼なことを申し上げました。那賀町がますます発展されることを心から御祈念申し上げまして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○大澤夫左二議長 これで久川治次郎君の一般質問が終了し、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。以上をもって、本日の議事日程は全部終了したのですが、９月１０日から１９日は議案調査並びに休祭日のため休会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大澤夫左二議長 「異議なし」と認めます。よって、そのように決定いたしました。９月２０日に再開いたします。

本日はこれをもって散会といたします。大変御苦労さまでした。

午後０４時１７分 散会

平成25年9月那賀町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成25年9月20日（金）

招集場所 那賀町役場本庁舎3階議場

出席議員 14名

1番	柏木 岳	2番	古野 司	3番	田中 久保
4番	前 耕造	6番	植田 一志	7番	熊原 廣幸
8番	植北 英徳	9番	株田 茂	10番	吉田 行雄
11番	連記かよ子	12番	福永 泰明	14番	新居 敏弘
15番	久川治次郎	16番	大澤夫左二		

欠席議員 1名

5番 清水 幸助

欠 員 1名

13番

会議録署名議員

12番 福永 泰明 14番 新居 敏弘

議会事務局

局長 福多 士郎 書記 司 るり

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	坂口 博文	副 町 長	稲澤 弘一
教 育 長	尾崎 隆敏	総 務 課 長	峯田 繁廣
出 納 室 長	大下 雅子	相 生 支 所 長	中田 昌一
上那賀支所長	横山 尚純	木 沢 支 所 長	井本 和行
木 頭 支 所 長	蔭原 秀一	教 育 次 長	鵜澤 守
税 務 課 長	後藤 交峰	住 民 課 長	岡川 千歳
健康福祉課長	吉岡 敏之	建 設 課 長	平川 恒
農業振興課長	檜本 正史	林業振興課長	森 久男
企画情報課長	湯浅 卓治	環 境 課 長	岡川 雅裕
地域防災課長	森下 藤夫	ケーブルテレビ課長	岩本 泰和
商工地籍課長	新居 宏	森林管理受託センター準備室長	山本 賢明

議事日程

日程第 1

議案第 6 3 号 那賀町長期継続契約に関する条例の一部改正について

議案第 6 4 号 那賀町工場立地法地域準則条例の制定について

議案第 6 5 号 那賀町観光施設条例の一部改正について

議案第 6 6 号 那賀町奨学金条例の一部改正について

議案第 6 7 号 那賀町学校給食センター及び共同調理場設置条例の一部改正について

議案第 6 8 号 那賀町公民館条例の一部改正について

議案第 6 9 号 那賀町立幼稚園条例の一部改正について

議案第 7 0 号 那賀町営残土処理場条例の一部改正について

議案第 7 1 号 町道路線の変更について

議案第 7 2 号 海部消防組合からの脱退について

議案第 7 3 号 海部消防組合からの那賀町の脱退に伴う財産処分について

議案第 7 4 号 平成 2 5 年度那賀町一般会計補正予算（第 2 号）について

議案第 7 5 号 平成 2 5 年度那賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について

	議案第 7 6 号	平成 2 5 年度那賀町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）について
	議案第 7 7 号	平成 2 5 年度那賀町集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について
	議案第 7 8 号	平成 2 5 年度那賀町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
	議案第 7 9 号	平成 2 5 年度那賀町立上那賀病院事業会計補正予算（第 1 号）について
	議案第 8 0 号	平成 2 5 年度那賀町工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）について
	陳 情 第 2 号	「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について
	陳 情 第 3 号	国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書
	要 望 第 2 号	T P P 断固反対に関する特別決議について
	要 望 第 4 号	道州制導入に反対する意見書について
日程第 2	認 定 第 1 号	平成 2 4 年度那賀町一般会計歳入歳出決算の認定について
	認 定 第 2 号	平成 2 4 年度那賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認 定 第 3 号	平成 2 4 年度那賀町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認 定 第 4 号	平成 2 4 年度那賀町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認 定 第 5 号	平成 2 4 年度那賀町集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

	認定第6号	平成24年度那賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第7号	平成24年度那賀町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第8号	平成24年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第9号	平成24年度那賀町財産区事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第10号	平成24年度那賀町立上那賀病院事業会計歳入歳出決算の認定について
	認定第11号	平成24年度那賀町工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
日程第3	発議第3号	「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書について
	発議第4号	道州制導入に断固反対する意見書について
日程第4	議案第82号	工事請負契約の締結について (平成24年度那賀町ケーブルテレビネットワーク整備事業光ケーブル敷設等工事)
	発議第83号	工事請負契約の変更について (平成24年度町単独本庁舎改修及び増築工事 那賀町役場本庁舎)
	議案第84号	工事請負契約の締結について (平成25年度道整備交付金事業 町道海川出原線改良工事)
	議案第85号	物品購入契約の締結について (平成25年度町単独木沢支所 ミニホイールローダ購入)
	議案第86号	物品購入契約の締結について (平成25年度電源立地地域対策交付金事業 丹生谷消防署高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材購入)

日程第 5 要 望 第 5 号 議会改革の再審議を求める要望書について

日程第 6 鳥獣害対策特別委員会中間報告について

那賀川水系特別委員会中間報告について

日程第 7 閉会中の継続調査について
 (議会運営委員会並びに各常任委員会)

本日の会議に付した事件 議事日程に同じ

午前１０時００分 開議

○大澤夫左二議長 おはようございます。ただいまの出席議員は１４名であります。

これから、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、報告いたします。

清水君から本会議に欠席したい旨の申し出がありましたので、御報告いたします。

町長より追加議案の提出通知がありましたので、報告いたします。

報告は以上のとおりであります。

これより本日の日程に入ります。議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第１、議案第６３号「那賀町長期継続契約に関する条例の一部改正について」から、議案第８０号「平成２５年度那賀町工業用水道事業会計補正予算（第１号）について」までの１８議案と、陳情第２号「「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について」から、要望第４号「道州制導入に反対する意見書について」までの４件を議題といたします。

本件については、去る９月４日本会議において各常任委員会に付託し、審査が行われた事件であります。

以上２２件に関し、各委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 吉田君。

○吉田行雄総務文教常任委員長 議長。

○大澤夫左二議長 吉田君。

〔吉田行雄総務文教常任委員長、登壇〕

○吉田行雄総務文教常任委員長 おはようございます。それでは、総務文教常任委員長報告を申し上げます。

本委員会は去る９月１０日に開催し、定例会におきまして付託されました議案第６３号「那賀町長期継続契約に関する条例の一部改正について」から、議案第７４号「平成２５年度那賀町一般会計補正予算（第２号）について（所管分）」までの８議案と、陳情第２号「「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について」から、要望第４号「道州制導入に反対する意見書について」までの３件について審査しました。

その結果、付託議案については全議案とも原案のとおり可決し、陳情第２号並びに要望第４号は採択とし、陳情第３号については不採択とすべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において議論のありました事項の一部について、その概要を申し上げます。

議案第７３号「海部消防組合からの那賀町の脱退に伴う財産処分について」では、委員より「３００千円以上で那賀町に帰属される物品のうち、構内電話装置一式の中には衛星携帯電話は含まれているのか。」との質疑があり、理事者側より「衛星電話１台を所有しているが、今回の中には含まれていない。」との答弁がありました。また、委員から「救急車の携帯電話の発信記録を見ると、患者輸送時に医療機関等へ頻繁に使用されていることから、携帯の電波の入らない地域でも使用することができる衛星携帯電話を救急車に常備しておくことが必要である。多額の経費がかかるわけではないので検討してほしい。」との要望がありました。

次に、議案第74号「平成25年度那賀町一般会計補正予算（第2号）について（所管分）」では、委員から「鷺敷給食センターの屋根修繕について予算計上されている。説明資料にある写真の一部だけを修繕するという説明であるが、屋根はスレートであり、劣化が相当見られるので、今後は瓦もしくはステンレス鋼板のほうがよいのではないか。」との意見がありました。理事者側からは「現場からの要望書で、早く修繕部分だけを修繕することになる。平成28年度までに施設の統合について検討することになっている。給食センター運営委員会でも協議をしているが、上流・下流各1か所が理想と思っている。今後、学校の統廃合とも関係してくるので、児童数の推移を見ながら合理化を図っていききたい。また、民営化も視野に入れて総合的に検討していききたい。」との答弁がありました。

委員より「木沢歴史民俗資料館を先日見学させていただいたが、大変立派なものであった。積極的に活用すべきではないか。」との質疑があり、理事者側より「小学校の授業で見学に行ったりして活用しているが、十分でないと認識している。現在は保管するスペースもなく、受入れができない状態となっており、今後重要な文化財についてどのように保護していくのか十分検討し、那賀町の文化財の保護に努めていききたい。」との答弁がありました。

他の議案についても、理事者側の説明に対し理解できるものとし、全議案とも原案のとおり可決すべきものとし、陳情第2号並びに要望第4号は採択とし、陳情第3号については不採択とすべきものと決定したものであります。

以上、審査の概要を申し上げ、総務文教常任委員長報告といたします。

〔吉田行雄総務文教常任委員長、降壇〕

○大澤夫左二議長 次に、産業建設常任委員長 久川君。

○久川治次郎産業建設常任委員長 議長。

○大澤夫左二議長 久川君。

〔久川治次郎産業建設常任委員長、登壇〕

○久川治次郎産業建設常任委員長 続きまして、産業建設常任委員長報告を申し上げます。

本委員会は去る9月12日に開催し、定例会におきまして付託されました議案第64号「那賀町工場立地法地域準則条例の制定について」から、議案第80号「平成25年度那賀町工業用水道事業会計補正予算（第1号）について」までの7議案と、要望第2号「TPP断固反対に関する特別決議について」を審査いたしました。

その結果、付託議案につきましては、全議案とも原案のとおり可決すべきものと決定し、要望第2号につきましては採択すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において議論のありました事項について、その概要を申し上げます。

まず、質疑に入る前に理事者側より補足説明があり、「環境林整備で、1ha当たりクヌギ2,000本を植栽することになっていたが、指摘をいただいて調査した結果、肥沃な土地においては2,500本、通常の場合は3,000本の植栽をすることが一般的なようであるため、今回、植栽面積を3haから2haに減らして、1ha当たりの植栽本数を3,000本にしたい。」との説明がありました。また、四季美谷温泉の

防水工事については、「防水の形状の確認や設計状況の確認を第三者にしてもらったところ、設計や工事のミスではなく、また管理面の^{かし}瑕疵もないとのことで、経年劣化したものであると考えられる。」と報告がありました。

議案第74号「平成25年度那賀町一般会計補正予算（第2号）」について（所管分）では、委員から、木製サッシと玄関ドアの開発委託と性能試験費で10百万円余りが計上されていることについて、具体的な説明を求めたところ、理事者側より「今回は県より9,500千円の補助金をいただき、那賀町産のスギ材を利用して木製サッシと玄関ドアをあじさい木工と越井木材工業株式会社の共同により開発したい。性能試験については、これらの水密、気密、耐風圧の性能とか防火や耐熱、強度の試験を行いたいと考えている。開発できれば、パンフレット等を作成し、全国に販売していきたい。また、もみじ川温泉の木製窓改修工事については、今回の開発により製品化されたものを使用したい。」との答弁がありました。

委員より「前処理センターのスケジュールについて、今年の9月に可能性調査を終了して投資判断し、11月に事業会社設立、平成26年4月に事業運転開始となっているが、説明資料どおりのスケジュールでいくのか。」との質疑があり、理事者側より「企業側が早急にかかりたいという要望もあって、タイトなスケジュールとなっている。できるだけ早く進めたいと考えているが、地域再生計画により吉野地区に建設することもあるし、工業団地のプラントの移転も必要であるので、資料どおりのスケジュールでは厳しいと考えている。今回の補正予算では、建屋の設計費用だけを計上させてもらった。今後、施設の規模や位置など詳細についても決めていく予定で、スケジュールについては変更の可能性が生じてくる。」との答弁がありました。

他の議案につきましても、理事者側の説明に対し理解できるものとして、全議案について可決し、要望第2号につきましても採択することに決定したものであります。

以上、審査の概要を申し上げまして、産業建設常任委員長報告といたします。

〔久川治次郎産業建設常任委員長、降壇〕

○大澤夫左二議長 次に、厚生常任委員長 新居君。

○新居敏弘厚生常任委員長 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

〔新居敏弘厚生常任委員長、登壇〕

○新居敏弘厚生常任委員長 厚生常任委員長報告を申し上げます。

本委員会は、去る9月11日に開催し、定例会において付託されました議案第74号「平成25年度那賀町一般会計補正予算（第2号）」について（所管分）から、議案第79号「平成25年度那賀町立上那賀病院事業会計補正予算（第1号）」についての5議案について審査いたしました。

その結果、付託議案については、全議案とも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において議論のありました事項について、その概要を申し上げます。

議案第74号「平成25年度那賀町一般会計補正予算（第2号）」について（所管分）では、委員より「あすなろ作業所の新施設について、現場からさまざまな要望が

あるようだが、どのように対応するのか。」との質疑があり、理事者側より「現場や関係者の御意見をお聞きし、間取りや設備等についても十分配慮し、安全・安心に利用してもらえよう施設にしたい。先駆的木造公共施設整備事業の補助金を受けるため、木造のよさをアピールできる施設になるよう設計を進めたい。」との答弁がありました。

また、「衛生費で蔭谷概略測量設計費が計上されているが、いつごろの発注を予定しているのか。また、概略設計は建物以外に進入路についても設計するのか。」との質疑があり、理事者側より「候補地の地形測量をするもので、予算案が可決されれば早急に発注し、それによって進入路を含めて候補地の土地利用計画が把握できることになる。」との答弁がありました。

また、風しん予防接種助成金の対象者について質疑があり、理事者側より「抗体がなく妊娠を希望する女性又は妊娠の可能性の高い女性と、23歳から49歳の男性が対象となっており、年間100名程度の予想で1百万円の予算を計上している。」との答弁がありました。

議案第75号「平成25年度那賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」では、委員より「那賀町の健診受診率は県下でトップが続いているが、その要因は何か。」との質疑があり、理事者側より「地区担当の保健師の熱心な指導が実を結んでいる。」との答弁がありました。

他の議案についても、理事者側の説明に対し理解できるものとして、全議案とも原案のとおり可決すべきものと決定したものであります。

以上、審査の概要を申し上げ、厚生常任委員長報告といたします。

〔新居敏弘厚生常任委員長、降壇〕

○大澤夫左二議長 以上をもって、各委員長の報告は終わりました。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○大澤夫左二議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。発言はありますか。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

〔新居敏弘議員、登壇〕

○新居敏弘議員 私は、先ほどの総務委員長の報告の中で、「国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書」が不採択となったことについて、反対討論をしたいと思います。

来年4月から消費税を8%に、再来年10月から10%に引き上げるということになっておりますが、請願の趣旨にもありますように、世論調査でも消費税増税に反対が過半数となっており、そして「これ以上上がったら、もう店をやめるしかない。」といった声が私のほうにも聞こえております。

消費税が上がれば、年金が今下がっている中、年金生活者はますます厳しくなります。また、働いている人も収入が増えていない中、消費税が上がった分、当然安いものを買わざるを得なくなるということで、ますます消費が落ち込み、経済が悪くなると思

います。

そして今、安倍内閣は、消費税を上げたら景気が腰折れするかもしれないということで、法人税減税とか公共事業などで5兆円の経済対策をやろうということが報道されておりますが、こんな話はおかしな話ではないかと思います。

また、この議会でも議論がありましたように、消費税は社会保障のためと言っていたのに、出てきたのは、要介護1・2の人は施設に入れないようにするとか、要支援1・2の人は介護保険から外すとか、介護保険制度の改悪、また医療や年金の制度でも改悪の方向が出てきておりますが、社会保障のためでないというようなことがはっきりとしてきたと思います。

以上のような観点から、私は、この「国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書」を皆様方には採択をしていただきたいということで、是非よろしくをお願いしたいと思います。

以上で終わります。

〔新居敏弘議員、降壇〕

○大澤夫左二議長 ほかに討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○大澤夫左二議長 なければ、これで討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

まず、議案第63号「那賀町長期継続契約に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号「那賀町工場立地法地域準則条例の制定について」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号「那賀町観光施設条例の一部改正について」を採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は「原案可決」であります。これを各委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号「那賀町奨学金条例の一部改正について」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決

定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第66号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号「那賀町学校給食センター及び共同調理場設置条例の一部改正について」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第67号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号「那賀町公民館条例の一部改正について」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第68号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号「那賀町立幼稚園条例の一部改正について」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第69号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号「那賀町営残土処理場条例の一部改正について」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第70号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号「町道路線の変更について」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第71号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号「海部消防組合からの脱退について」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第72号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号「海部消防組合からの那賀町の脱退に伴う財産処分について」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第73号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号「平成25年度那賀町一般会計補正予算（第2号）について」を採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は「原案可決」であります。これを各委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第74号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号「平成25年度那賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第75号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号「平成25年度那賀町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）について」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第76号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号「平成25年度那賀町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第77号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号「平成25年度那賀町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決

定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第78号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号「平成25年度那賀町立上那賀病院事業会計補正予算（第1号）について」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第79号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号「平成25年度那賀町工業用水道事業会計補正予算（第1号）について」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「原案可決」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第80号は委員長報告のとおり可決されました。

ここで小休いたします。

午前10時28分 休憩

午前10時31分 再開

○大澤夫左二議長 会議を再開いたします。

次に、陳情第2号「「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「採択」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、陳情第2号は委員長報告のとおり採択されました。

次に、陳情第3号「国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書について」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は「不採択」ですが、陳情第3号を採択することに賛成の方は御起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立少数」であります。よって、陳情第3号は不採択とされました。

次に、要望第2号「T P P 断固反対に関する特別決議について」の要望を採決します。

本件に対する委員長の報告は「採択」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立多数」であります。よって、要望第2号は委員長報告のとおり採択されました。

次に、要望第4号「道州制導入に反対する意見書について」の要望を採決します。

本件に対する委員長の報告は「採択」であります。これを委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立多数」であります。よって、要望第4号は委員長報告のとおり採択されました。

日程第2、認定第1号「平成24年度那賀町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第11号「平成24年度那賀町工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの11件を議題といたします。

本件については、去る9月4日本会議において決算認定審査特別委員会に付託され、審査が行われた事件であります。

以上11件について、委員長の報告を求めます。

○植北英徳決算認定審査特別委員長 議長。

○大澤夫左二議長 植北君。

〔植北英徳決算認定審査特別委員長、登壇〕

○植北英徳決算認定審査特別委員長 決算認定審査特別委員会委員長報告を申し上げます。

本委員会は去る9月17日に開催し、9月定例会において付託されました認定第1号「平成24年度那賀町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第11号「平成24年度那賀町工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの11件を審査いたしました。

はじめに、出納室長から決算の概要について、総務課長からは財政の概要について、梶田代表監査委員からは決算監査における審査状況や監査の意見について報告がありました。

委員より「監査の指摘に対して、今後どのように取り組んでいくのか。」との質疑があり、理事者側からは「指摘の中には提言的なこともあるし、すぐに解決できない問題もあるが、解決できるよう計画的に取り組んでいきたい。何よりも職員の意識改革が必要である。」との答弁がありました。また、委員から監査委員に対して「毎月の例月出納検査で支出伝票の不備が多く見られるとのことだが、何かよい提案はないか。」との質疑があり、監査委員より「県や市においては専門の職員が伝票を作成し同僚職員のチェックを受けているが、町の場合においては専門の職員を置くことは難しいと考えるので、課長が決裁する前に伝票作成者の伝票を同僚がチェックするようにすれば、お互いが牽制することにもなって相乗効果が生まれるのではないか。」との提案がありました。

次に、「平成24年度の主要な施策とその成果」について各課長から説明があり、各会計の決算とあわせて一括して質疑を行いました。

その結果、理事者側の説明に対し理解できるものとし、付託されました各会計の決算

については全て原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、審査の概要を申し上げ、決算認定審査特別委員会委員長報告といたします。

〔植北英徳決算認定審査特別委員長、降壇〕

○大澤夫左二議長 以上をもって委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○大澤夫左二議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。発言はありますか。

○大澤夫左二議長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

まず、認定第1号「平成24年度那賀町一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

この決算に対する委員長の報告は「認定」とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立多数」であります。したがって、認定第1号については認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号「平成24年度那賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

この決算に対する委員長の報告は「認定」とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立多数」であります。したがって、認定第2号については認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号「平成24年度那賀町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

この決算に対する委員長の報告は「認定」とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。したがって、認定第3号については認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号「平成24年度那賀町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は「認定」とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。したがって、認定第4号については認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号「平成24年度那賀町集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は「認定」とするものです。委員長報告のとおり認定

することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。したがって、認定第５号については認定することに決定いたしました。

次に、認定第６号「平成２４年度那賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

この決算に対する委員長の報告は「認定」とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立多数」であります。したがって、認定第６号については認定することに決定しました。

次に、認定第７号「平成２４年度那賀町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は「認定」とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。したがって、認定第７号については認定することに決定いたしました。

次に、認定第８号「平成２４年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は「認定」とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。したがって、認定第８号については認定することに決定いたしました。

次に、認定第９号「平成２４年度那賀町財産区事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は「認定」とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。したがって、認定第９号については認定することに決定いたしました。

次に、認定第１０号「平成２４年度那賀町立上那賀病院事業会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

この決算に対する委員長の報告は「認定」とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。したがって、認定第１０号については認定することに決定いたしました。

次に、認定第１１号「平成２４年度那賀町工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定に

ついて」を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は「認定」とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。したがって、認定第 11 号については認定することに決定いたしました。

日程第 3、発議第 3 号「「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書について」から、発議第 4 号「道州制導入に断固反対する意見書について」までの 2 件を議題といたします。

まず、発議第 3 号「「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書について」を議題といたします。

本件について、提出者の説明を求めます。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野司君。

○古野司議員 「「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書。

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要な喫緊の課題となっており、森林の持つ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は、平成 25 年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたもの（第 1 約束期間における温室効果ガス排出削減義務 6 % のうち、3.8 % を森林吸収量で確保）と同等以上の取組みを推進することとしている。

このような経緯も踏まえ、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置」が平成 24 年 10 月に導入されたが、用途は CO₂ 排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、「早急に総合的な検討を行う」との方針に止まっている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取組みを山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命・財産が脅かされるといった事態が生じている。

これを再生させることと共に、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務である。

よって、下記の事項の実現を強く求めるものである。

記

自然災害などの脅威から国民の生命・財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化をはかることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税

収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。」

提出先は、下記のとおり、内閣総理大臣はじめ各関係機関でございます。

以上でございます。

○大澤夫左二議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○大澤夫左二議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。発言はありますか。

○大澤夫左二議長 討論なしと認めます。

これより、起立により採決します。

発議第3号については、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、発議第3号は可決されました。

次に、発議第4号「道州制導入に断固反対する意見書について」を議題といたします。

本件について提出者の説明を求めます。

○連記かよ子議員 議長。

○大澤夫左二議長 連記かよ子君。

○連記かよ子議員 発議第4号、那賀町議会議長 大澤夫佐二殿。提出者、那賀町議会議員 連記かよ子、賛成者、那賀町議会議員 福永泰明。

「道州制導入に断固反対する意見書」について。上記議案を、別紙のとおり那賀町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

それでは、内容について御説明いたします。

「道州制導入に断固反対する意見書。

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと」を決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは、誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに、7月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと」とする要望を決定し、政府・国会に対し要請してきたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然として見られ、また、野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかのよう動きを見せている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高い上、道州はもとより、再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養^{かんよう}、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづく

りを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、我々那賀町議会は、道州制の導入に断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月20日。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣法第9条の第1順位指定大臣（副総理）、内閣官房長官、総務大臣・内閣府特命担当大臣（地方分権改革）・道州制担当」

以上であります。

○大澤夫左二議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

○大澤夫左二議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。発言はありますか。

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これより、起立により採決します。

発議第4号については、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 起立多数であります。よって、発議第4号は可決されました。

ここで午前11時10分まで小休いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

○大澤夫左二議長 会議を再開いたします。

日程第4、議案第82号「工事請負契約の締結について（平成24年度那賀町ケーブルテレビネットワーク整備事業 光ケーブル敷設等工事）」から、議案第86号「物品購入契約の締結について（平成25年度電源立地地域対策交付金事業 丹生谷消防署高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材購入）」までの5件を議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口那賀町長。

○坂口博文町長 それでは、日程第4の提案理由の説明を申し上げます。

議案第82号は「工事請負契約の締結について」であります。

「平成24年度那賀町ケーブルテレビネットワーク整備事業 光ケーブル敷設等工事」について、専門業者5者を指名し、競争入札を行いました。入札の結果、四電エンジニアリング株式会社徳島支店と消費税を含め547,890,000円で工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第83号は「工事請負契約の変更について」であります。

「平成24年度町単独本庁舎改修及び増築工事 那賀町役場本庁舎」について、主に

既存庁舎の改修工事部分において修繕箇所及び工事量が増加したため、工事請負費を増額、契約金額を変更したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第84号は「工事請負契約の締結について」であります。

「平成25年度道整備交付金事業 町道海川出原線改良工事」について、町内の建設業者11者を指名し、総合評価方式指名競争入札を行いました。入札の結果、株式会社小野組と消費税を含め100,275,000円で工事請負契約の締結をしたいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第85号は「物品購入契約の締結について」であります。

「平成25年度町単独木沢支所 ミニホイールローダ購入」について、専門業者4者を指名し、指名競争入札を行いました。入札の結果、日立建機日本株式会社徳島営業所と消費税を含め5,691,000円で物品購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第86号も「物品購入契約の締結について」であります。

「平成25年度電源立地地域対策交付金事業 丹生谷消防署高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材購入」について、専門業者6者を指名し、指名競争入札を行いました。入札の結果、大島器械株式会社と消費税を含め29,505,000円で物品購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の説明といたします。どうかよろしくお願いいたします。

○大澤夫左二議長 まず、議案第82号「工事請負契約の締結について（平成24年度那賀町ケーブルテレビネットワーク整備事業 光ケーブル敷設等工事）」を審議いたします。

内容の説明を求めます。

○岩本泰和ケーブルテレビ課長 議長。

○大澤夫左二議長 岩本ケーブルテレビ課長。

○岩本泰和ケーブルテレビ課長 「議案第82号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

平成25年9月20日提出

那賀町長 坂口博文

次のとおり工事請負契約を締結する。

1. 契約の目的 平成24年度那賀町ケーブルテレビネットワーク整備事業
光ケーブル敷設等工事
2. 契約の方法 指名競争入札
3. 契約の金額 547,890,000円
4. 契約の相手方 徳島県徳島市西須賀町下中須79番地1
四電エンジニアリング株式会社徳島支店 支店長 伊澤史明

追加議案の説明資料1枚目に、入札比較表を添付してございます。ここで請負率の記述ができていませんでした。申しわけございません。請負率は91.98%でございま

す。

この工事につきましては、那賀町の光化、一般にF T T Hと呼ばれていますが、この工事を行うものでございます。

かねてより、那賀町の光化については、町長をはじめ関係者と度々検討を重ねてまいりましたが、広大な面積を持つ本町での光化は膨大な費用がかかるため、庁舎の改築等優先度の高い事業のあととを考えていましたが、今回大変有利な国の補助金・交付金を活用し、那賀町の光化への第一歩を踏み出すための国への申請が認められましたので、その工事を行おうとするものでございます。

工事の内容としましては、1つ目として、鷺敷地区に既存設備をいかしたまま複線化による光ケーブルを全世帯に新しく敷設いたします。

2つ目といたしまして、交流センター内のケーブルテレビ施設から上那賀中継所、これは旧の上流ケーブルテレビ施設でございますが、ここへの既存ルートより可能な限り異なるルートで光ケーブルを新しく敷設いたします。そして、この連絡線の強靱化を図ります。

3つ目としまして、ケーブルテレビ網の断線障害等が発生した場合、その障害箇所を迅速に特定し早期の復旧が行えるよう、装置類の監視システムを導入します。

4番目としまして、鷺敷地区をF T T H化（光化）するに当たり、F T T Hに対応した告知端末装置を導入いたします。

5番目としまして、新たな告知放送システムを導入し、告知端末装置を利用して、加入者間、上流地域・下流地域関係なく、無料で電話通話を可能とします。

以上のことを主軸に、来年2月末を工期のめどとし、工事を進めてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○大澤夫左二議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「小休をお願いします。」と呼ぶ者あり）

○大澤夫左二議長 小休します。

午前11時20分 休憩

午前11時27分 再開

○大澤夫左二議長 会議を再開します。

質疑。

○新居敏弘議員 議長。

○大澤夫左二議長 新居君。

○新居敏弘議員 ちょっとお聞きします。

この事業は非常に町民も望んでおりまして、喜んでいるところなのですが、光ケーブルになりましたら非常にスピードが早くなるということで、今までは一番利用料が少ないのが630円かな。その次に、3Mbpsまででしたか、それが3,000円ぐらいというので……

（「2,100円。」と呼ぶ者あり）

それが2,100円というように、今はそういう低額な料金でやられておるのやけれど、この光ケーブルを通すことによって、料金とかはどうなるのか。また、今の630円とか2,100円で見られよる方は、スピードとかはどうなるのか、その辺に

ついてお聞きしたいと思います。

○岩本泰和ケーブルテレビ課長 議長。

○大澤夫左二議長 岩本ケーブルテレビ課長。

○岩本泰和ケーブルテレビ課長 今回の事業は鷺敷地区なのですが、各世帯に光を導入していきます。

光のサービスにつきましては、上位に株式会社S T N e tという通信会社がございます。こちらからのサービスをお客様のほうに提供するという形になります。当然、料金については、S T N e tさんとの協議の中で、他町村と変わらない額というふうに設定するよう進めてまいりたいと思っています。

現在のサービスなのですが、できる限り住民の方のほうで選択できるように、そういう形で、今回の事業は特に強靱化ということで、今までの設備を置いておきますので、住民さんのほうで「私は今の一番安い6 3 0円のほうでいいわ。」と言え、それを使えるような形で進めてまいりたい。まだ具体的などころまでは詰めが終わっておりませんので、今後そういうものをひとつひとつ詰めていきたいと考えております。

以上でございます。

(新居敏弘議員「分かりました。」と呼ぶ)

○大澤夫左二議長 ほかに質疑はございませんか。

○大澤夫左二議長 これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。発言はありますか。

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これより、起立により採決します。

議案第8 2号については、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第8 2号は可決されました。

次に、議案第8 3号「工事請負契約の変更について（平成2 4年度町単独本庁舎改修及び増築工事 那賀町役場本庁舎）」を審議いたします。

内容の説明を求めます。

○湯浅卓治企画情報課長 議長。

○大澤夫左二議長 湯浅企画情報課長。

○湯浅卓治企画情報課長 朗読をもって説明させていただきます。

「議案第8 3号、工事請負契約の変更について。

次のとおり工事請負契約の変更をしたいので、地方自治法第9 6条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

平成2 5年9月2 0日提出

那賀町長 坂口博文

次のとおり工事請負契約を変更する。

1. 契約の目的 平成2 4年度町単独本庁舎改修及び増築工事
那賀町役場本庁舎

2. 契約の方法 変更契約
3. 契約の金額 増 額 23,569,350円
変更前 342,300,000円
変更後 365,869,350円
4. 契約の相手方 徳島県那賀郡那賀町和食郷字八幡原309番地3
八田建設株式会社・藤井鉄工建設株式会社・株式会社広瀬組
平成24年度町単独本庁舎改修及び増築工事共同企業体
代表者 八田建設株式会社 代表取締役 八田康生

この工事につきましては、町長からの提案にもありましており、改修工事につきまして、多数の改修箇所及び工事量の増が認められましたので、それについて工事請負契約の変更を求めるものでございます。

よろしく申し上げます。

○大澤夫左二議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 今朝、来た折に工事中の現場を見せていただきました。大分工事が進んでおりまして、間もなく新築の分に関しては完成が近づいておるようですし、既存の分に関しても壁紙を貼るなど、かなりの工事の進展が見られるなというふうに現場を少し見学させていただきました。

完成の暁には、町民の方々に対してサービスが向上されるということで喜ばしいことなのですが、ただ、これを見せていただきますと、23百万円、率で言いますと7%。分母が大きいことによって、7%でありますが増額部分が23百万円という大きな額になっております。

今、御説明いただいた改修の箇所が増加したり、工事量が増えた、既存部分の工事内容ということが一番の要因ということですが、額が大きいことから申し上げても、このあとの議案第86号のあとについておる内訳書のような細かいことまで網羅する必要はございませんが、ある程度の内容を説明資料としてつけていただくということ、これは以前からも申し上げていることではないかと思うのですが、絶対的に必要だと思います。

認めろということですが、内容に関して非常にはっきりしない。どこがどの程度増えたか、余り細かく拾い上げると、また分かりにくいかもしれません、ある程度の分に関しては拾い出しをしていただいて、もちろん拾い出しをしておるから金額の増加というのが総くくりになったのでしょうか、それをつけていただくことが必要だと思います。

それを、今説明するなり、資料をすぐにいただくことはできるでしょうか。

○湯浅卓治企画情報課長 議長。

○大澤夫左二議長 企画情報課長。

○湯浅卓治企画情報課長 申しわけございません、資料については、ちょっと今すぐには作成できませんので、口頭によりまして説明させていただきたいと思います。

本工事、4つの区分に分けております。新棟部分の増築工事及び既存庁舎の改修工事及び駐車場等の外構工事、それから旧庁舎の解体・撤去の分につきましての解体工事、以上の4つに分けてございます。

今回、補正させていただきました23,569,350円につきまして、直接工事費の経費が出ておりますが、それに諸経費及び請負率等を掛けて案分させていただいた数字がございますので、それを一旦言わせていただきまして、あと内容につきまして説明させていただきたいと思います。

増築工事につきましては、概算でございますが、諸経費等を掛けまして22,900千円、改修工事につきましては17,700千円、外構工事につきましては変更分が1,800千円、解体・撤去工事につきましては950千円、以上これを合わせまして、端数はあるのですけれども23,569千円余りの増額としております。

増築分と外構部分等の変更につきましては、軽微な形状変更とか、数が雑多でございますので、ちょっと省かせていただきたいと思いますと思うのですが、改修部分につきましては、金額及び工事量の大きなものといたしまして、現在おります議場の空調設備、これは6月議会でちょっと問題になったのですが、これの不具合がございまして、それについて調査いたしましたところ、既存の空調設備が非常に老朽化しておると。それで、もう修繕するよりも、やりかえをするという形で、それにつきまして、概算でございますが、経費として5百万円ほどかかります。

それから、議場横のトイレ及び議場まで上がってくる階段の天井につきまして、当初の調査によれば、この本庁舎にはアスベスト資材は使われていないであろうということで計上はしておりませんでした。念のため調査いたしました。その結果、今申しました議場のトイレの天井及びこの議場まで上がってくる階段の天井部分にアスベスト資材が使われていることが分かりました。それで、それを撤去するための経費として約3,500千円がかかります。

あとは、種々雑多といいますか、数にいたしまして60か所から70か所ぐらいの変更とか超過の追加要望、それから、本庁舎を詳細にわたって施工した場合に、調査時想定していたよりも本庁舎の傷みがひどかった部分がございました。そういう部分の修繕等を含めまして、全体で23,569千円余りの増額をお願いしているところでございます。

以上です。

○古野司議員 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

○古野司議員 大体ざくっと分かりました。次からは、同じような案件が出た場合、必ずつけていただくように、そういうことをお願いしておきます。

以上です。

○大澤夫左二議長 他に質疑はございませんか。

○大澤夫左二議長 なければ、これで質疑を終了いたします。

討論を行います。発言はございますか。

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これより、起立により採決します。

議案第 8 3 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第 8 3 号は可決されました。

次に、議案第 8 4 号「工事請負契約の締結について（平成 2 5 年度道整備交付金事業 町道海川出原線改良工事）」を審議いたします。

内容の説明を求めます。

○平川恒建設課長 議長。

○大澤夫左二議長 平川建設課長。

○平川恒建設課長 議案第 8 4 号を読み上げさせていただきます。

「工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求める。

平成 2 5 年 9 月 2 0 日提出

那賀町長 坂口博文

次のとおり工事請負契約を締結する。

1. 契約の目的 平成 2 5 年度道整備交付金事業 町道海川出原線改良工事
2. 契約の方法 総合評価方式指名競争入札
3. 契約の金額 1 0 0 , 2 7 5 , 0 0 0 円
4. 契約の相手方 徳島県那賀郡那賀町木頭和無田字マツギ 4 2 番地 1
株式会社小野組、代表取締役 小野恭補

内容の説明といたしましては、入札の状況は説明資料の 1 3 - 1 6 ページの入札比較表のとおりでございます。継続事業で行っております路線で、工事の施工位置としましては、木頭出原の国道交差点から上那賀方面へ約 2 . 1 k m のところで、施工延長としましては約 1 3 0 m、主に山側への切取り工事の法面对策工の施工により拡幅改良するものでございます。

よろしくお願いいたします。

○大澤夫左二議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

○大澤夫左二議長 「質疑なし」と認めます。

次に、討論を行います。発言はございますか。

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これより、起立により採決します。

議案第 8 4 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第 8 4 号は可決されました。

次に、議案第 8 5 号「物品購入契約の締結について（平成 2 5 年度町単独木沢支所 ミニホイールローダ購入）」を審議いたします。

内容の説明を求めます。

○平川恒建設課長 議長。

○大澤夫左二議長 平川建設課長。

○平川恒建設課長 議案第85号を読み上げさせていただきます。

「物品購入契約の締結について。

次のとおり物品購入契約の締結をしたいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

平成25年9月20日提出

那賀町長 坂口博文

次のとおり物品購入契約を締結する。

1. 契約の目的 平成25年度町単独木沢支所 ミニホイールローダ購入
2. 契約の方法 指名競争入札
3. 契約の金額 5,691,000円
4. 契約の相手方 徳島県板野郡藍住町奥野字長江口75-5

日立建機日本株式会社徳島営業所 営業所長 森田康則」

契約の状況は、説明資料の13-17のとおりでございます。木沢支所で管内の町道の維持のために使用するミニホイールローダ2台分の購入契約でございます。

機種につきましては、説明資料13-18に添付しております。この形式のキャビンつきとなりますので、よろしくお願いいたします。

○大澤夫左二議長 説明が済みました。

これより質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

○大澤夫左二議長 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。発言はありますか。

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これより、起立により採決します。

議案第85号については、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第85号は可決されました。

次に、議案第86号「物品購入契約の締結について（平成25年度電源立地地域対策交付金事業 丹生谷消防署高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材購入）」を審議いたします。

内容の説明を求めます。

○森下藤夫地域防災課長 議長。

○大澤夫左二議長 森下地域防災課長。

○森下藤夫地域防災課長 議案第86号については、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

「議案第86号、物品購入契約の締結について。

次のとおり物品購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定

により議会の議決を求める。

平成25年9月20日提出

那賀町長 坂口博文

次のとおり物品購入契約締結する。

1. 契約の目的 平成25年度電源立地地域対策交付金事業
丹生谷消防署高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材購入
2. 契約の方法 指名競争入札
3. 契約の金額 29,505,000円
4. 契約の相手方 徳島市応神町応神産業団地4番地30
大島器械株式会社 代表取締役 大島浩輔

内容につきましては、6業者を指名し、平成25年8月29日に指名競争入札を執行いたしました。入札結果につきましては比較表のとおりであります。請負率は92.62%でございます。高規格救急自動車の内訳につきましては、説明資料4-2の2～8のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○大澤夫左二議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

○大澤夫左二議長 「質疑なし」と認めます。

これより討論を行います。発言はございますか。

○大澤夫左二議長 「討論なし」と認めます。

これより、起立により採決します。

議案第86号については、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立全員」であります。よって、議案第86号は可決されました。

日程第5、要望第5号「議会改革の再審議を求める要望書について」を議題といたします。

要望第5号につきましては、本日が会期末となっていること、また議員の任期も残すところわずかとなっていることから、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大澤夫左二議長 異議なしと認めます。したがって、要望第5号は委員会付託を省略し、直ちに審議いたします。

これから討論を行います。発言ありますか。

○連記かよ子議員

○大澤夫左二議長 連記君。

〔連記かよ子議員、登壇〕

○連記かよ子議員 那賀町の議会改革ということについては、これまで特別委員会で議論されてきたところであります。その中でも、議員定数とその報酬削減は大きな柱であります。この大きな柱について、アンケート調査をされた剣山会に対しましては、敬意を表したいと思っております。

ところで、私は特別委員会また6月の本議会において、2名削減の14名ということ

を主張してまいりました。このたび剣山会の方がアンケート調査を行われ、その結果、「定数、報酬とも現行でよい」が８％、「削減」「改革する」が９２％という数字が出ております。このことについては、真摯に受けとめるべきであり、私も削減に対しては賛成でございます。

しかしながら、この那賀町では４，０００世帯余りがある中で、８分の１の５００人のアンケート調査であるということ、また要望書の中の１人の方の押印がなされていないということ、また報酬削減について、まだまだ議論の余地が残されているということ、私の個人的意見と異なっているために、この要望書については不採択の立場をとらせていただきます。

〔連記かよ子議員、降壇〕

○大澤夫左二議長 ほかに討論のある方。

○株田茂議員 議長。

○大澤夫左二議長 株田君。

〔株田茂議員、登壇〕

○株田茂議員 私も、不採択の立場から討論させていただきたいと思います。

剣山会の皆様には、一線を退かれました後も町政に関心を持ち、いろいろな有益な提言をさせていただいていること、ありがたく感謝いたしております。

しかしながら、今回の要望につきましては、私たち議員も残すところ１か月、非常に期間がございません。そして、このアンケートの結果の主な２点は、議員の定数と報酬でございます。

議員の定数というのは非常に大事な問題であります。那賀町は御存じのように県土の６分の１を占めておりますし、東西に長く、端から端まで行くのに１時間半かかります。平場の非常にコンパクトなまちとは違います。人口は１万人しかおりませんけれども、非常に守備範囲が広く、これを議員の人がカバーするのは大変なことだと思います。

議会というのは、単なる表決機関ではありません。住民の意思の反映の場です。単なる表決機関であれば、議会は３名あれば事足りるわけです。しかし、それでは住民の皆さんの意思を反映するわけにはいきません。ではどの程度の人数が適正なのか。これは非常に地域性が問われるかと思えます。

そうということで、私は先般、現状の１６名を維持したわけです。しかしながら、住民の皆様がこれ以上削減せよという意思があるのが、これは明確でございます。であれば、全町１区ではなく、選挙区制を取り入れるとか、いろいろな方策を考えなければいけないと思います。そうでなければ、驚敷の人の意見とか、離れた木頭のような過疎地の意見とか、なかなか平等に取り上げられなくなると思えます。そうすることで、このわずか１か月の間にこれを検討するのは、時間的に無理があるかと思えます。

次に、報酬ですけれども、現在、この報酬を私どもは２，７００千円ほどしかいただいておりますが、果たしてこれに見合った活動をしておるか、日々自問自答して活動しております。町会議員が国会の方のように専業でいけるのか、あるいは現在のように兼業しながら活動するのか、その活動のあり方によっても報酬というのは違ってくるかと思えます。そういうことから見まして、やはりこれももう少し詳しく議論をしてみる

必要があるのではないかと思います。

そうすることで、まことに残念でありますけれども、今回は不採択にさせていただきまして、次の新しい議員、多分大半の方がもう一度出られると思いますので、そのときには、まず初めにこの２点を取り上げていただき、検討していただけることを私は期待したいと思います。

そういうことをもちまして、大変心苦しいのですけれども、今回は不採択とさせていただきますと思います。

〔株田茂議員、降壇〕

○大澤夫左二議長 他に討論はございませんか。

○大澤夫左二議長 なければ、これで討論を終了いたします。

これより、起立により採決します。

要望第５号については、採択することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○大澤夫左二議長 「起立少数」であります。よって、要望第５号は不採択とされました。

日程第６、「鳥獣害対策特別委員会及び那賀川水系特別委員会の中間報告」を議題といたします。

両特別委員会から中間報告をしたいとの申出があります。

お諮りいたします。本件は、申出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大澤夫左二議長 異議なしと認めます。したがって、両特別委員会の中間報告を受けることに決定いたしました。

まず、鳥獣害対策特別委員会委員長の発言を許可します。

○古野司鳥獣害対策特別委員長 議長。

○大澤夫左二議長 古野君。

〔古野司鳥獣害対策特別委員長、登壇〕

○古野司鳥獣害対策特別委員長 それでは、鳥獣害対策特別委員会委員長の報告をさせていただきます。

本委員会は平成２１年１１月６日に設置され、増加する有害鳥獣の被害防止と駆除の取組について審査してまいりました。設置されてからこれまで９回の会議を開催し、被害の状況や捕獲方法、また檻^{おり}の設置やモンキードッグなど、さまざまな問題点について議論を重ねております。

また、議論があった中で、委員会において提言しました大型捕獲檻^{おり}や農作物被害防護柵の資材に対しての補助事業が実施されることになりました。昨年の４月には、委員以外の議員や理事者にも御参加いただき、剣山系のシカの食害調査も現地で実施させていただきました。また、委員会では、内閣や国などの関係機関に対し、狩猟者の確保や捕獲に関する規制緩和、専門家の育成や財政負担の軽減、そして人と野生鳥獣のすみわけ対策について意見書を提出いたしております。

また、最近では、鹿肉を利用したジビエ料理の普及についても協議してきたところで

あります。

有害鳥獣の駆除実績も年々増加してまいりましたが、まだまだ被害の減少につながっていないのが現状であります。当委員会では、来期においてもこの特別委員会が設置されることを期待し、下記の項目について決議しました。

- 一、有害鳥獣被害の防止について
- 一、有害鳥獣の駆除について
- 一、被害状況の調査について
- 一、シカ肉の加工及び流通の促進について

以上4項目について、今後においても調査並びに研究を行い、町当局の御協力をいただきながら、少しでも早期に問題が解決できるよう、国や県に対しても強く要望していくことを来期への申し送り事項として決議いたしましたので、御報告いたします。

以上でございます。

〔古野司鳥獣害対策特別委員長、降壇〕

○大澤夫左二議長 次に、那賀川水系特別委員会委員長の発言を許可します。

○熊原廣幸那賀川水系特別委員長 議長。

○大澤夫左二議長 熊原廣幸君。

〔熊原廣幸那賀川水系特別委員長、登壇〕

○熊原廣幸那賀川水系特別委員長 那賀川水系特別委員会委員長報告を行いたいと思います。

本委員会は「ダム堆砂問題特別委員会」として平成21年11月6日に設置され、平成23年12月議会で名称を「那賀川水系特別委員会」に変更して、ダムの堆砂問題や那賀川河川整備計画をはじめとする那賀川の諸問題について審査しました。

これまでに11回の会議を開催し、国並びに県、四国電力の担当者に出席を求め、堆砂対策や河川整備計画について議論を重ねてきたほか、河川の専門家を招致して研究会を開催したり、内閣や国会をはじめとする関係機関に対しては、浸水被害の救済を求める意見書や河川環境回復に関する意見書を提出してまいりました。

しかし、これらの那賀川に関する諸問題については一気に解決することができるものではないことから、来期においてもこの特別委員会が設置されることを強く望み、以下のことについて決議しました。

- 一、ダム湖及びダム湖上流部の堆砂対策について
- 一、長安口ダムの操作規程について
- 一、那賀川河川整備計画の諸問題と課題について
- 一、河川環境の回復に関することについて
- 一、洪水対策について

以上5項目について、今後においても調査並びに研究を行い、町当局の御協力もいただきながら、少しでも早期に問題が解決できるよう、国や県に対しても強く要望していくことを来期への申し送り事項として決議いたしましたので、御報告いたします。

以上でございます。

〔熊原廣幸那賀川水系特別委員長、降壇〕

○大澤夫左二議長 両特別委員会委員長の報告は以上のとおりであります。

日程第7、「閉会中の継続調査について」を議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、各常任委員長、議会運営委員長から閉会中の継続調査並びに審査の申出があります。本件は、これを各委員長の申出のとおり閉会中の継続調査並びに審査に付することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大澤夫左二議長 異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査並びに審査に付することに決定いたしました。

以上をもって、今期定例会の会議に付議されました事件は全て議了いたしました。

ここで、坂口那賀町長から挨拶がございます。

○坂口博文町長 議長。

○大澤夫左二議長 坂口町長。

○坂口博文町長 9月4日から本日20日までの17日間、慎重審議、御審議をいただき、全議案御承認、また認定関係につきましても決算認定等全て御認定をいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。

この審議の中でいただきました御意見・御提言、特に決算認定等につきましては、監査委員さんからの御指摘等、これらの件につきましては早急に是正できるよう対応策を検討いたし、実施してまいりたいと思っております。「0」に近づけるよう、最善を尽くしてまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしく御指導のほどお願い申し上げたいと思います。

それから、これは余談でございますが、匿名の方から3点ほどの御質疑があったとお聞きいたしておりますが、この件につきましては、私どもに対するものに対しても一応御確認させていただきたい点もございますので、お名前が分かり次第、また対応させていただきたいと思っております。

最後に、10月27日が那賀町議会議員の選挙となっております。どうか全議員各位におかれましても、是非とも全員の方が再度立候補していただき、そして御当選いただき、来年度、平成26年度、平成27年で合併して10年を迎えます。本当に那賀町にとりましても重要な時期となっております。そういった意味で、是非とも町政発展に皆さん方に引き続き御尽力を賜りますようお願い申し上げ、今議会の全議案の御承認と併せて、お礼と今後の御指導をお願いして、御挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

○大澤夫左二議長 本会議の閉会に当たりまして、一言議長から御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る9月4日に開会以来本日までの17日間、議員各位の熱心な御審議をいただき、ここに閉会を迎えることになりました。これもひとえに各位の御精進のたまものであり、心より敬意と感謝の意を表する次第であります。

ただいまの町長の話にもありましたが、我々も任期、あと少し残してではありますけれども、本会議、定例会はこれが最後の議会となります。この際に、この場をお借りして、一言お礼なり御挨拶を申し上げたいと思います。

この4年間、皆様方に御承諾いただいて議長を務めさせていただきましたが、非常に拙い議長でありながら、大過なく今日まで職務をおさめることができましたこと、これ

は皆ひとえに皆様方の温かい御理解があればこそ、ここまで務めることができました。
心より深く御礼を申し上げます。

那賀町には、御存じのように、まだまだ活性化のために重大な問題が山積しておりますが、その中でも議会の皆様方の熱心な議論やいろいろな提案、そのことによって理事者の方もそれに柔軟に応じていただいたところが多々あったのではないかと、自画自賛になるかも知れませんが、議長としてはそのように感じております。

確かにこれからが議会としてより一層大切な将来になりますが、新しい議員が改選されましても、それに対して、先ほど各委員長からも報告がありましたが、次の議会に期待するところが大きくあることも事実でございます。

先ほど、要望第5号は不採択となりました。この問題は大変重要な問題であるため、来期においても是非議会改革調査特別委員会を御設置いただいて、そのことを期待し、議論を深く重ねて結果を出していただきたいと、特に思います。

長々申し上げましたが、未熟な議長が今日まで締めくくりができましたことを再度心から感謝申し上げまして、最後の閉会の挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

これをもって、平成25年9月那賀町議会定例会を閉会いたします。大変御苦労さまでございました。

午後00時11分 閉会

(地方自治法第123条第2項の規定による署名)

議 長 大澤夫左二 (署名)

署 名 議 員 福永 泰明 (署名)

署 名 議 員 新居 敏弘 (署名)